

# 第3期 海南市子ども・子育て支援事業計画

家庭と地域、健やかで安らかなまち かいなん



令和7年3月

海南市

## はじめに

本市では、平成 27 年 3 月に「家庭と地域、健やかで安らかなまち かいなん」を基本理念とする子ども・子育て支援事業計画を策定し、令和元年からは「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」として、子育てしやすい環境整備と子育て施策の充実に取り組んできました。

このたび、令和 6 年度で計画期間が満了となるため、この趣旨を継承し、社会情勢の変化やニーズを踏まえ、「第 3 期海南市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

全国的な少子化や人口減少など、社会状況や子育て世帯を取り巻く環境も年々変化する中、子育てに不安や孤立感を感じる家庭も増えつつあります。

国においては、子どもを取り巻く諸課題に取り組むため、令和 5 年にこども家庭庁を発足させるとともに、こども未来戦略「加速化プラン」を発表し、若い世代の所得向上に向けた取り組みや全ての子どもと子育て世帯を対象とする支援の拡充など、妊娠時から出産・子育てにおいて、切れ目のない対策を講じています。

未来を担う子どもがのびのびと育ち、子育てる家庭が安心して暮らせるよう、市全体で子ども・子育てを応援することが社会の役割となっています。

本市においては、子育てに関する不安や負担、孤立感を払拭し、家族を持つこと、子どもを産み育てることに夢と希望が持てる施策の充実に努めます。また、海南市に生まれ、育つて、住み続けたいと思ってもらえるよう、計画の推進により一層努めて参ります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ニーズ調査等を通じてご協力いただきました市民の皆さんをはじめ、貴重なご意見やご提言をいただき、計画のご審議をいただきました海南市子ども・子育て会議の皆さんに心からお礼を申し上げます。



令和 7 年 3 月

海南市長 神出 政巳



## 目 次

---

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の法的根拠と位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	2
4 計画の策定体制 .....	3
第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く現状 .....	4
1 統計資料からみる現状 .....	4
2 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況 .....	16
3 アンケート調査結果からみる現状 .....	23
4 和歌山県子供の生活実態調査結果からみる状況 .....	31
5 現状・課題のまとめと今後の方向性 .....	43
第3章 計画の基本的な考え方 .....	44
1 基本理念 .....	44
2 基本的な視点 .....	45
3 基本目標 .....	46
4 施策体系 .....	48
第4章 教育・保育事業等の量の見込み等 .....	49
1 教育・保育提供区域の設定 .....	49
2 教育・保育等の量の見込みと確保方策 .....	50
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .....	52
4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 .....	61
第5章 施策の展開 .....	63
1 子育てを支援する仕組みづくり .....	63
2 健やかに産み育てる環境づくり .....	70
3 次代を担う心身ともにたくましい人づくり .....	75
4 仕事と子育てが両立できる社会づくり .....	82
5 子どもの安全を守る安心なまちづくり .....	84
6 計画の推進に向けて .....	88
資料編 .....	89



# 第1章

## 計画策定にあたって

### 1 計画策定の背景と趣旨

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。しかしながら、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、出産をあきらめる人や悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人がいるのが現状です。こうしたなか、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他のあらゆる分野において、子ども・子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協働し、役割を果たすことが重要となっています。

国においては、平成24年度に「子ども・子育て関連3法」が制定され、市町村は国及び都道府県と連携し、地域の実情に応じて子ども・子育て支援事業を計画的に提供することが求められるとともに、平成25年度に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、平成28年度には「児童福祉法」改正で、子どもが保護の対象から権利の主体へと法の理念が大きく変わりました。さらに、令和2年度に幼児教育・保育を無償化する「子ども・子育て支援法」が改正されました。

本市では、平成26年度に、子ども・子育て支援にかかる事業の利用状況や潜在的な利用希望を把握し、令和元年度までの5年間の本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の見込みと提供体制を確保することを目的とした「海南市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和元年度に「第2期海南市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

令和3年度に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、令和5年度には「こども基本法」が施行されて「こども家庭庁」が創設されました。令和6年度には「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」が改正され、経済的支援の拡充や妊娠期からの切れ目のない相談支援の充実など、包括的な支援体制等の強化が進められています。

こうした社会情勢の変化に対応するとともに、第2期の計画期間が令和6年度で終了することに伴い、今後5年間の本市の保育ニーズに応じた提供体制を確保することを目的に「第3期海南市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

なお、本計画は、少子化対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援対策推進法に基づく「海南省次世代育成支援行動計画（後期計画）」の考え方を継承するとともに、「海南省子ども・子育て支援事業計画」を改訂するものです。

また、本計画は、上位計画である「海南省総合計画」やその他関連計画と整合を図るとともに、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮して策定しています。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。計画最終年度である令和11年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、5年間の計画期間中であっても、社会情勢の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。



## 4 計画の策定体制

### (1) 住民ニーズ調査の実施

本調査は、「第3期海南市子ども・子育て支援事業計画」（令和7年度～11年度）の策定資料として、保育ニーズや本市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、住民意向調査（アンケート調査）として実施しました。

◆調査期間：令和6年1月5日～1月26日

◆調査方法：幼稚園・保育所・小学校を通じた直接配布・回収及び一部郵送配布・回収

◆調査対象者：海南市在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童調査）

海南市在住の「小学生」のいる世帯・保護者（小学生児童調査）

#### ■調査概要

項目	就学前児童調査	小学生児童調査
配布数	1,227件	1,489件
有効回収数	947件	1,285件
有効回収率	77.2%	86.3%

### (2) 子ども・子育て会議での審議

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市において子ども及び子育て家庭の実情を踏まえた子ども・子育て支援施策を実施するため、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「海南市子ども・子育て会議」において、計画の内容について審議しました。

## 第2章

# 本市の子ども・子育てを取り巻く現状

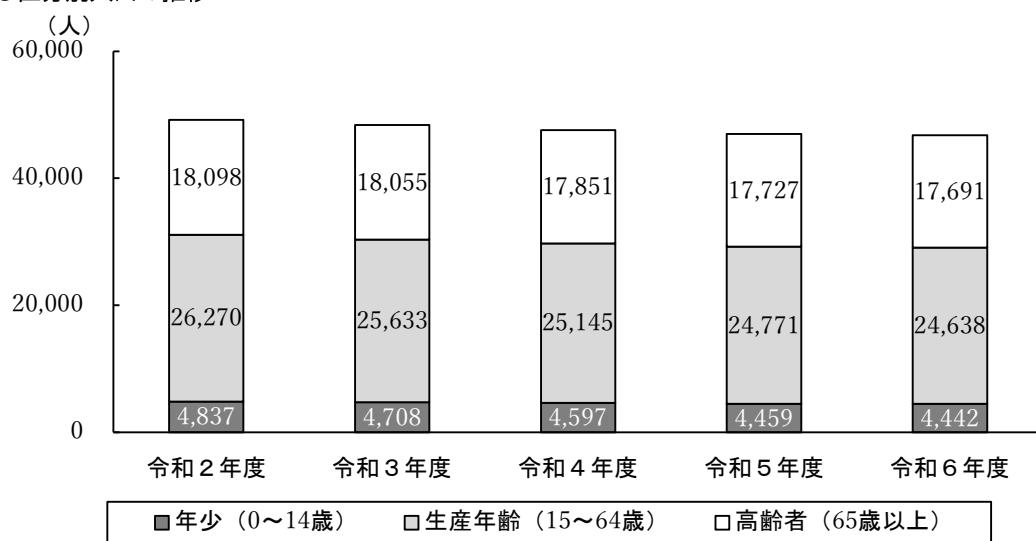
## 1 統計資料からみる現状

### (1) 人口・世帯

#### ① 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、減少傾向にあり、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）すべての年齢層で減少しています。

#### ■年齢3区分別人口の推移



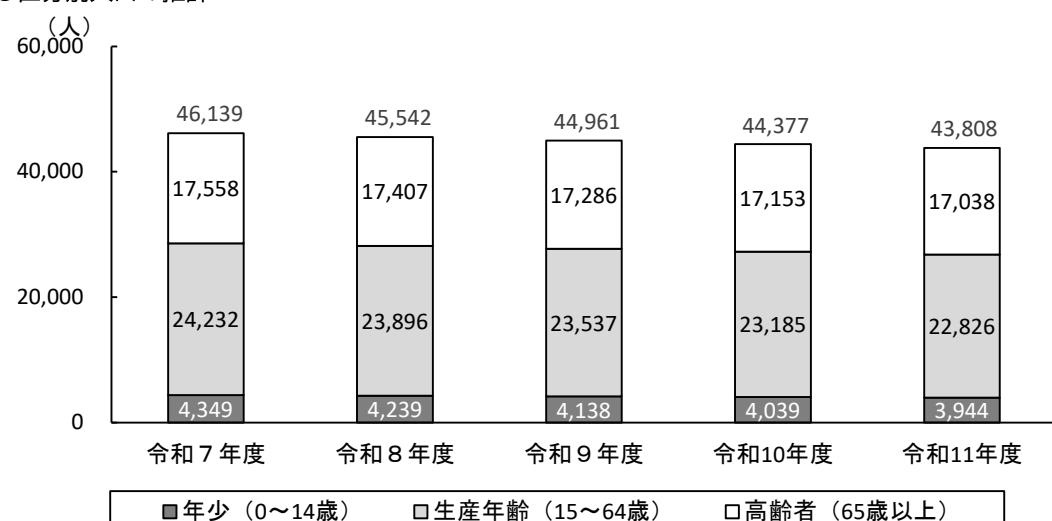
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

\*令和6年度は年度最新の数値

#### ② 年齢3区分別人口の推計

年齢3区分別人口の推計では、各階層ともに減少する見通しとなっています。

#### ■年齢3区分別人口の推計

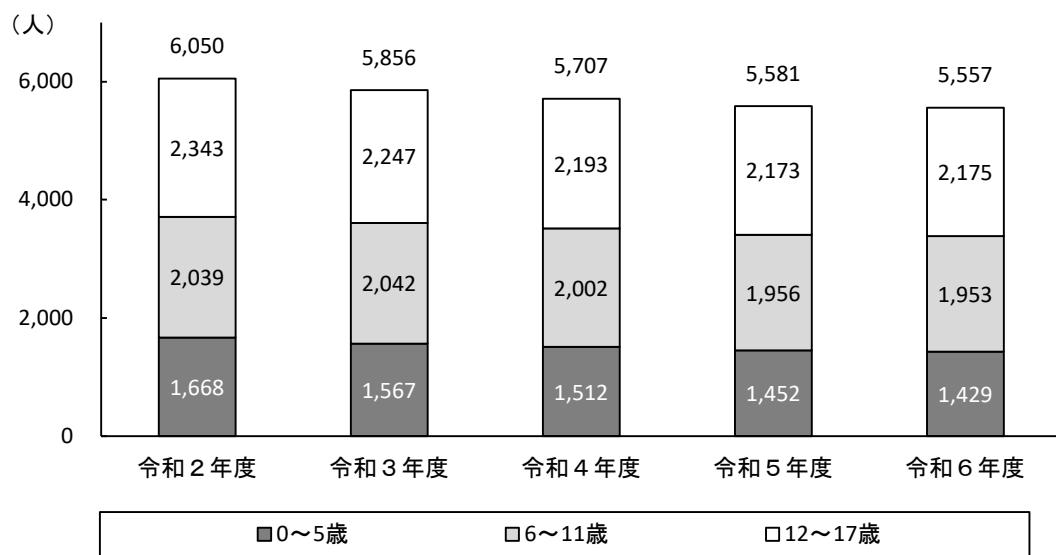


資料：住民基本台帳をもとにコーホート変化率法により推計

### ③ 子どもの人口の推移

18歳未満の子どもの人口は、各階層で減少傾向にあります。令和6年度の子どもの人口は5,557人で、令和2年度から1割程度減少しています。

#### ■子どもの人口の推移



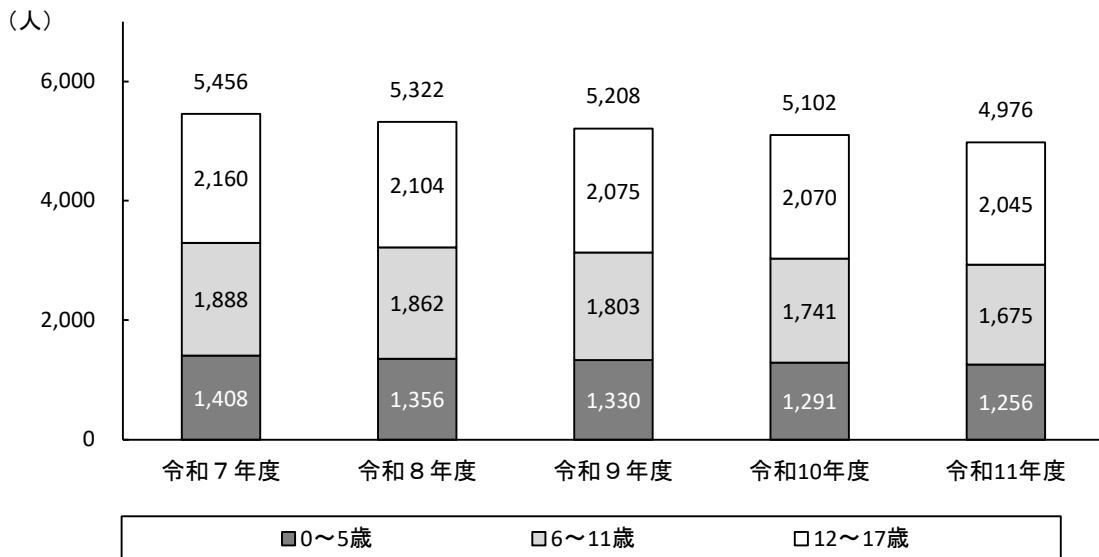
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

\*令和6年度は年度最新の数値

### ④ 子どもの将来人口の推計

子どもの将来人口の推計では、今後も減少していくことが見込まれています。令和11年度には、18歳未満の人口が5,000人を下回る見通しとなっています。

#### ■子どもの人口の推計



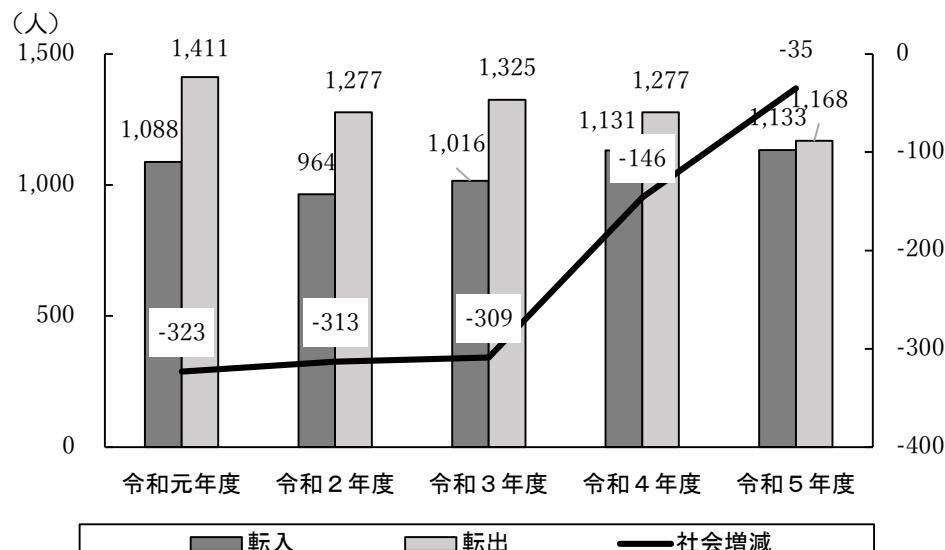
資料：住民基本台帳をもとにコーホート変化率法により推計

## (2) 人口動態の状況

### ① 社会動態の推移

転入数は令和2年度に1,000人を切りましたが、その後は微増しており、転出数は微減しています。令和元年度から令和5年度にかけての社会動態は社会減となっており、令和5年度は減少幅が最小になっています。

#### ■社会動態の推移

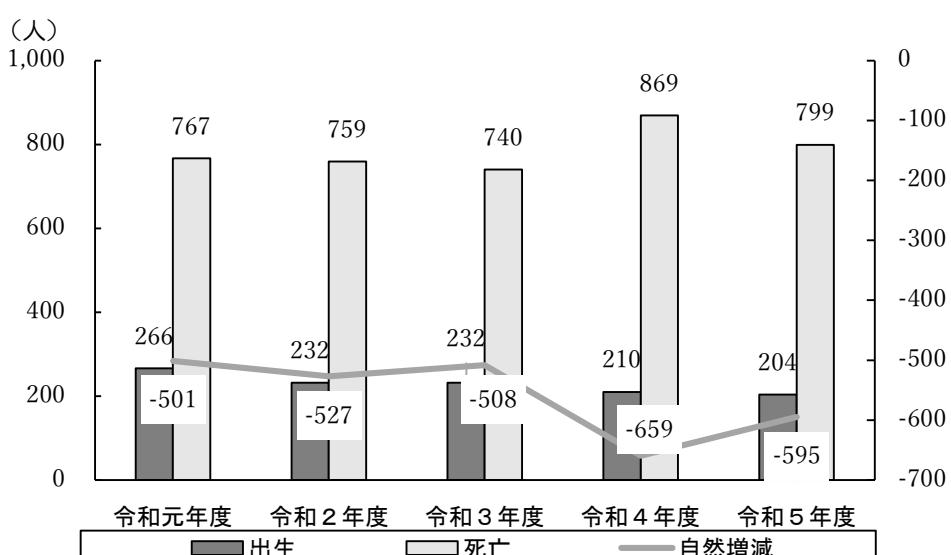


資料：海寧市（3月末現在）

### ② 自然動態の推移

出生数は令和元年度以降、減少しています。死亡数は概ね横ばいで推移しています。令和元年度から令和5年度にかけての自然動態は自然減となっており、各年度500人を超えていました。

#### ■自然動態の推移



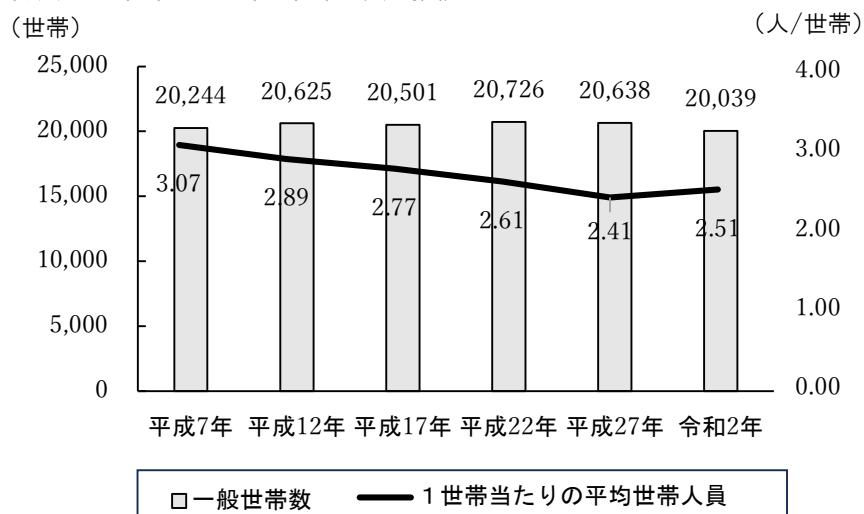
資料：海寧市（3月末現在）

### (3) 世帯・就労の状況

#### ① 一般世帯数及び平均世帯人員の推移

一般世帯数は横ばいで推移していましたが、平成 22 年以降減少に転じています。一方、1 世帯あたり平均世帯人員は平成 12 年以降、1 世帯あたり 3 人を下回って推移していましたが令和 2 年には下げ止まっています。

##### ■一般世帯数及び 1 世帯あたり平均世帯人員の推移

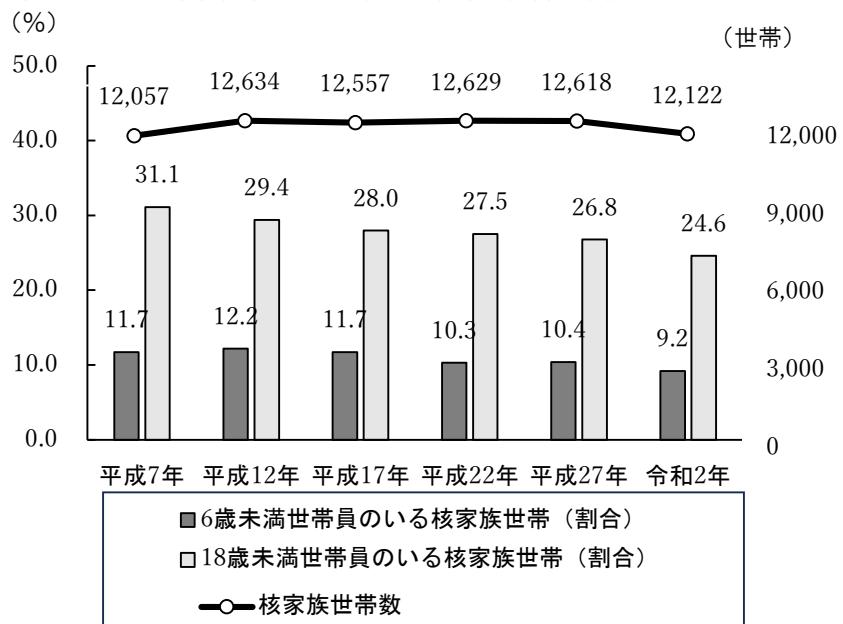


資料：国勢調査

#### ②-1 子育て世帯の状況

核家族世帯数は平成 22 年をピークに減少に転じています。6 歳未満世帯員及び 18 歳未満世帯員のいる核家族世帯の割合においては、減少傾向にあります。

##### ■6 歳未満世帯員及び 18 歳未満世帯員のいる核家族世帯の割合の推移

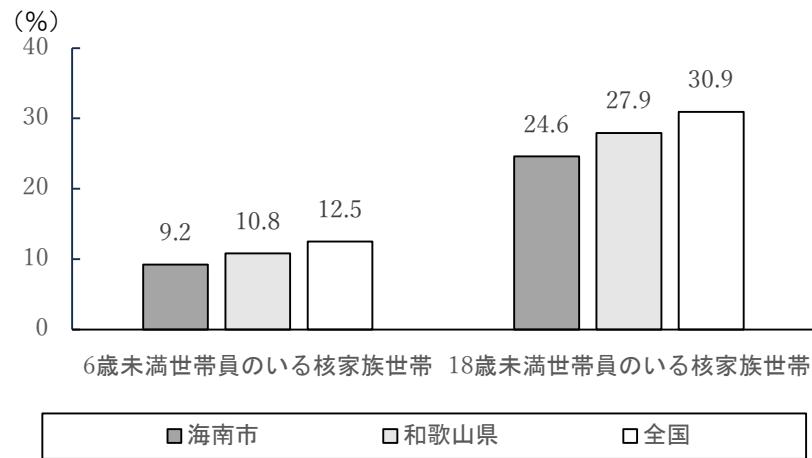


資料：国勢調査

## ②- 2 核家族世帯の割合（令和2年）

一般世帯数に占める子どもがいる核家族世帯の割合を全国や県と比較すると、本市は全国や県より低くなっています。

### ■一般世帯数に占める子どもがいる核家族世帯の割合（海南市・和歌山県・全国の比較）

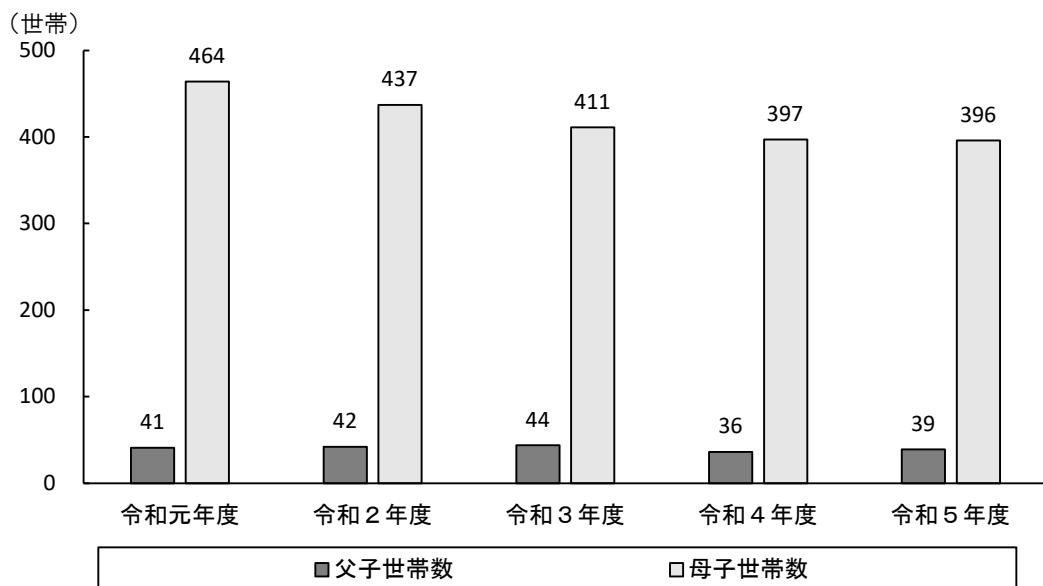


資料：国勢調査

## ②- 3 父子世帯数及び母子世帯数の推移

母子世帯数は減少傾向となっており、父子世帯数は横ばいです。令和5年度の母子世帯数は396世帯で、令和元年度に比べて68世帯減少しています。

### ■父子世帯数及び母子世帯数の推移

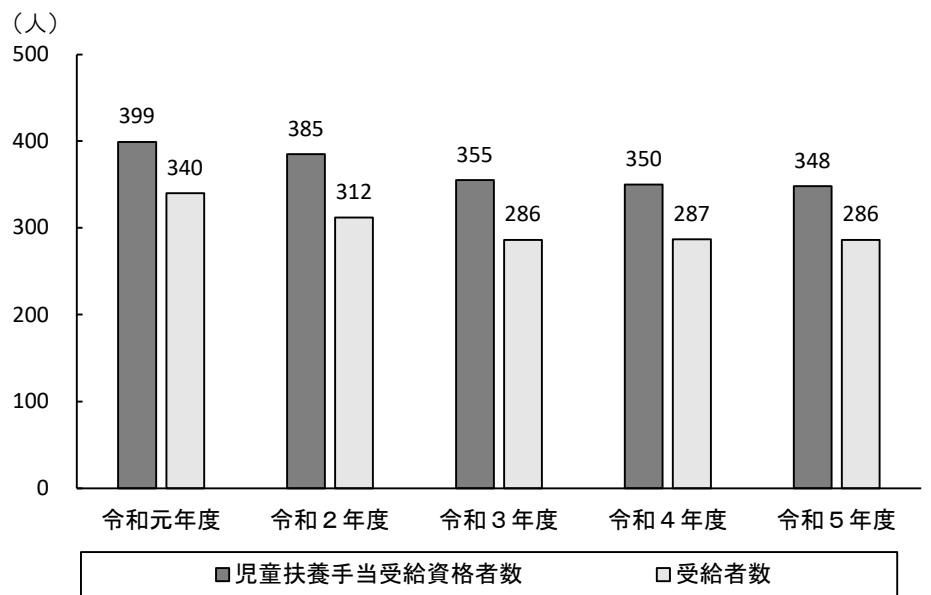


資料：海南市（3月末現在）

## ②-4 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給資格者数、受給者数ともに減少傾向にあり、令和5年度の受給者数は286人で、令和元年度に比べ54人減少しています。

### ■児童扶養手当受給資格者数及び受給者数の推移

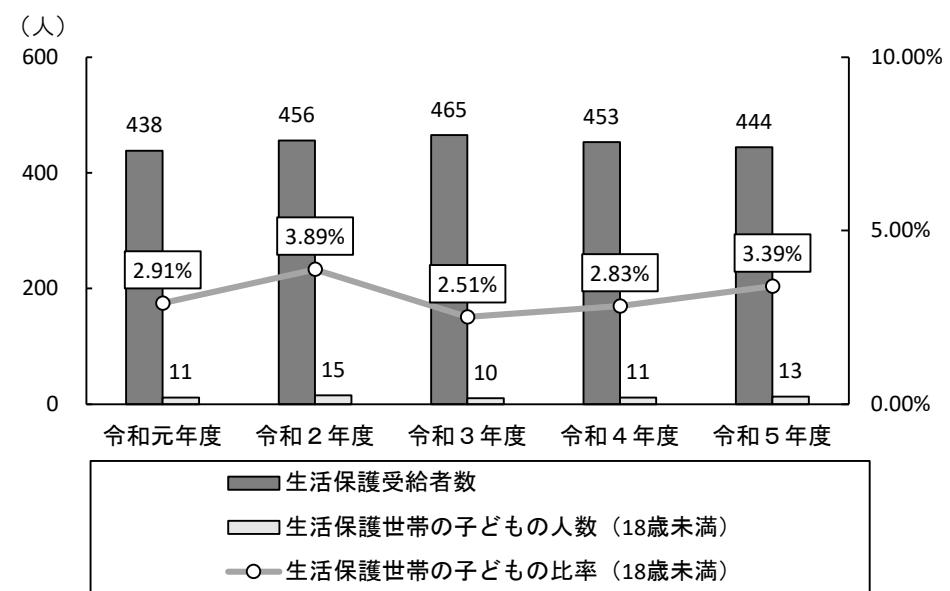


資料：海南省（3月末現在）

## ②-5 子育て世帯の生活保護受給状況

生活保護受給者数は令和3年度をピークに減少していますが、生活保護世帯の子どもの人数は10人台で横ばい傾向です。

### ■生活保護受給者数・生活保護世帯の子どもの人数及び割合の推移

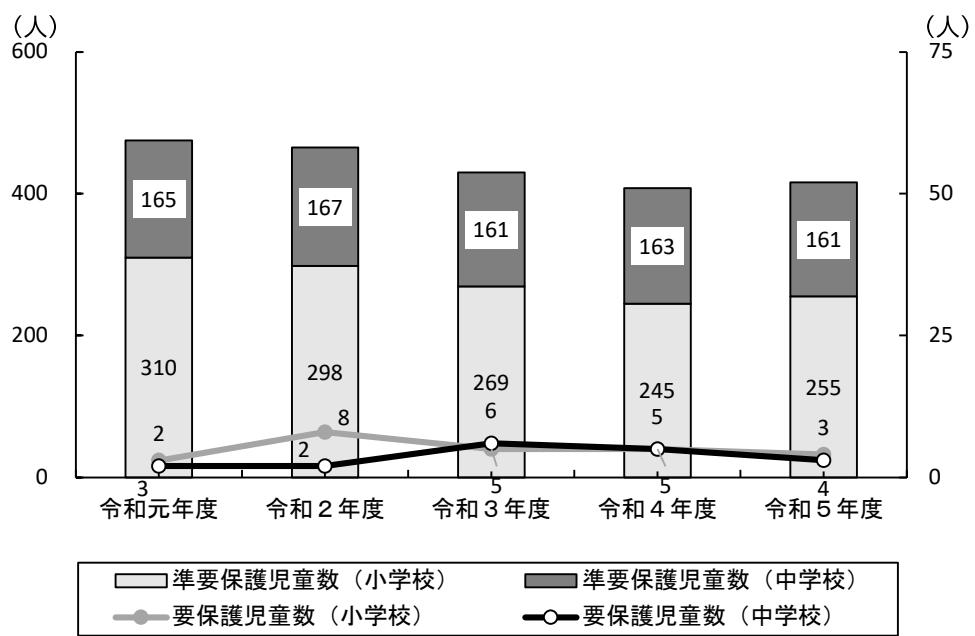


資料：海南省（3月末現在）

## ②-6 就学援助の受給状況

要保護児童数は、小・中学校ともに一けた台で、横ばい傾向です。準要保護児童数は、小学校では令和元年度から令和4年度にかけて減少していましたが、令和5年度は増加に転じています。中学校は増減を繰り返しながら横ばいで推移しています。

■就学援助受給者数の推移（延べ児童数）

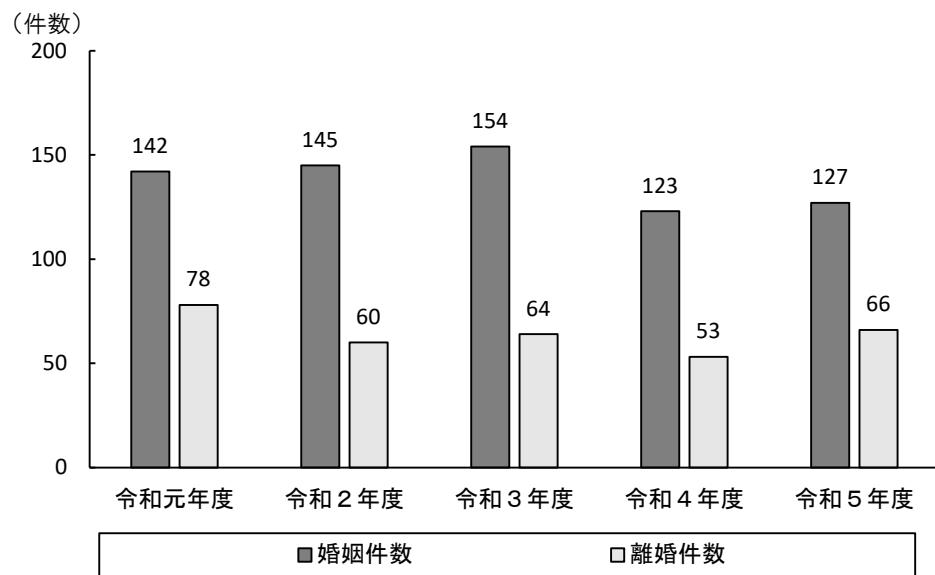


資料：海寧市

## ③ 婚姻件数及び離婚件数の状況

婚姻件数は、令和元年度から令和5年度にかけて増減を繰り返しており、全体的に減少傾向にあります。離婚件数は、令和元年度以降、増減を繰り返しながら横ばいで推移しています。

■婚姻件数及び離婚件数の推移



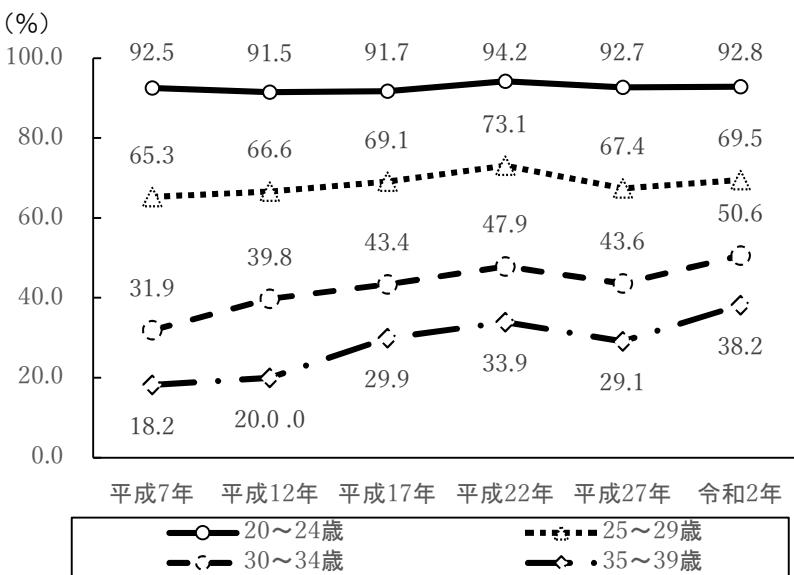
資料：海寧市（3月末現在）

#### ④ 未婚率の推移

未婚率について、男性はいずれの年代も、平成27年に一時的に減少に転じましたが、令和2年は増加傾向に戻りました。女性は20歳代後半から30歳代で平成27年にかけて増加していましたが、令和2年は減少に転じました。

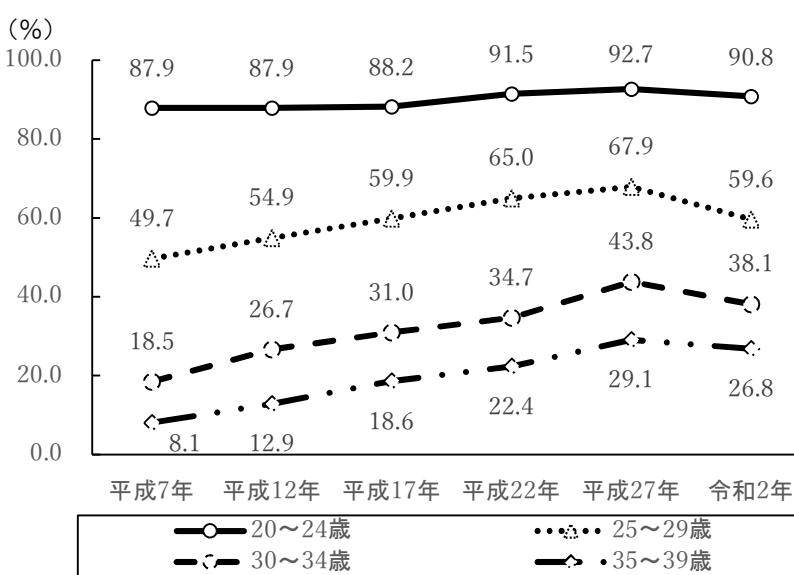
■未婚率の推移（男女別・年齢階層別）

##### 【男性】



資料：国勢調査

##### 【女性】



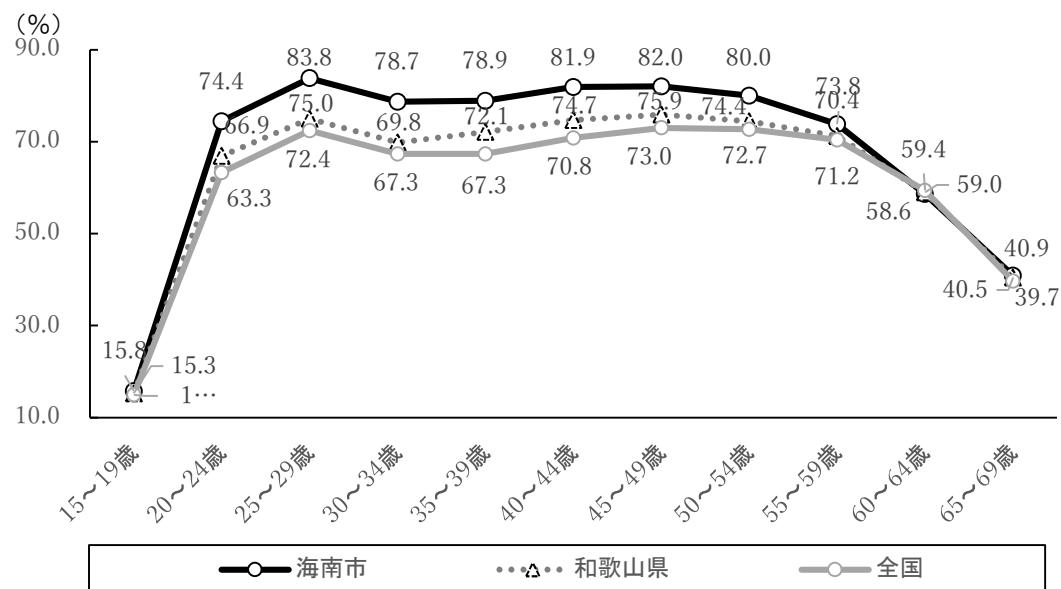
資料：国勢調査

## ⑤ 女性の労働力率

本市の女性の労働力率を年齢階層別にみると、30歳代で労働力率が一時低下するM字型曲線となっており、全国や県に比べ高くなっています。

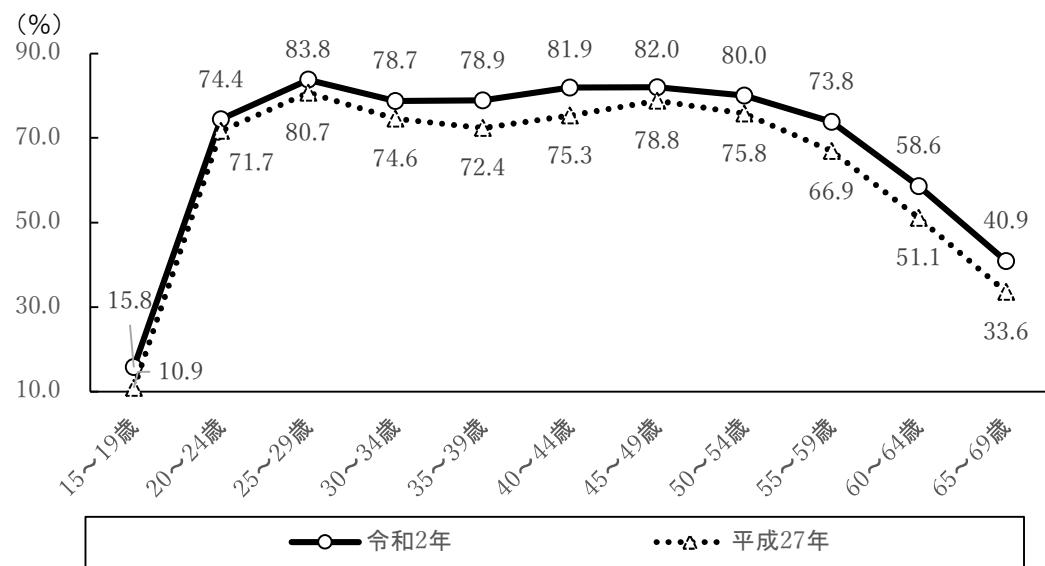
本市の平成27年と令和2年の女性の労働力率を比較すると、15歳から69歳までの全ての年代で女性の労働力率が上昇しています。また、30歳代で労働力率が低下するM字型曲線が緩やかになる現象が見られます。

■女性の年齢階層別労働力率（海南市・和歌山県・全国の比較）（令和2年）



資料：国勢調査

■女性の年齢階層別労働力率（平成27年と令和2年の比較）



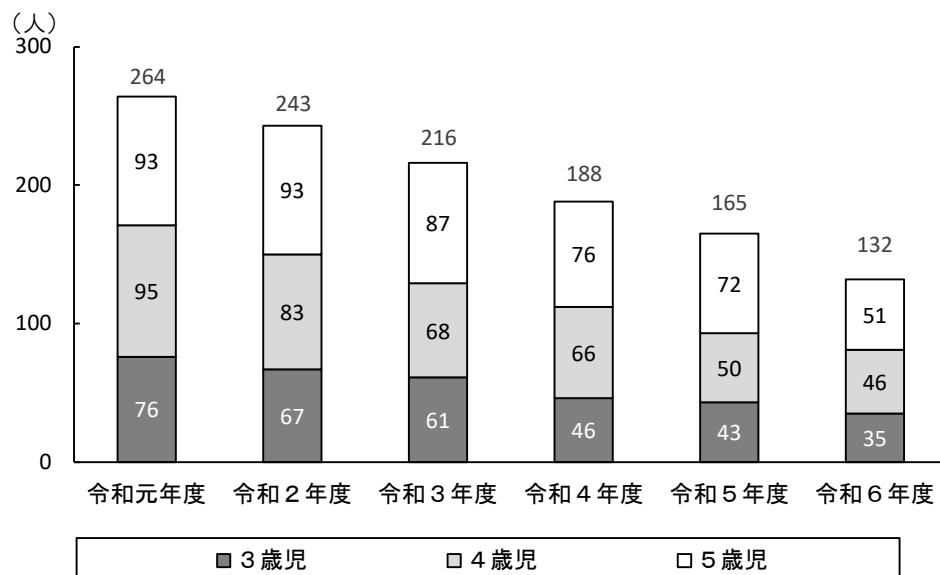
資料：国勢調査

## (4) 教育・保育施設等の利用状況

### ① 幼稚園園児数の推移

幼稚園園児数については令和元年度以降、減少しています。令和6年度は令和元年度に比べ園児数が半減しました。

#### ■幼稚園園児数の推移

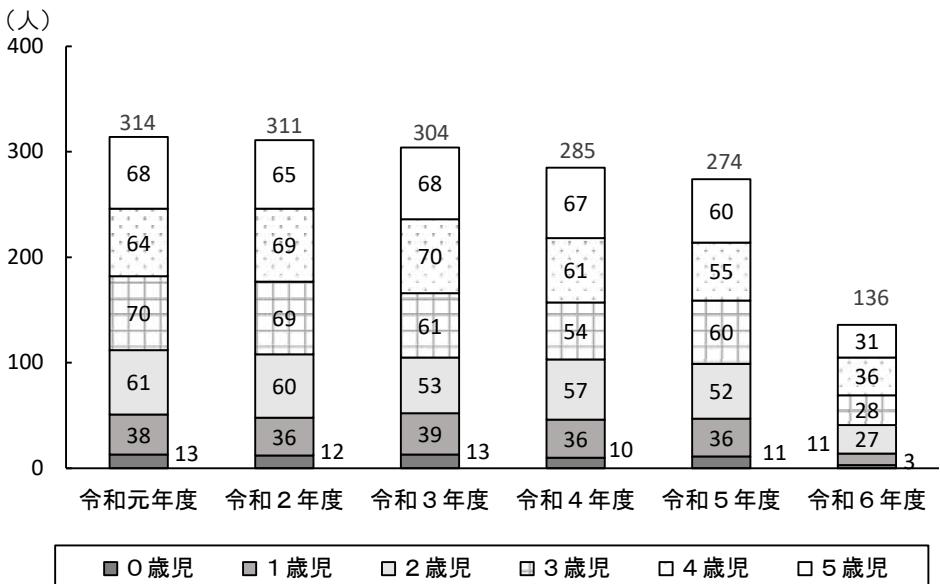


資料：海南市（5月1日現在）

### ② 保育所園児数の推移

保育所園児数については減少傾向になっています。くるみ保育園が令和6年度に、保育所型認定子ども園に移行したため、保育所の園児数は大幅に減少しています。

#### ■保育所園児数の推移

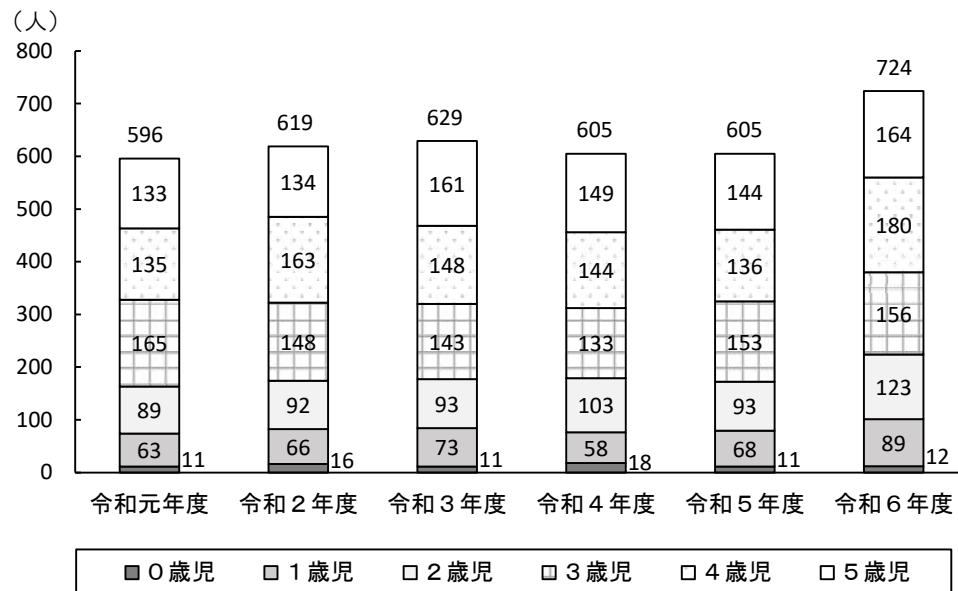


資料：海南市（4月1日現在）

### ③ 認定こども園園児数の推移

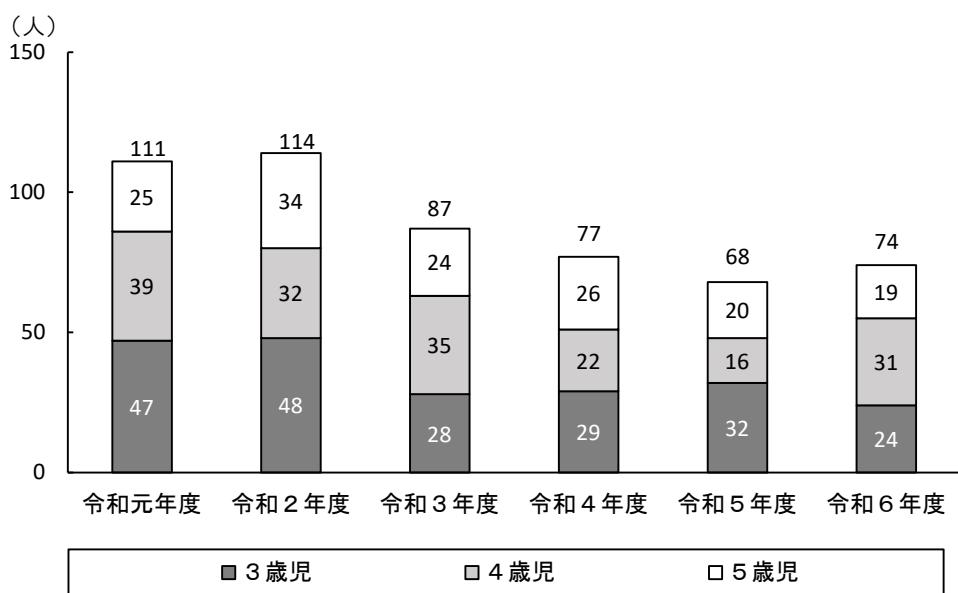
認定こども園園児数は増減を繰り返しながら推移しています。くるみ保育園が令和6年度に保育所型認定子ども園へ移行したため増加しています。

#### ■認定こども園園児数の推移



資料：海南省（4月1日現在）

#### ■認定子ども園園児数の推移（うち幼稚園部）

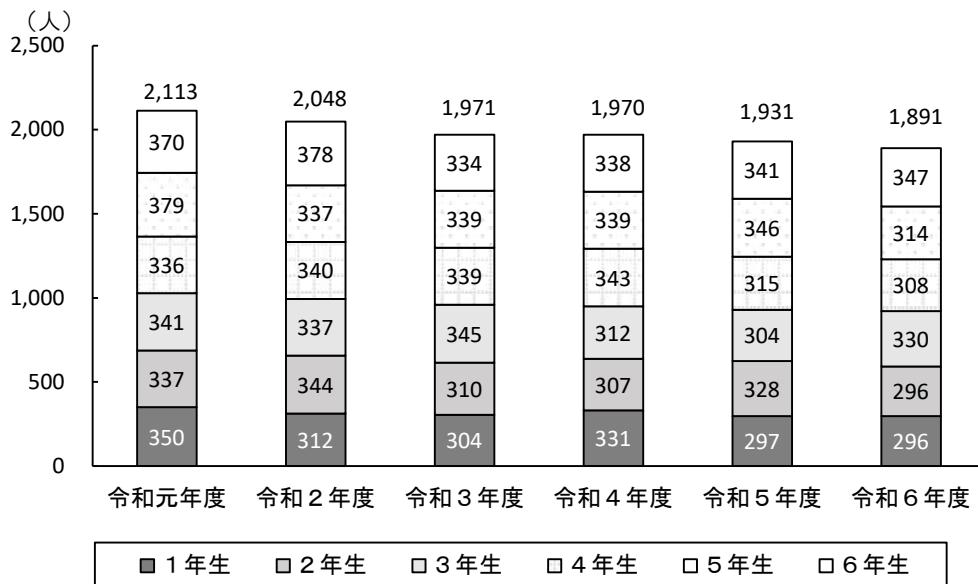


資料：海南省（4月1日現在）

## (5) 小学校児童数の推移

小学校児童数は、年々減少しています。

### ■小学校児童数の推移

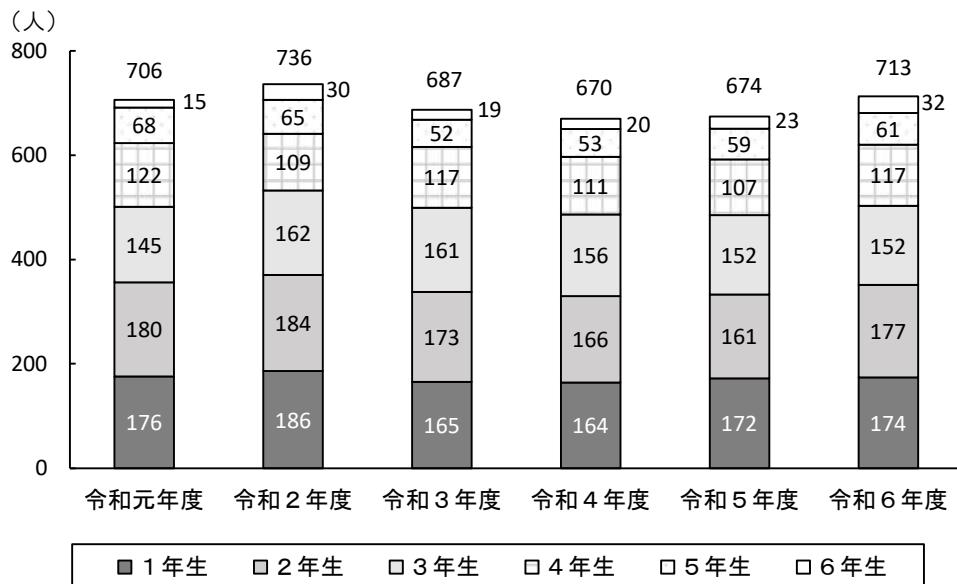


資料：海南市

## (6) 学童保育利用人数の推移

小学校の児童数は減少傾向にありますが、学童保育利用人数は横ばいで推移しており、各学年とも横ばいとなっています。

### ■学童保育利用人数の推移



資料：海南市

## 2 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

### (1) 幼児期の教育・保育の提供状況

#### ① 教育

■幼稚園と認定こども園（保育短時間）利用者の推移

単位：人／年

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3～5歳	3～5歳		3～5歳	3～5歳		3～5歳	3～5歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	253	93	346	242	90	332	221	82	303
②確保の内容 幼稚園・ 認定こども園			1,144			1,144			1,144

	令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3～5歳	3～5歳		3～5歳	3～5歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	215	79	294	206	76	282
②確保の内容 幼稚園・ 認定こども園			1,144			1,144

#### 【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園（3～5歳）	248	221	189	166	132
認定こども園幼稚園部 (3～5歳)	111	79	74	76	72
合計	359	300	263	242	204

資料：海南省

教育については、令和2年度は実績の合計が量の見込みの合計を上回っていましたが、令和3年度からは下回っています。また、入所児童数は減少しています。

## ② 保育

### ■利用数の推移

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		550	46	265	535	44	256	492	48	258
②確保の内 容	認定こども 園・保育所	620	61	270	670	61	320	670	61	320

		令和5年度			令和6年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		481	46	251	462	44	245
②確保の内 容	認定こども 園・保育所	670	61	320	670	61	320

### 【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定こども園 (3-5歳)	337	375	355	365	429
保育所 (3-5歳)	213	201	196	180	94
合計	550	576	551	545	523
認定こども園・保育所 (0歳)	42	48	42	39	20
認定こども園・保育所 (1-2歳)	252	257	249	248	248

資料：海南市

保育の利用では、実績が量の見込みと概ね同等となっており、受け入れ体制の確保はできています。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供状況

### ① 延長保育事業\*

#### ■利用数の推移

単位:人／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	245	237	226	252	244
確保方策	245	237	226	252	244
実績（年度末）	180	184	158	115	

資料：海南省

延長保育事業については、実績が量の見込みを下回っています。

### ② 放課後児童健全育成事業（学童保育）\*

#### ■利用数の推移

単位:人／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	522	502	503	491
	高学年	253	276	292	277
確保方策		775	778	795	782
実績	低学年	532	499	496	485
	高学年	204	188	184	189
	合計	736	687	680	674

資料：海南省

学童保育について、低学年では、実績が量の見込みを令和2年度と令和6年度は上回っています。高学年の利用は、実績が量の見込みを下回っています。

### ③ 子育て短期支援事業\*（ショートステイ）の利用状況

#### ■利用数の推移

単位:人／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2
実績	3	3	28	0	

資料：海南省

子育て短期支援事業\*（ショートステイ）については、利用要件があるため各年度によりばらつきがあり、令和5年度は利用がありません。

#### ④ 地域子育て支援拠点事業※

##### ■利用数の推移

単位:人回／月

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,293	1,241	1,227	1,182	1,141
確保方策	1,293	1,241	1,227	1,182	1,141
実績	943	1,109	1,216	1,356	

資料:海南省

地域子育て支援拠点事業は増加傾向にあり、コロナ禍の令和4年度までは実績が量の見込みを下回っていましたが、令和5年度には量の見込みを上回る利用となっています。

#### ⑤－1 一時預かり事業※（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

##### ■利用数の推移

単位:人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	11,376	11,076	10,188	9,948	9,552
確保方策	11,376	11,076	10,188	9,948	9,552
実績	13,199	12,482	10,295	13,288	

資料:海南省

幼稚園における在園児を対象とした一時預かりについては、各年度とも実績が量の見込みを上回っており、令和5年度は増加に転じました。

#### ⑤－2 その他の一時預かり

##### ■利用数の推移

単位:人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,226	1,186	1,128	1,094	1,054
確保方策	1,226	1,186	1,128	1,094	1,054
実績	680	692	1,000	898	

資料:海南省

その他の一時預かり（「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり」以外）については、年度によってばらつきが見られますが、各年度とも実績が量の見込みを下回っています。

## ⑥ 病児・病後児保育事業※

### ■利用数の推移（病後児保育事業）

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保方策	20	20	20	20	20
実績	14	12	11	23	

資料：海南省

病児・病後児保育事業※は、令和2年度以降、実績が量の見込みを下回り10人日台の利用でしたが、令和5年度は増加に転じ、実績が量の見込みを上回っています。

## ⑦ ファミリー・サポート・センター事業※（就学児のみ）

### ■利用数の推移

単位：人日／週

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	11	10	10	10	10
確保方策	11	10	10	10	10
実績	1	1	1	1	

資料：海南省

ファミリー・サポート・センター事業※は、実績が量の見込みを下回っています。

## ⑧ 妊産婦健診事業※

### ■利用数の推移

単位：人／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	448	432	418	408	389
確保の内容	448	432	418	408	389
実績	381	367	352	322	

資料：海南省

妊産婦健診事業※は、実績が量の見込みを下回っており、年々減少傾向にあります。

## ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業※

### ■利用数の推移

単位:人／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	256	247	239	230	222
確保の内容	256	247	239	230	222
実績	219	191	141	147	

資料:海南市

乳児家庭全戸訪問事業※は、実績が量の見込みを下回っており、令和5年度は微増しています。

## ⑩ 養育支援訪問事業※

### ■利用数の推移

単位:件／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	32	31	30	29	28
確保の内容	32	31	30	29	28
実績	83	101	112	97	

資料:海南市

養育支援訪問事業※は、実績が量の見込みを大きく上回り増加傾向でしたが、受け入れ体制の確保はできています。

## ⑪ 利用者支援事業※

### ■利用数の推移

単位:か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
実績	1	1	1	1	

資料:海南市

利用者支援事業※は、教育・保育施設で地域子ども・子育て支援事業※を円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言などを行っています。

## ⑫ 産後ケア事業

### ■利用数の推移

単位:人／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み					
実績	7	5	4	12	

資料：海南省

出産後の退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等、きめ細かい支援を実施する事業です。

## ⑬ 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）に、世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業で、令和6年度から実施しています。

## ⑭ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

世帯の所得状況を勘案して定める基準に基づき、特定教育・保育事業を受けた場合にかかる日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または特定教育・保育にかかる行事への参加に要する費用その他これらに類する費用、施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の全部または一部を助成する事業です。

## ⑮ 多様な主体が参入することを促進するための事業

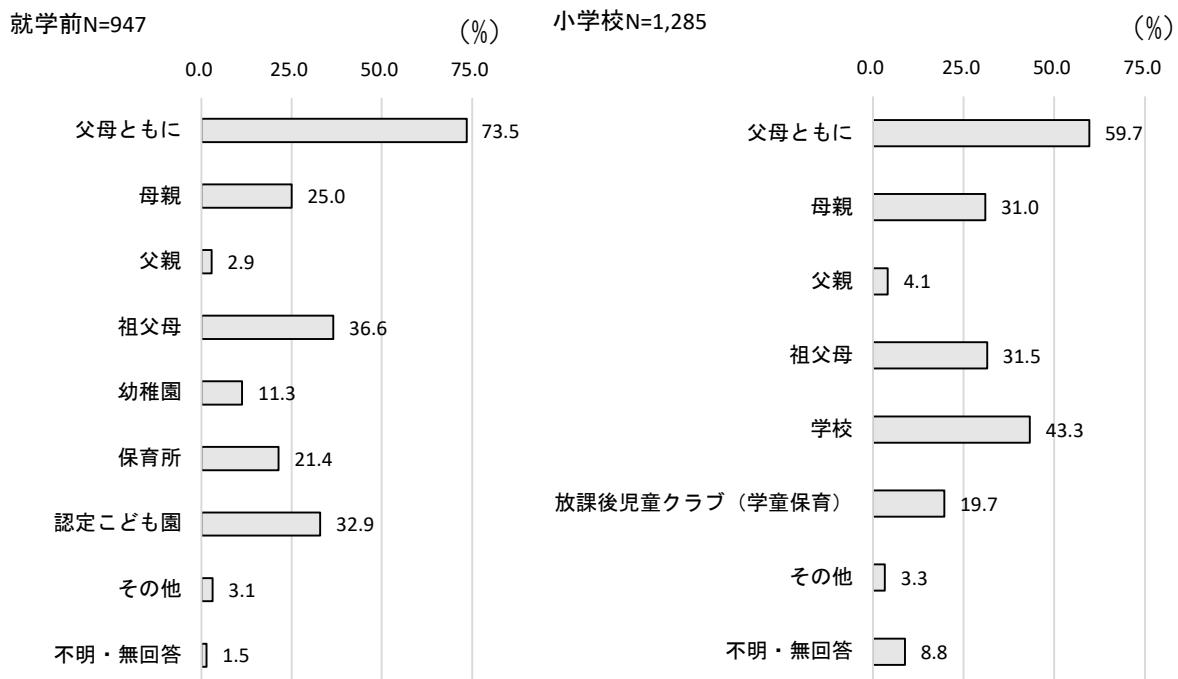
特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設備または運営を促進する事業です。

### 3 アンケート調査結果からみる現状

#### (1) 調査結果（抜粋）

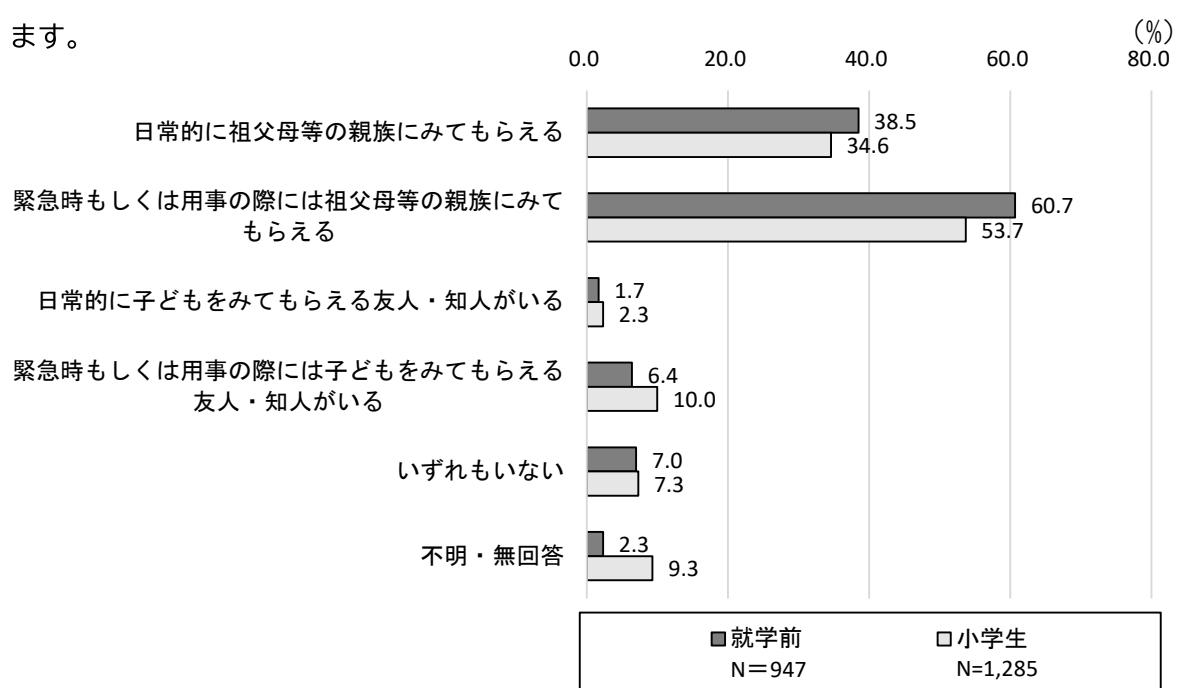
##### ① 子育てに日常的に関わっている方（施設）〈複数回答〉

子育てに日常的に関わっている方（施設）についてみると、「父母ともに」が就学前では73.5%、小学生が59.7%と最も高くなっています。



##### ② 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〈複数回答〉

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前では60.7%、小学生は53.7%と最も高くなっています。

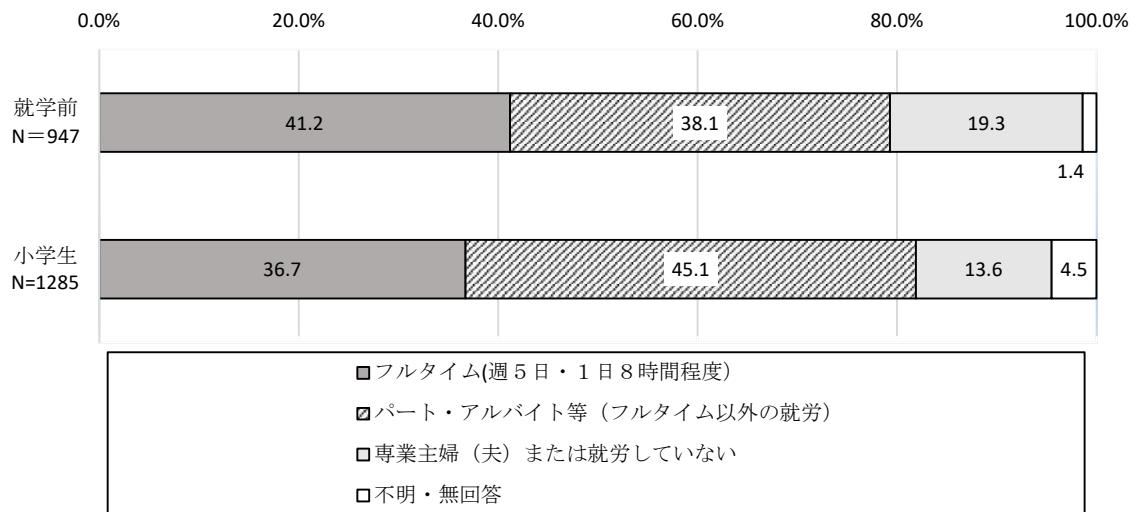


### ③ 保護者の就労状況〈単数回答〉

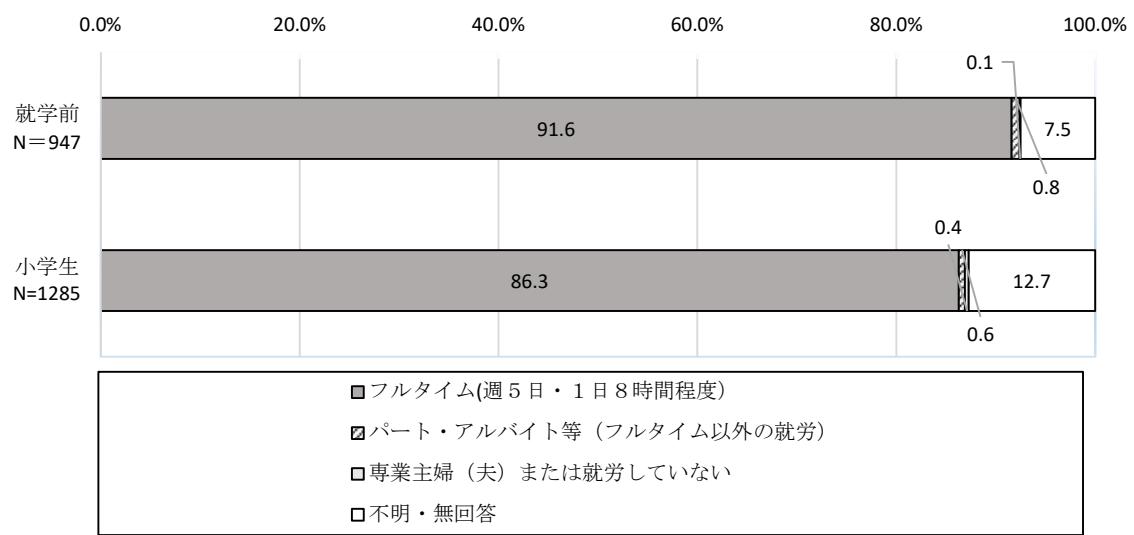
保護者の就労状況については、母親では、就学前で「フルタイム」が41.2%、小学生は「パート・アルバイト等」が45.1%で最も高くなっています。

父親では、「フルタイム」が就学前で91.6%、小学生で86.3%と最も高くなっています。

#### 【母親】



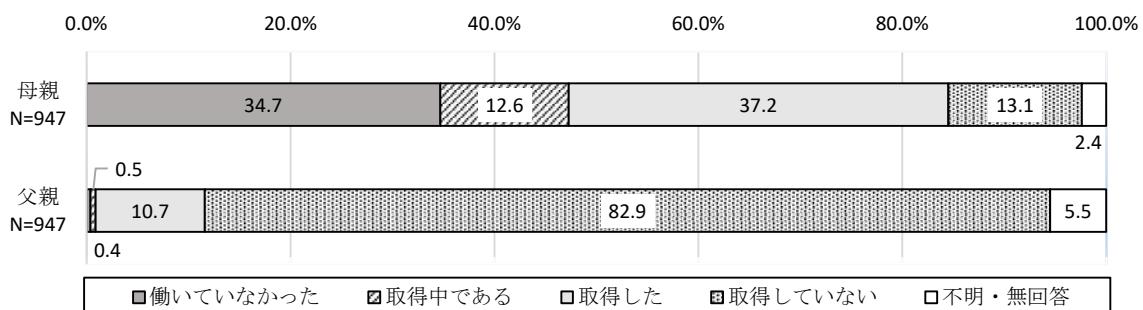
#### 【父親】



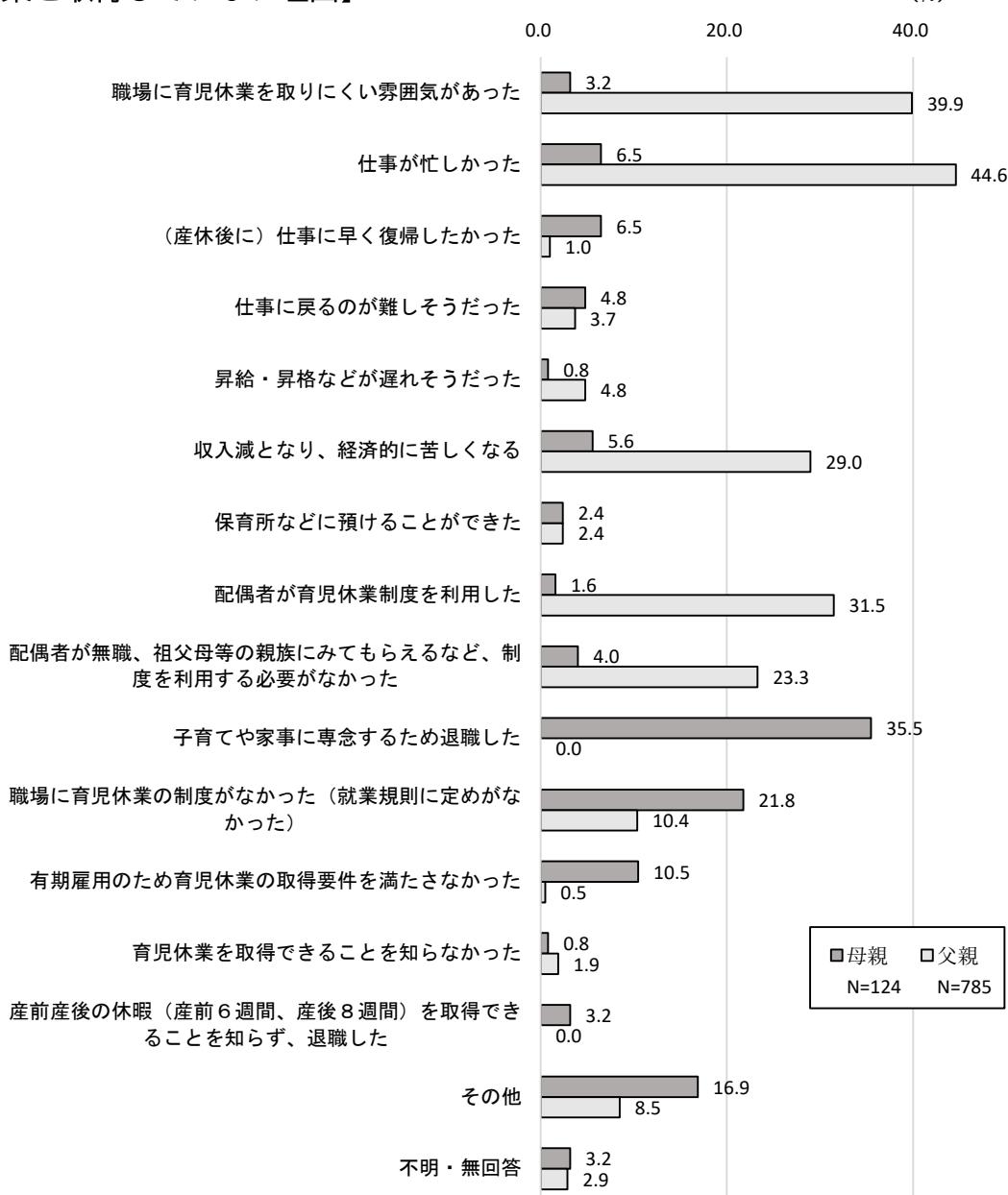
#### ④ 子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況

子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況についてみると、母親では「取得した」が37.2%、父親では「取得していない」が82.9%と、それぞれ最も高くなっています。

#### 【育児休業の取得の有無】



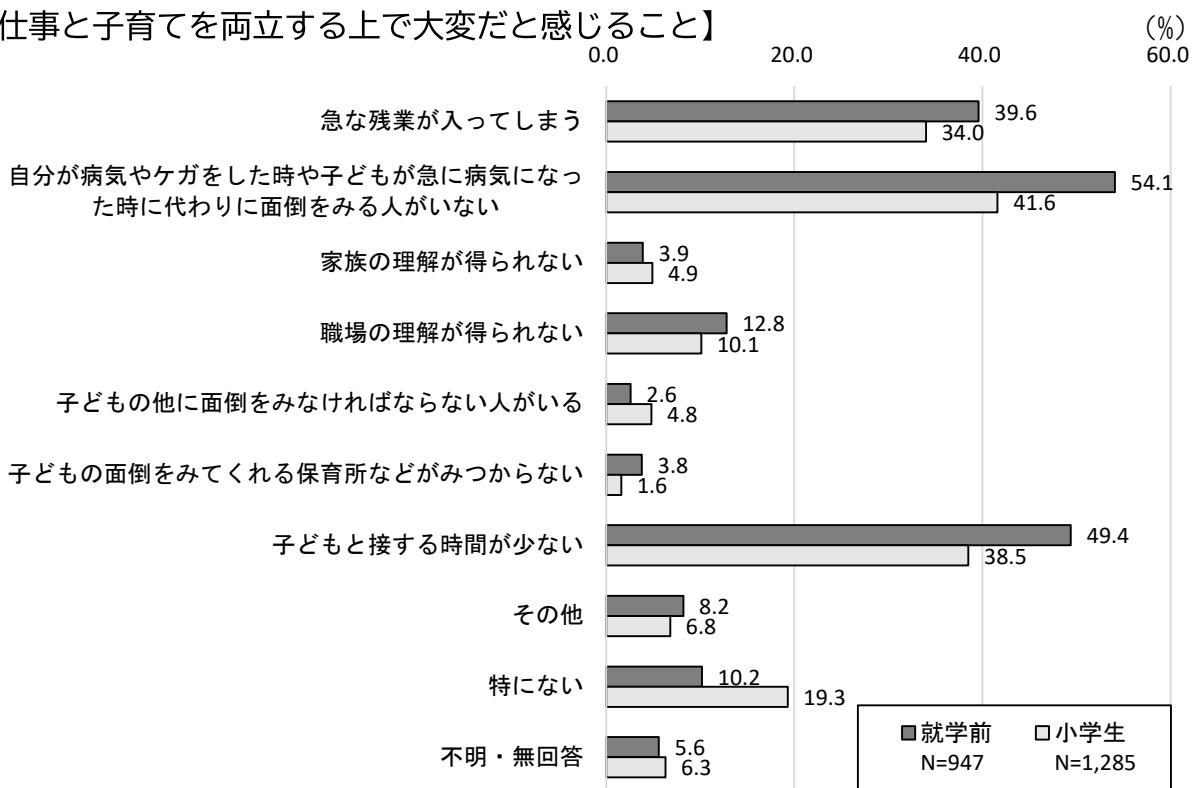
#### 【育児休業を取得していない理由】



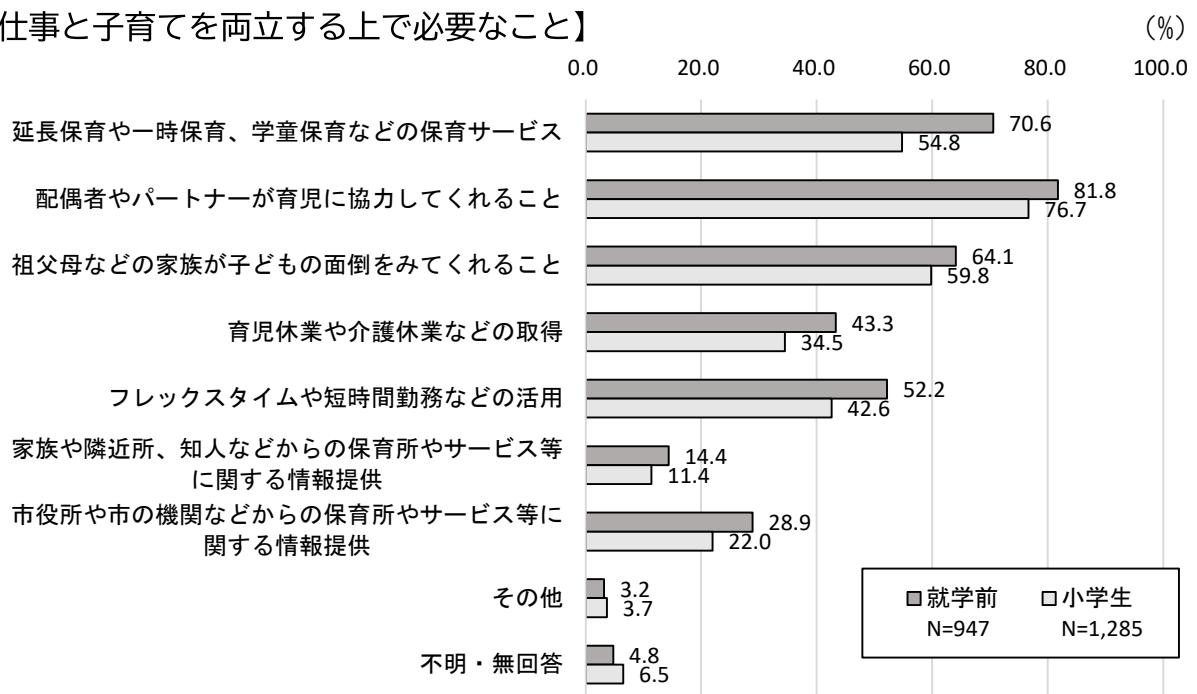
## ⑤ 仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること〈複数回答〉

仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることについてみると、「自分が病気やケガをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒を見る人がいない」が就学前で 54.1%、小学生が 41.6%と最も高く、次いで「子どもと接する時間が少ない」が就学前で 49.4%、小学生が 38.5%となっています。

### 【仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること】



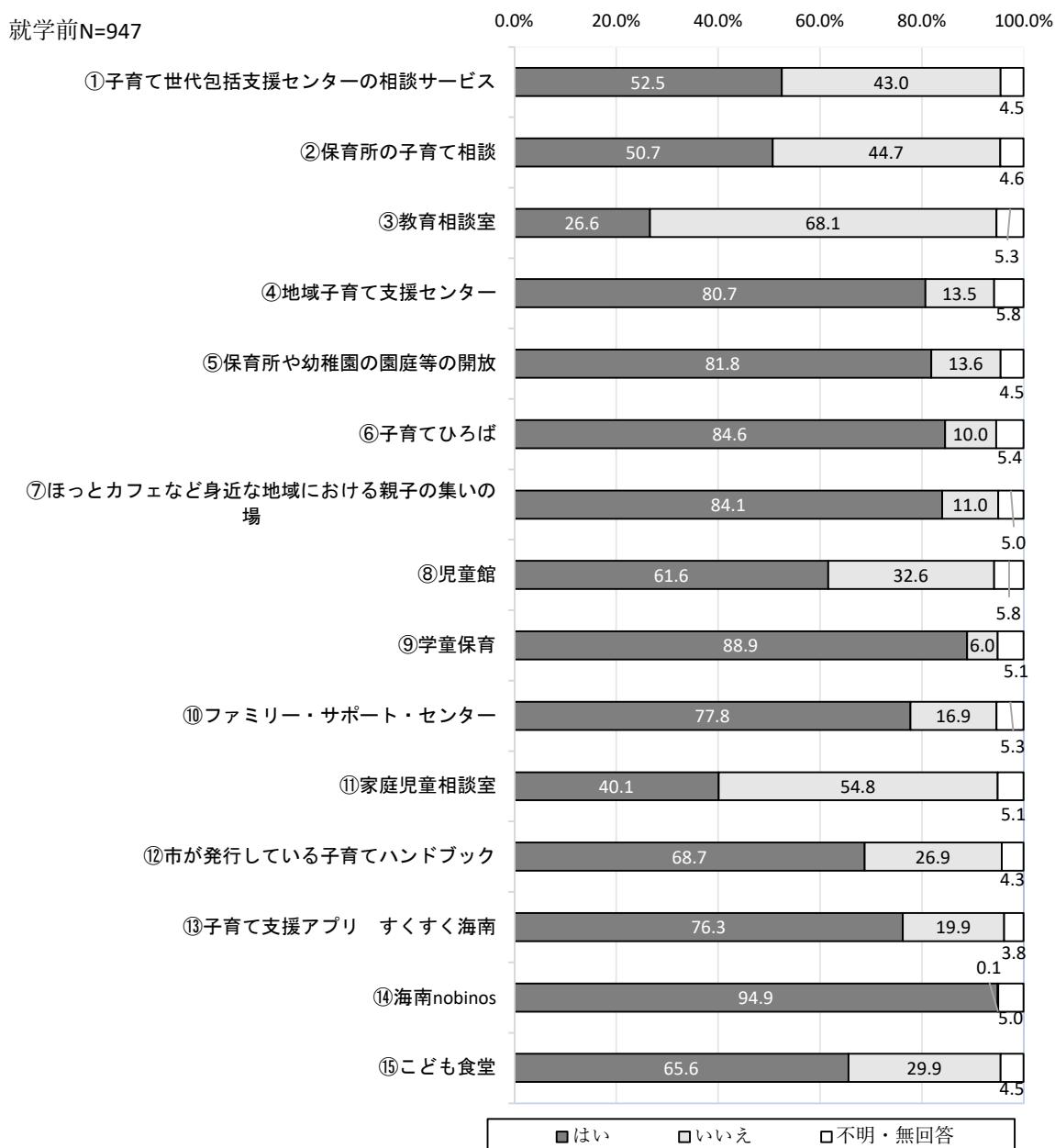
### 【仕事と子育てを両立する上で必要なこと】



## ⑥ 子育てに関する機関や子育てサービスの認知度（単数回答）

子育てに関する機関や子育てサービスの認知度についてみると、就学前では『④地域子育て支援センター』『⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放』『⑥子育てひろば』『⑦ほっとカフェなど身近な地域における親子の集いの場』『⑨学童保育』『⑩ファミリー・サポート・センター』『⑬子育て支援アプリ「すぐすぐ海南」』『⑭海南nobinos』で「はい（知っている）」が7割を超えており、幅広く認知されています。一方、『③教育相談室』『⑪家庭児童相談室』では「いいえ（知らない）」が5割を超えています。

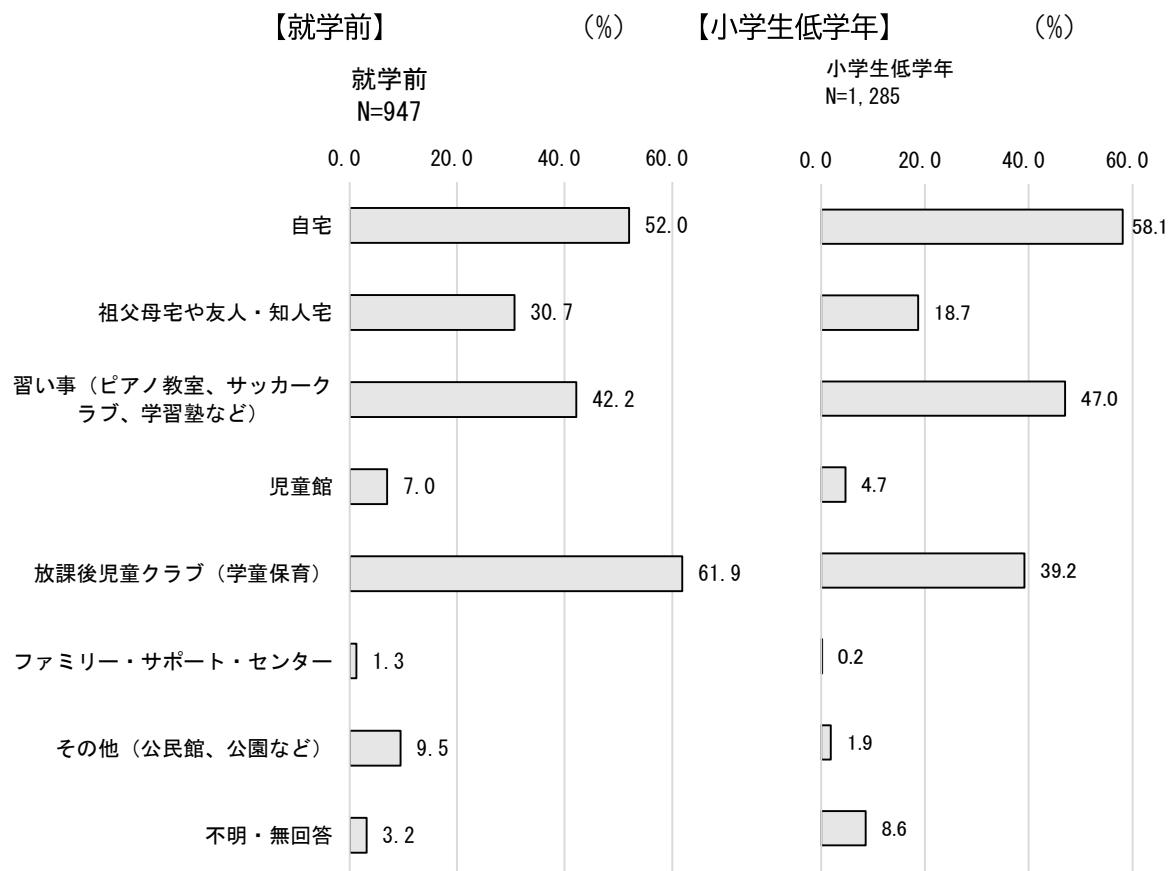
### 【就学前】



## ⑦ 放課後、過ごさせたい場所〈複数回答〉

放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいかについてみると、就学前は「放課後児童クラブ（学童保育）」が 61.9%で最も高く、次いで、「自宅」が 52.0%となっています。

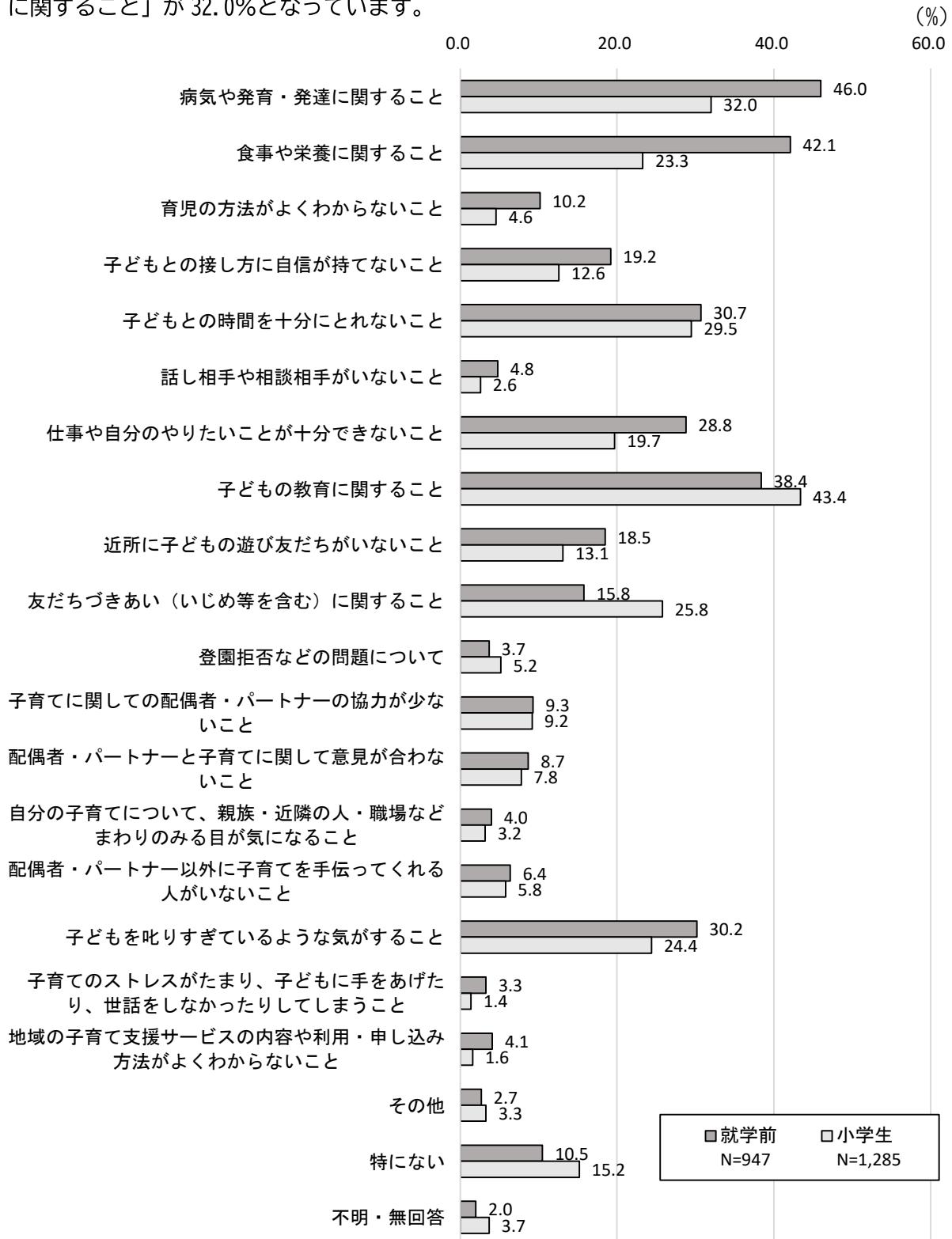
小学校低学年では、「自宅」が 58.1%と最も高く、次いで「習い事」が 47.0%となっています。



## ⑧ 子育てに関して、悩んでいることや気になること〈複数回答〉

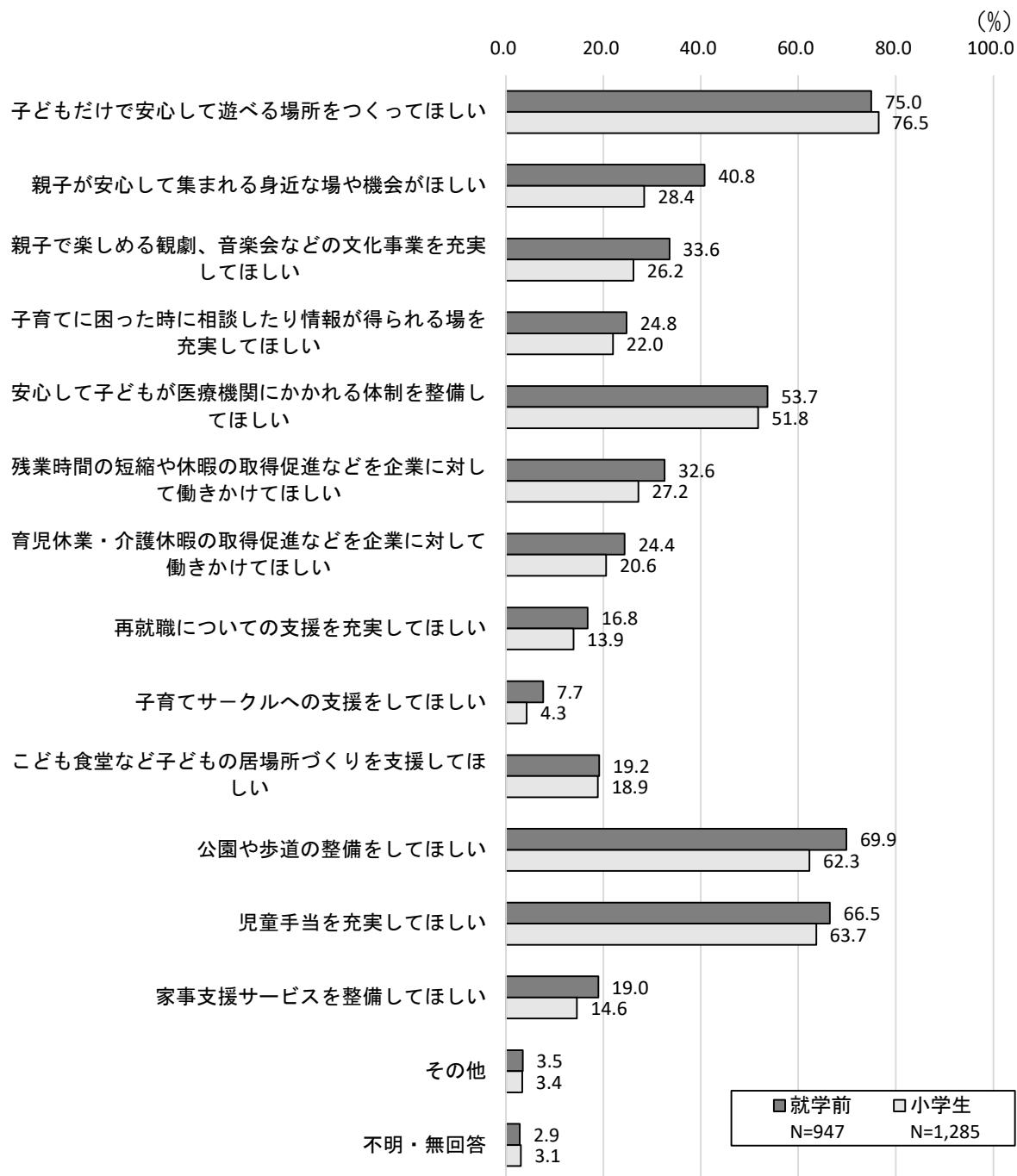
子育てに関して、日頃悩んでいることや気になることについてみると、就学前では「病気や発育・発達に関するここと」が46.0%と最も高く、次いで「食事や栄養に関するここと」が42.1%となっています。

小学生では「子どもの教育に関するここと」が43.4%と最も高く、次いで「病気や発育・発達に関するここと」が32.0%となっています。



## ⑨ 海南省に対して期待する子育て支援策〈複数回答〉

海南省に期待する子育て支援策については、「子どもだけで安心して遊べる場所をつくってほしい」が就学前、小学生ともに最も高くなっています。



## 4 和歌山県子供の生活実態調査結果からみる状況

### (1) 世帯区分別の件数

和歌山県が令和5年11月に小学5年生と中学2年生の児童及びその保護者を対象に実施した「子供の生活実態調査」における海南市のデータをもとに、主なものを抜粋しています。

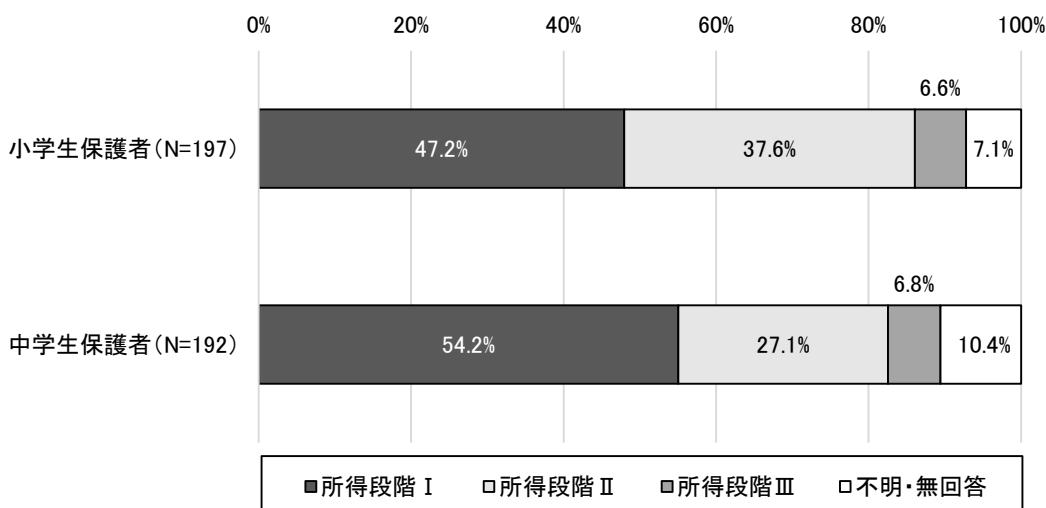
回答者の世帯を、年間の世帯収入と世帯人員から算出される等価可処分所得に基づく所得段階(I～III)に分類しています。また、アンケート調査結果により、生活必需品の非所有、購入困難経験や料金等の支払い困難経験に基づいて「経済的困難世帯」に区分しています。

#### ■基本的な分析軸となる世帯区分別の件数【子ども調査】(【保護者調査】も同数のため省略)

	所得・経済状況	全体	小学5年生	中学2年生
全体	不明・無回答を含む全数	389	197	192
所得段階 I	等価可処分所得が全体の中央値以上の世帯	197	93	104
所得段階 II	等価可処分所得が中央値未満、中央値の2分の1以上の世帯	126	74	52
所得段階 III (相対的貧困世帯)	等価可処分所得が中央値の2分の1未満の世帯	26	13	13
経済的困難世帯	生活必需品の購入困難、料金等の支払い困難、生活必需品の非所有のいずれかに該当する世帯	63	32	31

※所得段階I～IIIのいずれかと経済的困難世帯の両方にカウントされている世帯があることや、全体の件数には無回答があるために世帯区分ができなかった世帯を含んでいるため、各世帯区分の合計は全体の件数と一致しません（以下同様）。

#### ■保護者の世帯区分



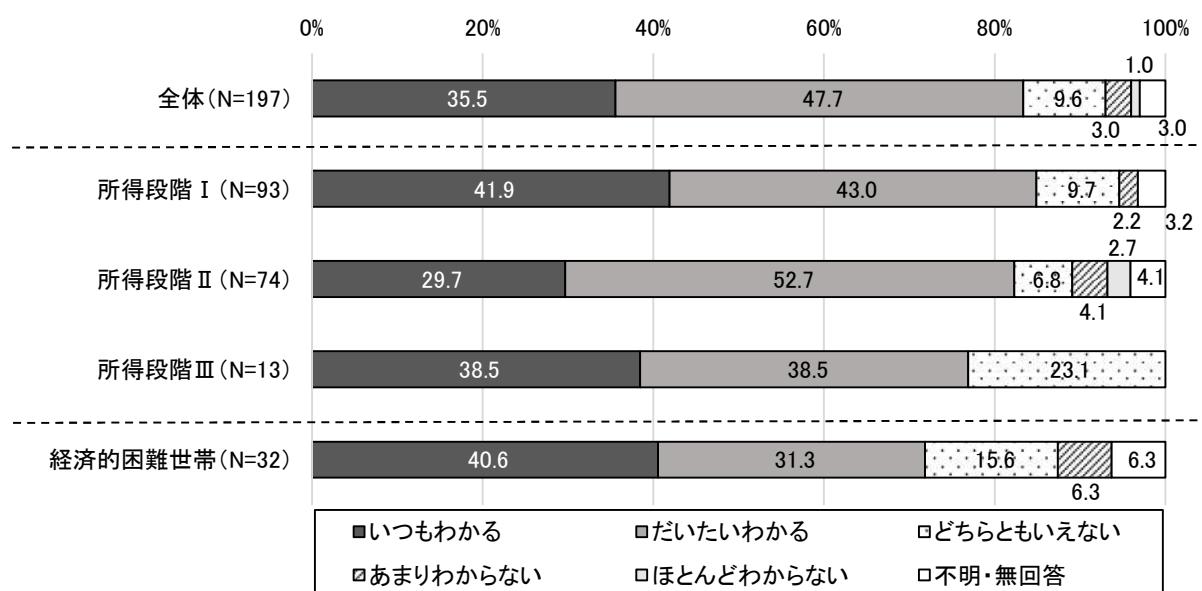
## (2) 子どもの教育環境

学校の授業の理解度について、経済的に厳しい世帯ほど、学校の授業がわかる割合が全体的に低くなっています。小学生の調査で特に顕著で、中学生ではばらつきが見られます。

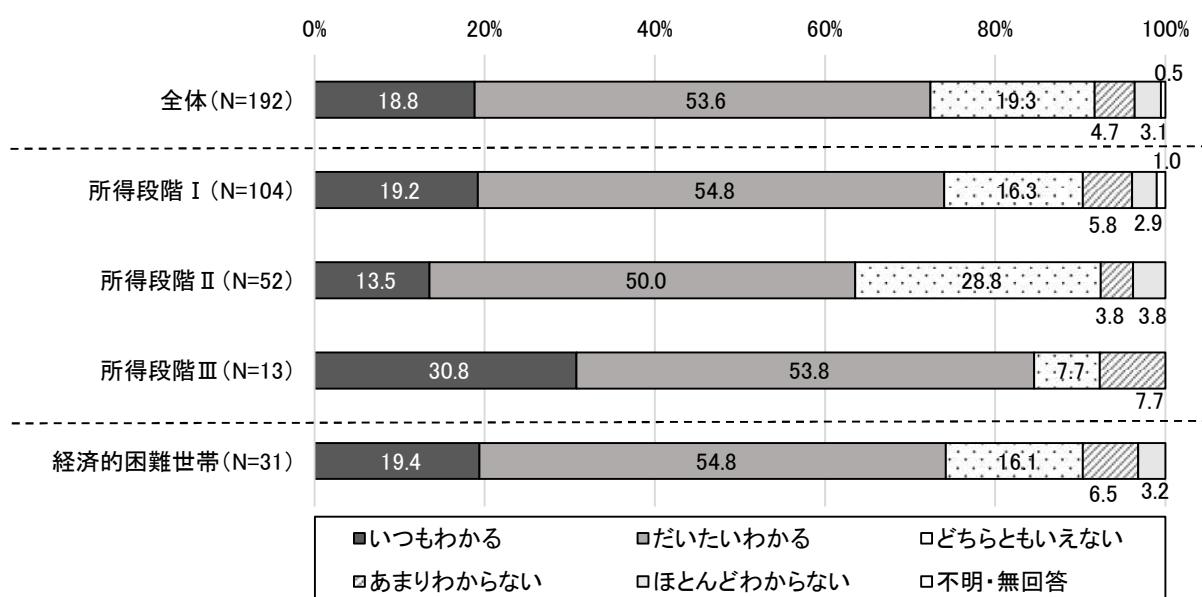
将来の進学についても、経済的に厳しい世帯では「大学またはそれ以上」を希望する割合が低くなっています。とりわけ小学生よりも中学生のほうが「高校(高等部)まで」の割合が多く、「大学またはそれ以上」を希望する割合が低くなっています。

### ■学校の授業がわかりますか

#### 【小学生】

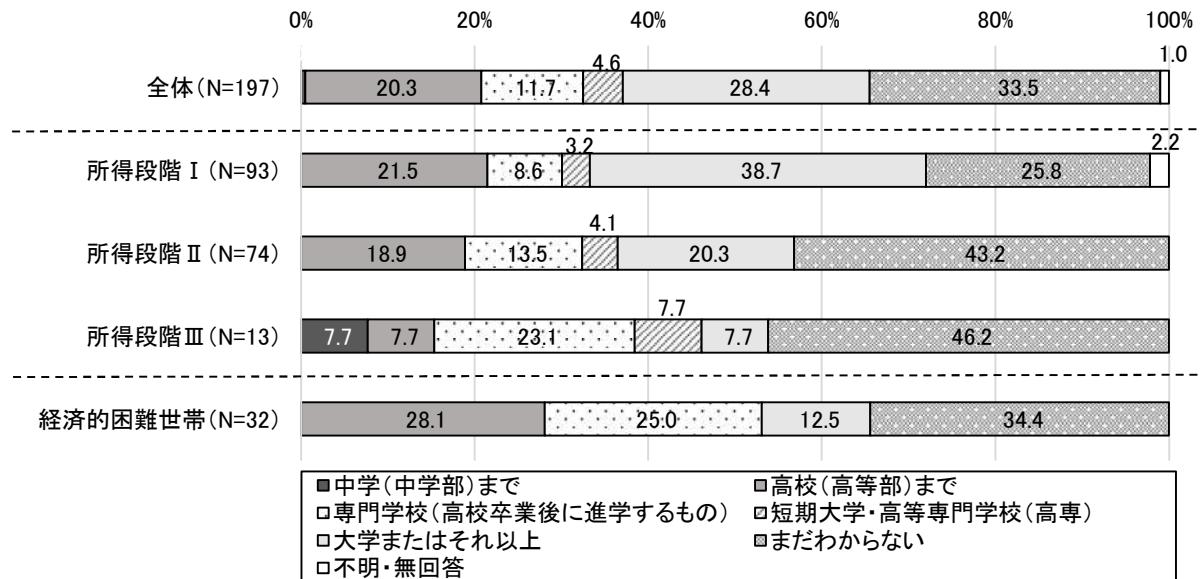


#### 【中学生】

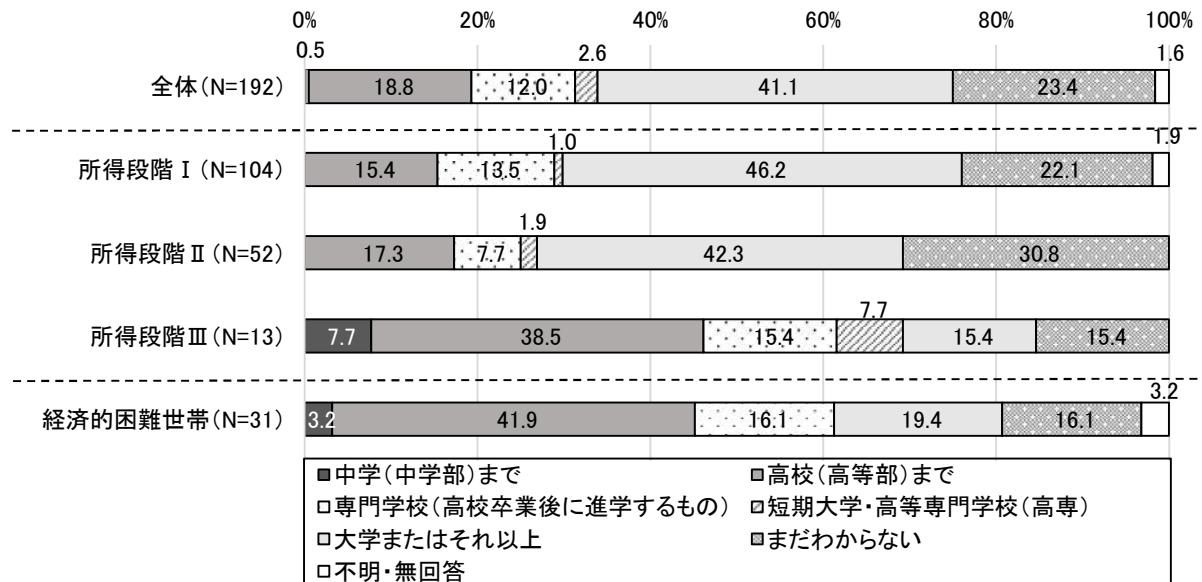


■将来、どの段階まで進学したいですか

【小学生】



【中学生】

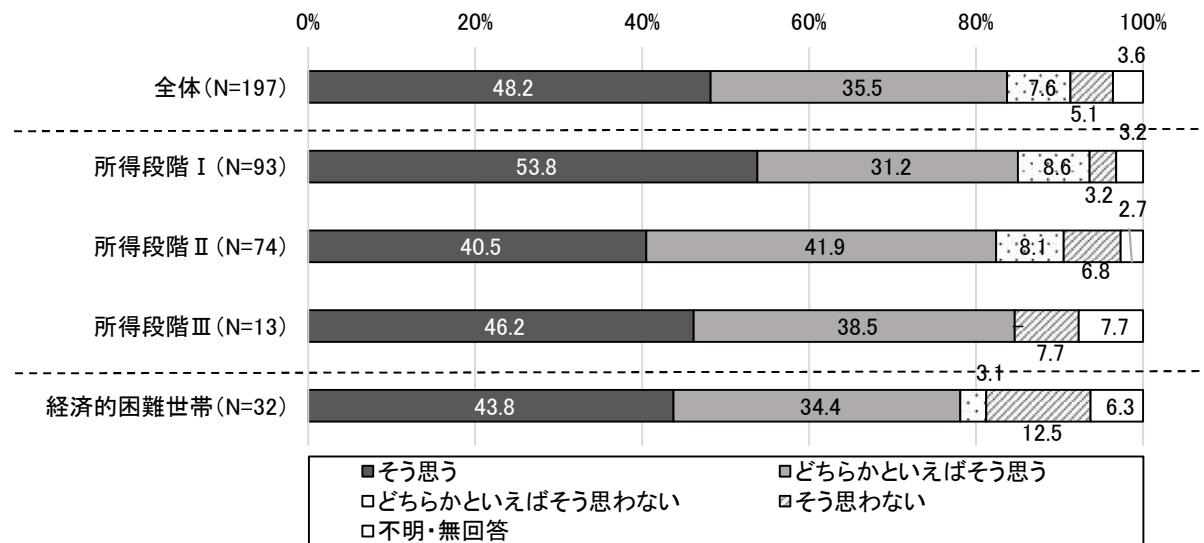


### (3) 子どもの社会性

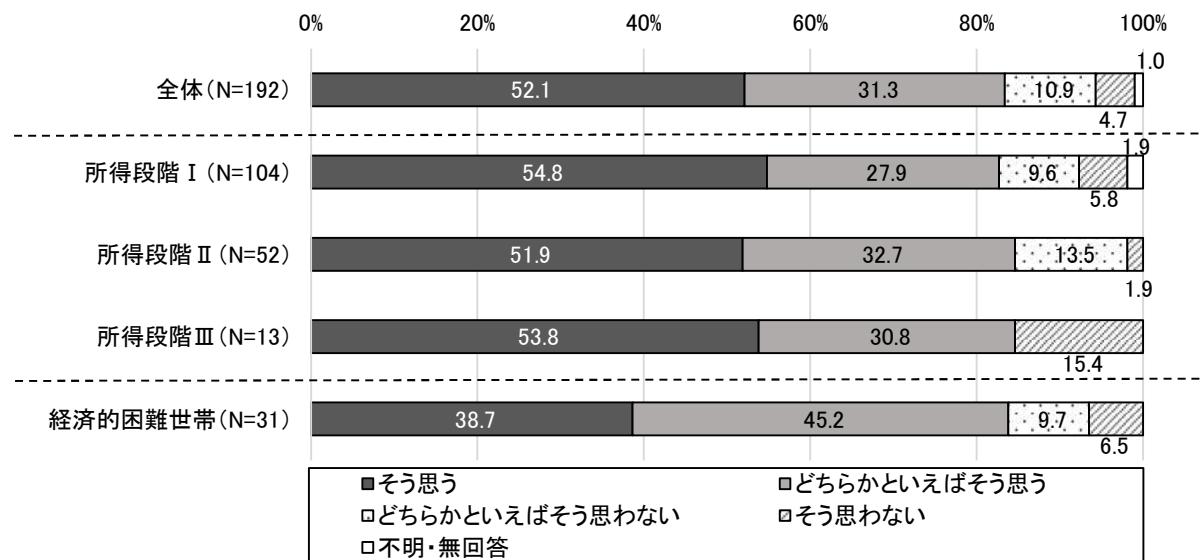
「自分には良いところがある」や「がんばればいいことがある」等の自尊感情について、経済的に厳しい世帯では「そう思わない」の割合が比較的高くなっています。

#### ■自分には良いところがある

##### 【小学生】

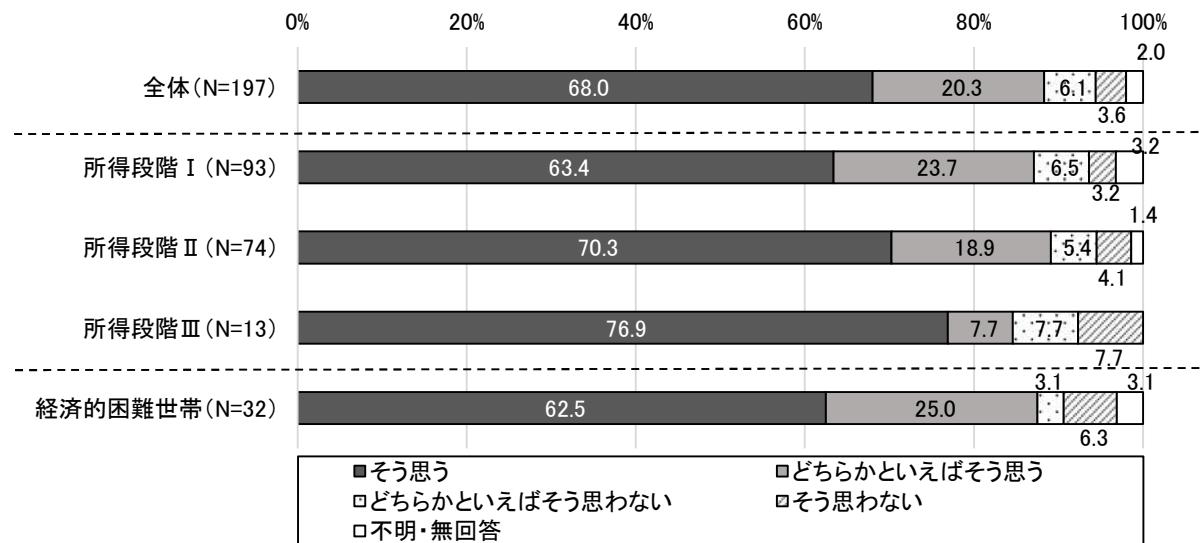


##### 【中学生】

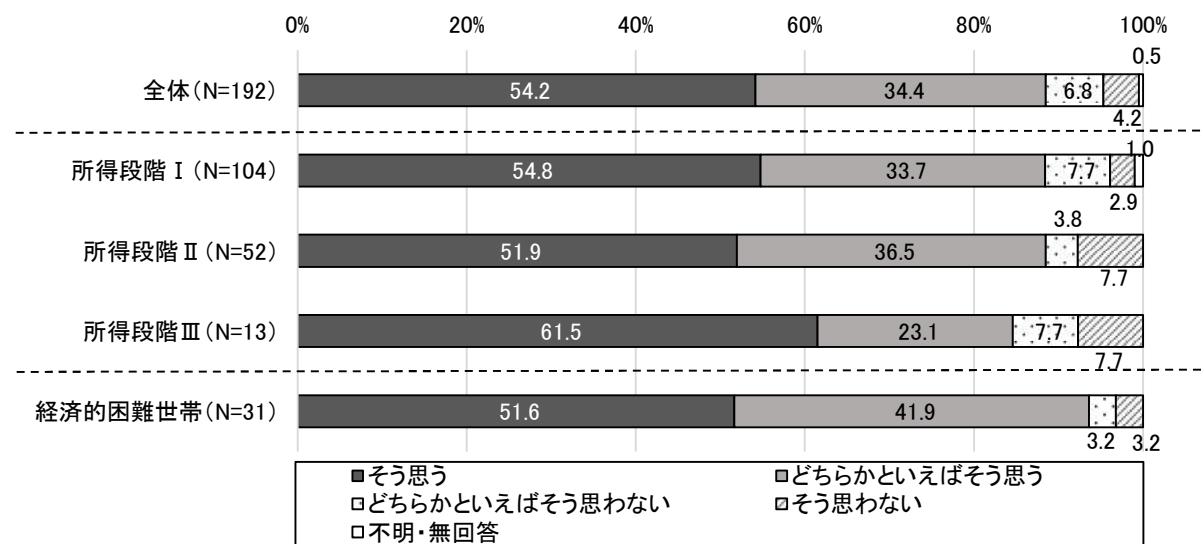


## ■がんばればいいことがある

### 【小学生】



### 【中学生】



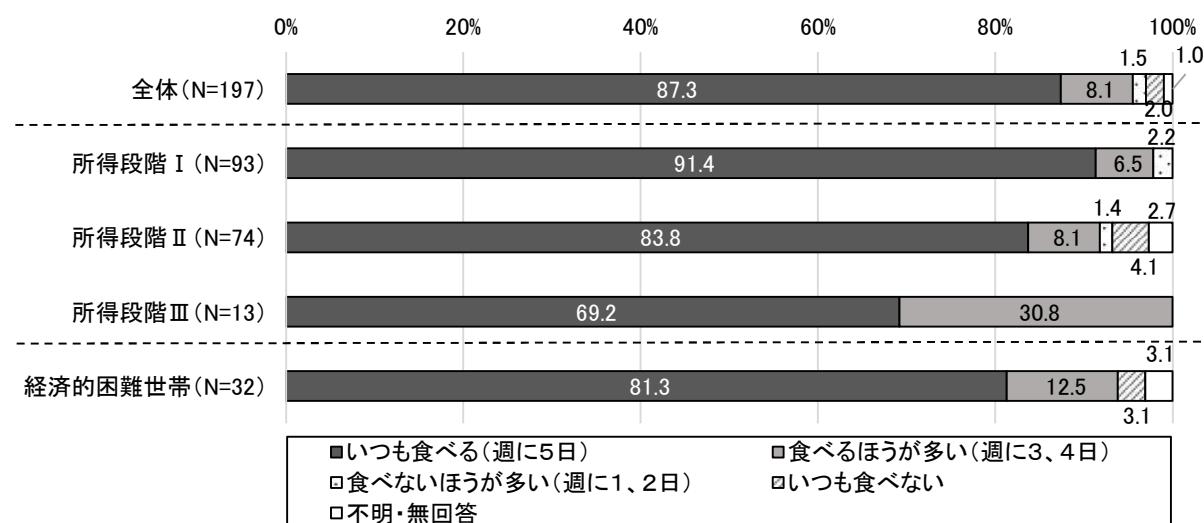
## (4) 子どもの生活習慣

朝ごはんを食べているかどうかについては、経済的に厳しい世帯ほど「いつも食べる」の割合が低くなっています。歯みがきについても、小学生では経済的に厳しい世帯ほど、「毎日2回以上する」の割合が低くなっています。学校の給食（お弁当など）については、経済的に厳しい世帯ほど、小学生・中学生ともに「楽しみ」と答えた割合が低くなっています。

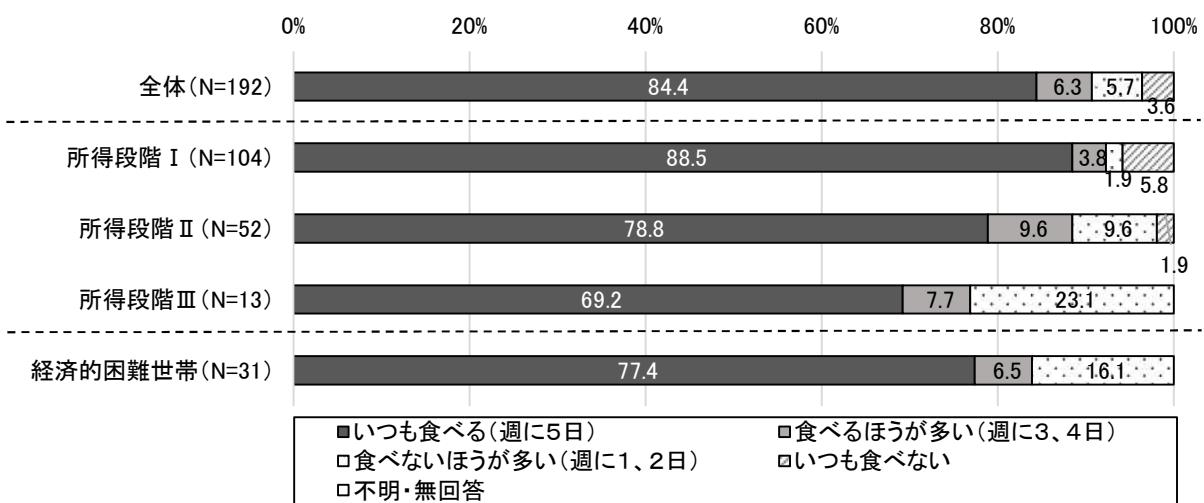
「自分専用の勉強机」、「使うことのできる自転車・インターネットにつながるパソコンやタブレット」では、経済的に厳しい世帯のほうが、あると答えた割合が低い傾向にあります。

### ■ふだん、朝ごはんを食べますか

#### 【小学生】

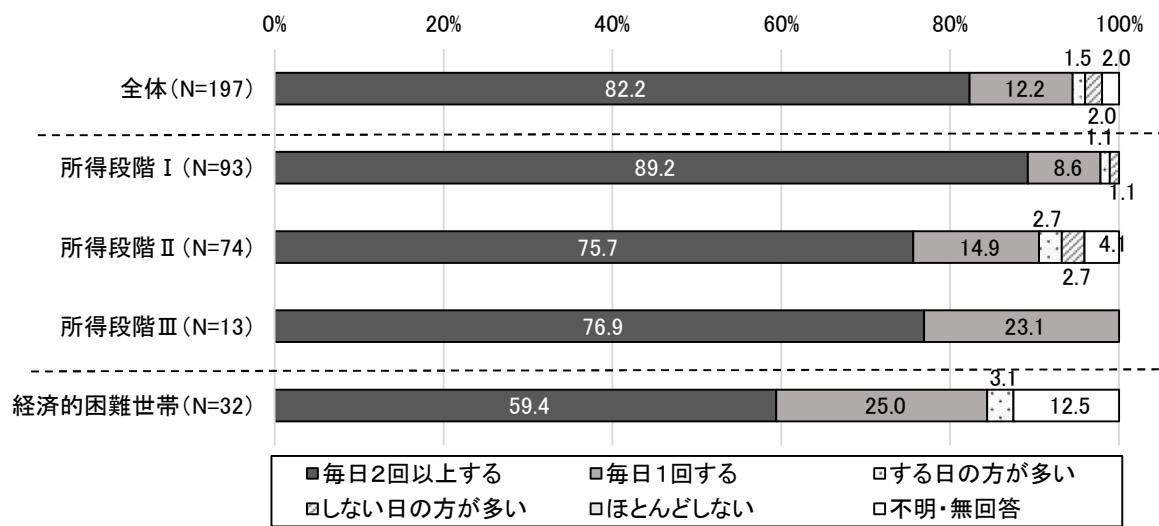


#### 【中学生】

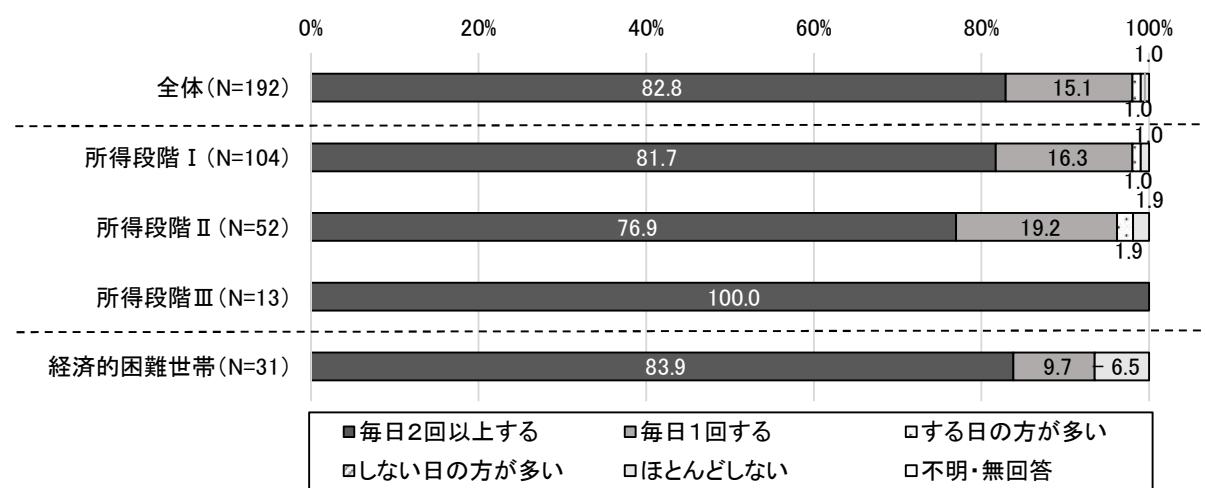


■歯みがきをしていますか

【小学生】

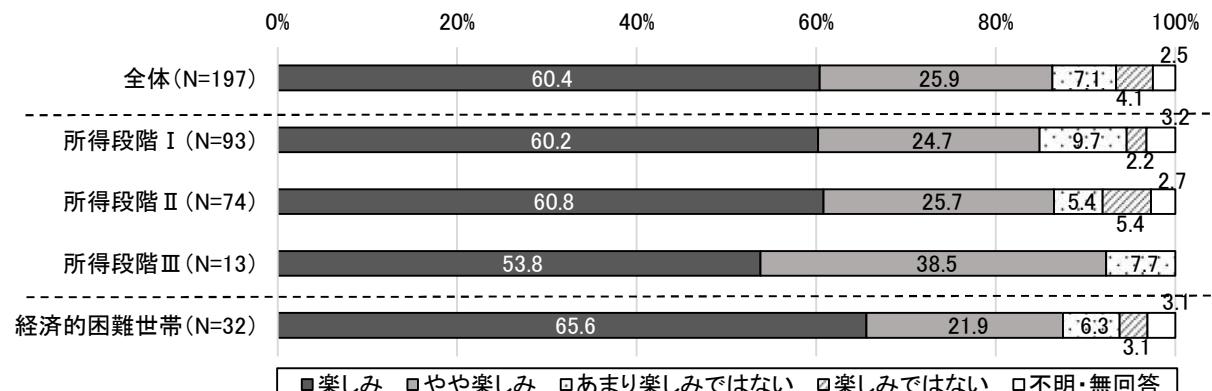


【中学生】

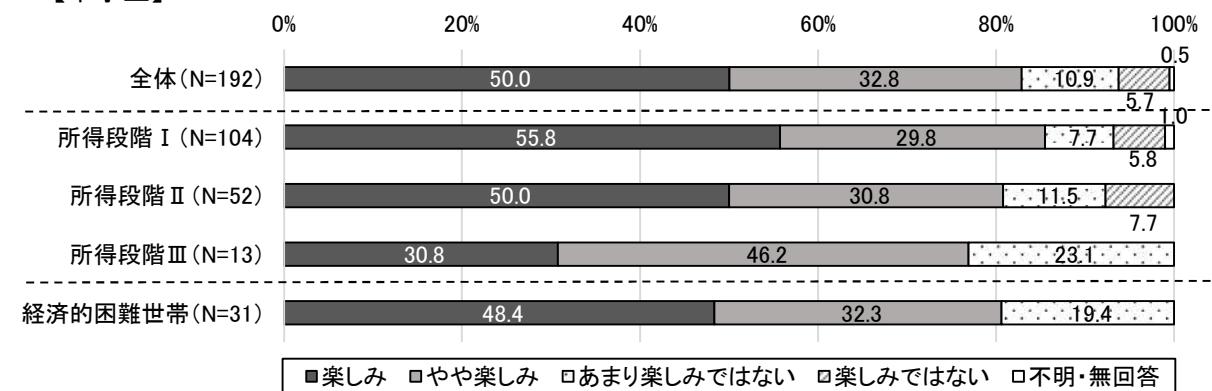


## ■学校の給食（お弁当など）は「楽しみ」ですか

### 【小学生】

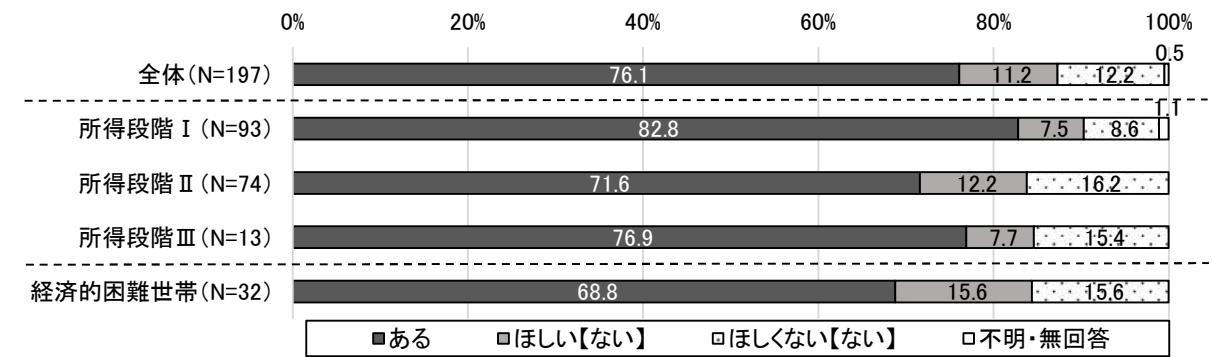


### 【中学生】

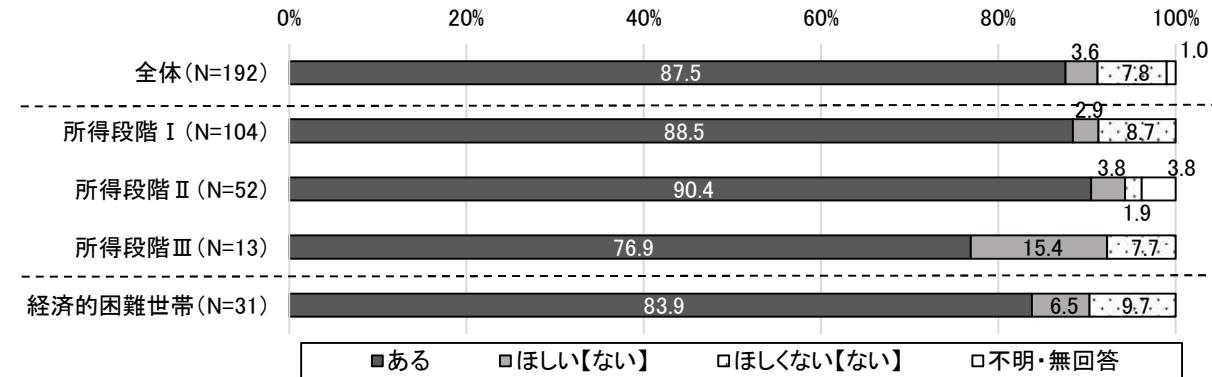


## ■自分専用の勉強机はありますか

### 【小学生】

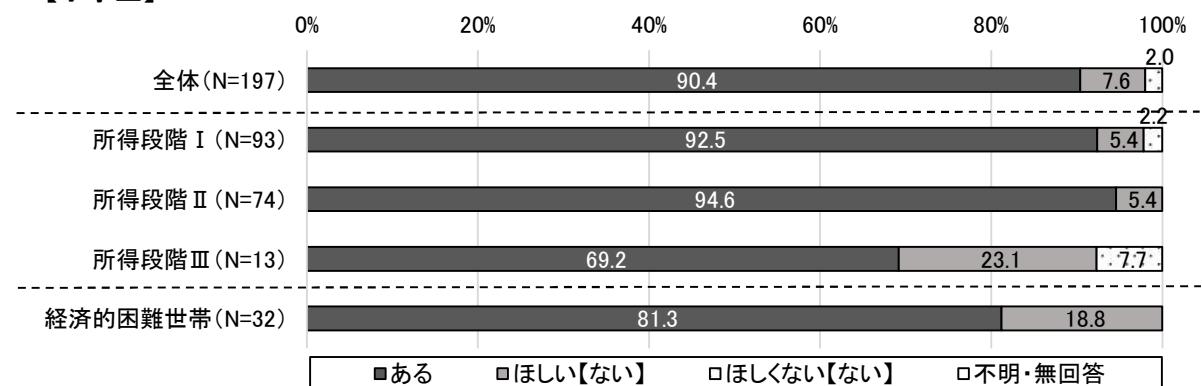


### 【中学生】

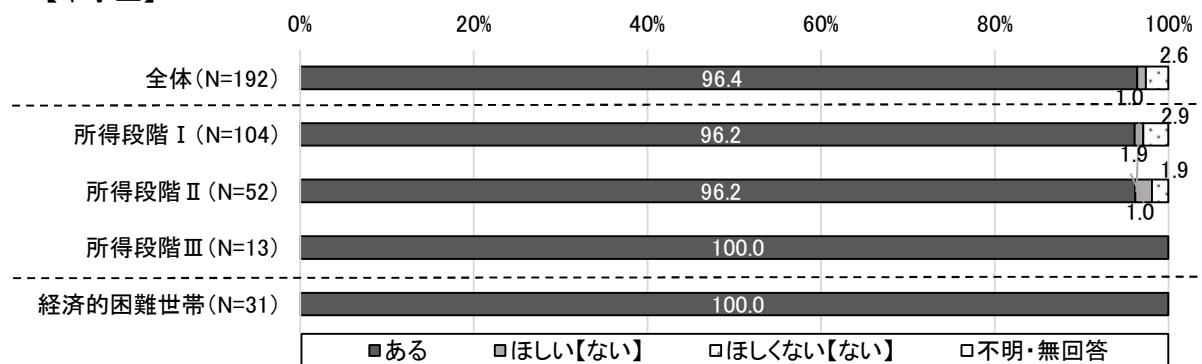


■使うことのできる自転車は有りますか

【小学生】

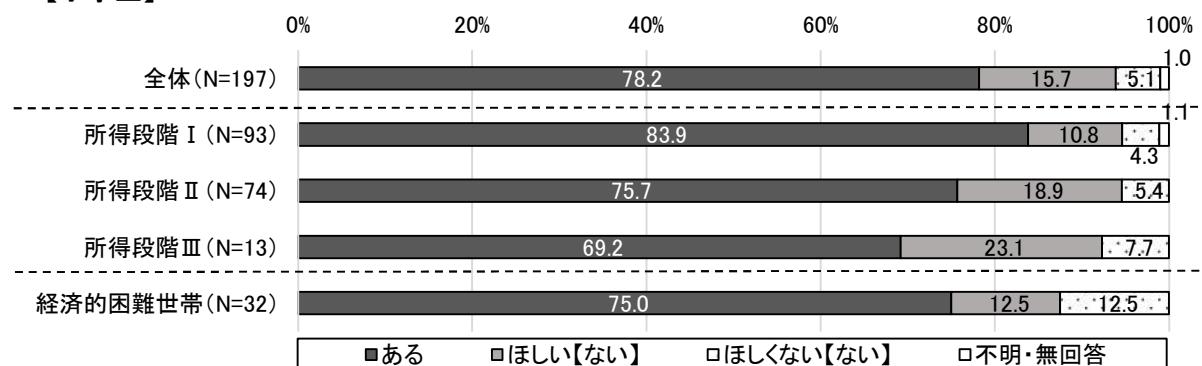


【中学生】

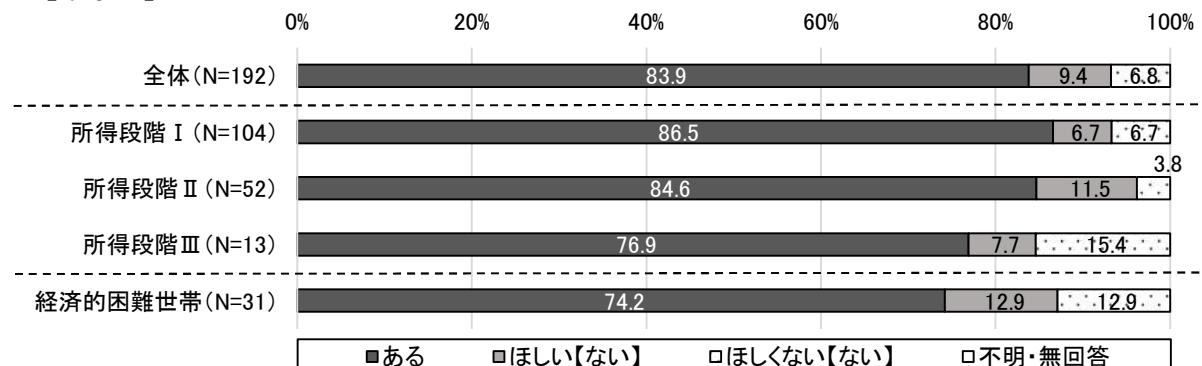


■使うことのできるインターネットにつながるパソコンやタブレットは有りますか

【小学生】



【中学生】



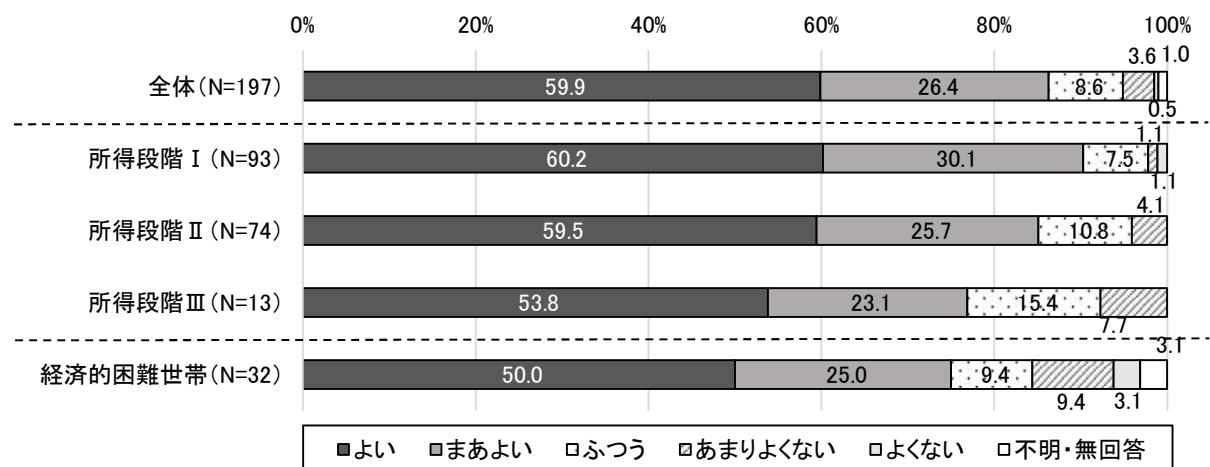
## (5) 保護者の状況

保護者の健康状態については、経済的に厳しい世帯ほど「よい」の割合が低く、「あまりよくない」が高くなっています。父親の職業についてでは、小学生・中学生ともに経済的に厳しい世帯では、「お父さんがいない」割合が高くなっています。

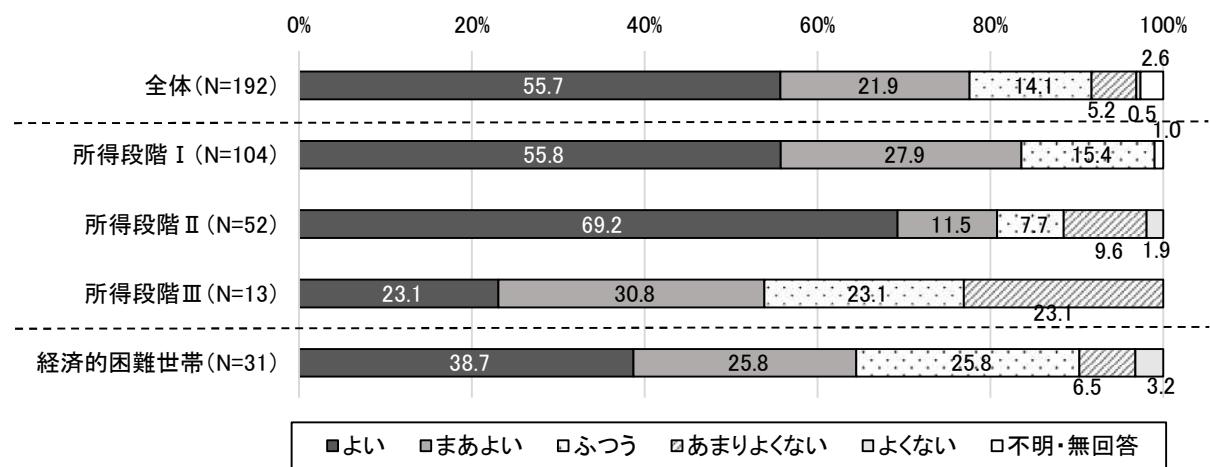
また、最近の物価高騰による生活・生計への影響について「特にない」と答えた割合は、小学生・中学生ともに所得段階Ⅰが最も高く、所得段階Ⅲや経済的困難世帯では低くなっています。

### ■保護者の健康状態

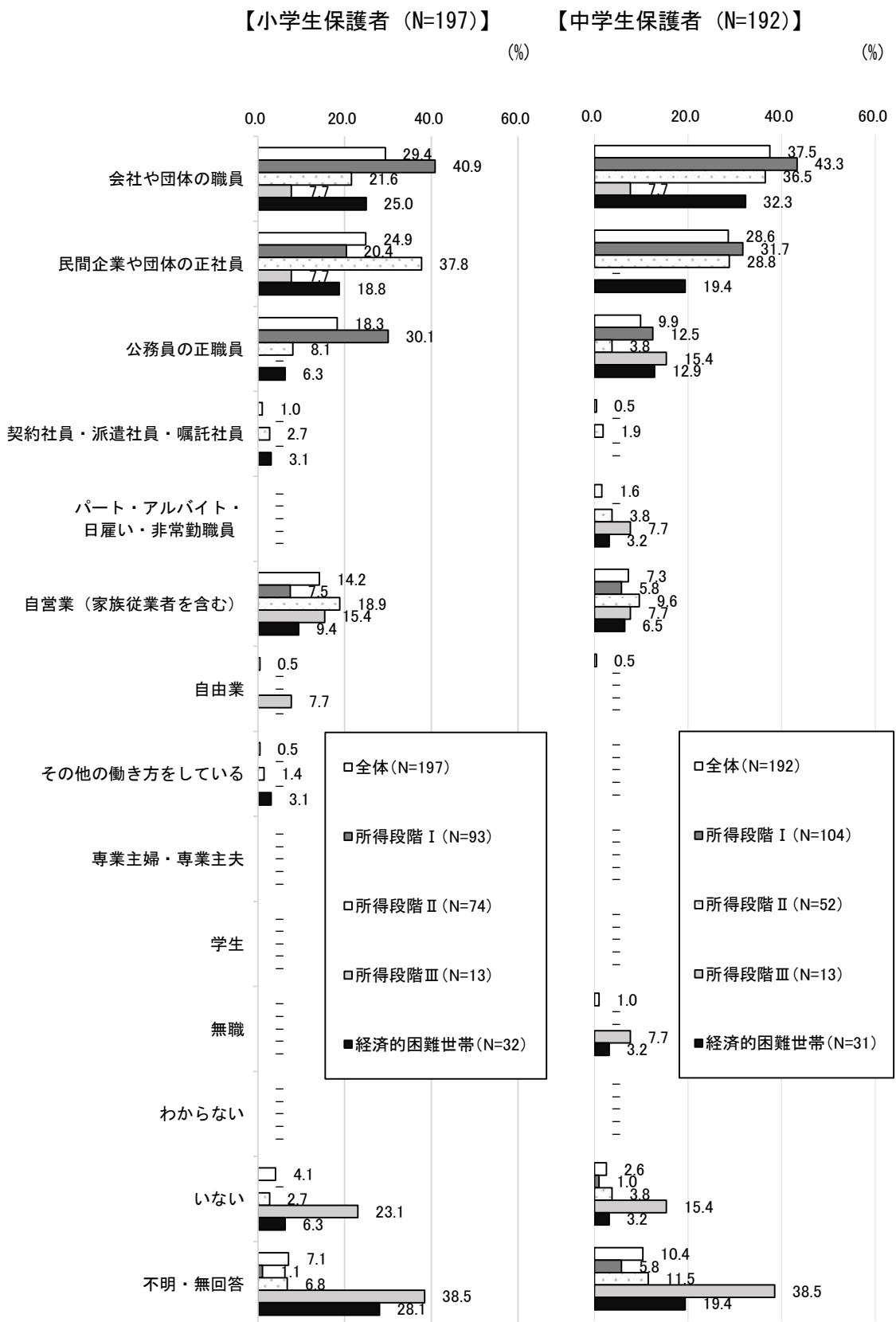
【小学生保護者】



【中学生保護者】

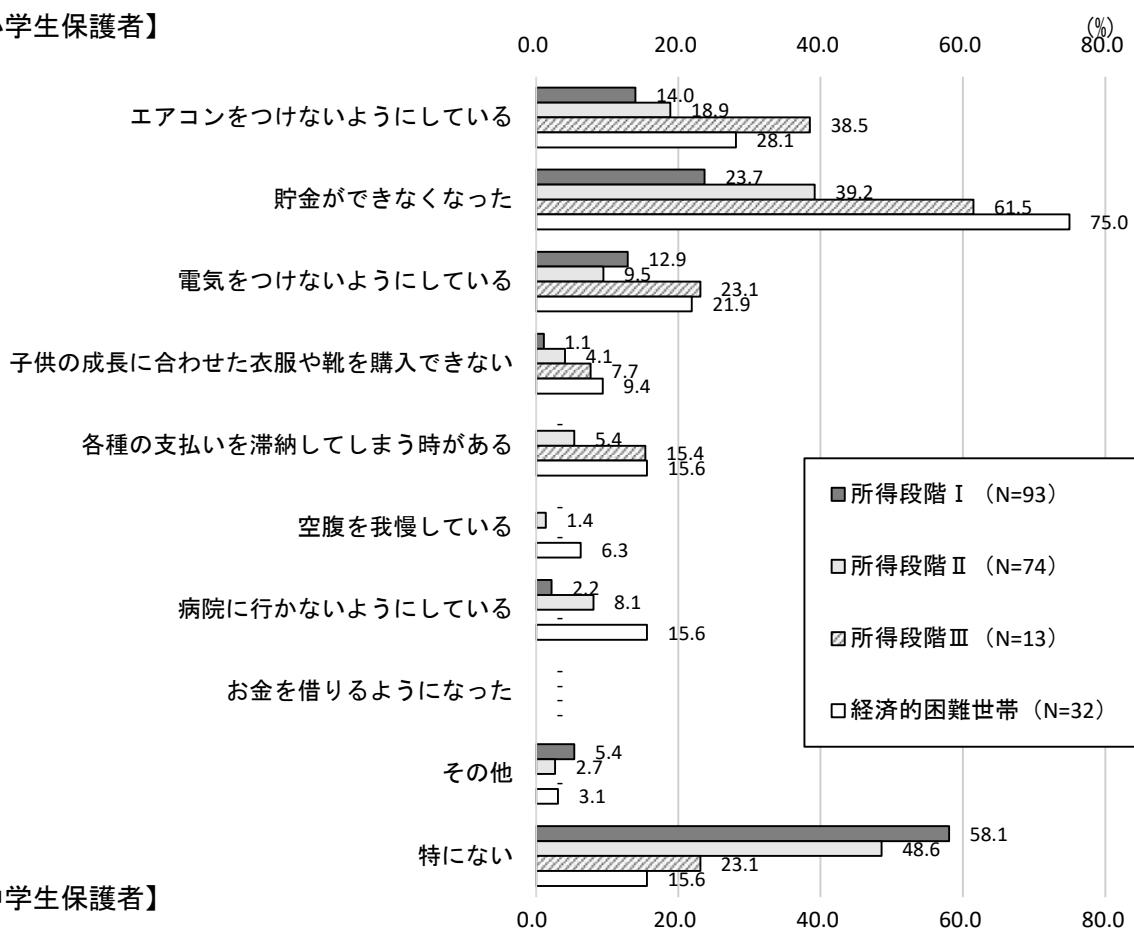


■父親の職業は

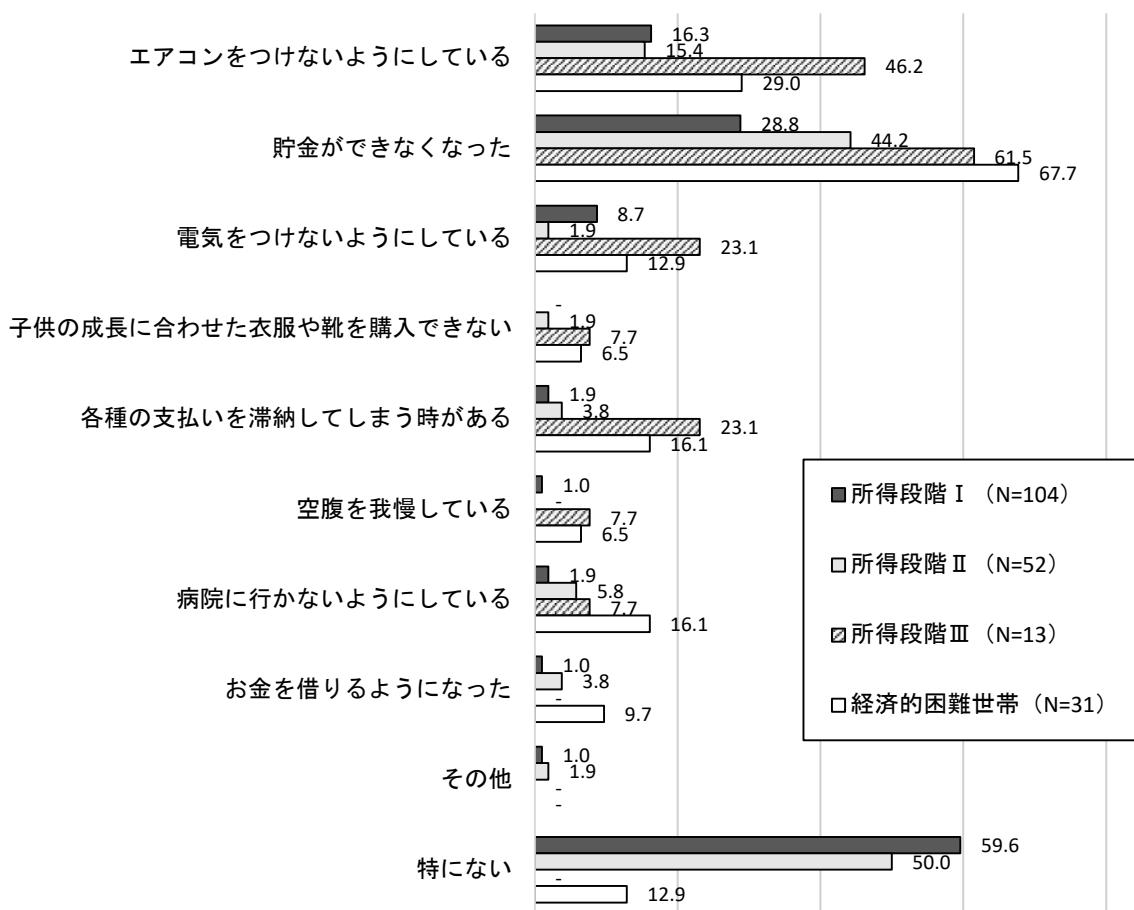


■あなたの世帯では、最近の物価高騰による生活・生計への影響はありましたか

【小学生保護者】



【中学生保護者】



## 5 現状・課題のまとめと今後の方向性

- ① ニーズ調査結果をみると、就学前の子育てを「父母ともに」担っている割合が引き続き上昇しており、認定こども園や保育所の割合が上昇しています。共働き家庭が多数を占めるなかで、施設を利用しながら、両親がともに力を合わせて子育てを担っている状況がうかがえます。父親の育児参加を支援するとともに、共働き・共育てに対応したさらなる意識啓発が必要です。
- ② 育児休業の取得について、父親の育児休業の取得が進んでいない状況が今回のニーズ調査結果でもうかがえます。理由について、仕事が忙しいとの回答が最多で、次に育児休業を取りにくい雰囲気があるという回答が多く、事業者に対する啓発が必要です。
- ③ 仕事と子育ての両立については、共働き家庭が多い状況からも、引き続き重要な課題となっています。ニーズ調査結果では、仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることについて、「自分が病気やケガをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない」とことや「急な残業が入ってしまう」とことなどが高くなっています。保育サービスを充実させることに加え、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発などの取り組みを一層進めることができます。
- ④ 子育ての悩みについては、就学前は「病気や発育・発達に関するこ」や「食事や栄養に関するこ」が高くなっています。本市では、月齢や年齢に応じた相談を行っていますが、近くに相談する人がいない家庭もあることから、妊娠期から出産後にかけて切れ目のない相談支援を充実することが必要です。
- ⑤ 子どもの人数は減少していますが、共働き家庭が年々増加しており、年度によって実績が量の見込みを上回るなど、保育ニーズは高まってきています。今後も動向を注視しながら、適切な保育ニーズに対応することが求められます。
- ⑥ 学童保育のニーズも、これまで実績が量の見込みを下回っていましたが、令和6年度は増加に転じており、ニーズに対応できる受け皿の確保が必要です。
- ⑦ 子どもだけで安心して遊べる場所や、公園や歩道の整備についての要望が高くなっています。地域の遊び場等の環境を整備するとともに、見守り活動など地域全体で子どもの安全を確保する取り組みを進めていくことが求められます。
- ⑧ 「子供の生活実態調査」によると、経済的に厳しい世帯ほど、保護者が子どもとの関わりを持てておらず、歯みがきや朝ごはんなど子どもの基本的な生活習慣にも課題がみられ、学校での活用が進むパソコンやタブレットの所有にも差異があります。経済的に厳しい世帯の子どもほど、学校の授業がわからない児童も多く、将来の進学についても大学またはそれ以上の進学を望む割合が依然として低くなっています。保護者の経済状態にかかわらず、児童の自尊感情を高め、将来に希望が持てる環境をつくることが求められます。

## 第3章

# 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

保護者の多くの愛情を受けて育った子どもは、家庭という社会から地域という社会との関わりを深めていくなかで、やがて次代の親へと成長していきます。しかしながら、少子化、核家族化の進行をはじめ、就労環境等がめまぐるしく変化する現代社会においては、子育てに負担感や孤独感を感じる親が増えてきており、子どもの健全な育成に少なからず影響を与えています。そのようななかで、子どもが健やかに成長できるよう、家庭や地域、学校、幼稚園、保育所などが子どもの視点に立ち、子どもたちの権利が十分尊重される子育て社会を構築していくことが求められています。障害や疾病、虐待、貧困、家族の状況その他により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を支援し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することも必要とされています。

さらに、その子どもたちを育てる父親・母親やこれから子どもを生み育てる次代の親たちが、子育ての意義についての理解を深めることによって、子育てに対する喜びを実感することができるよう地域全体で子育て支援を推進していかなければなりません。

国では、「子育ての第一義的な責任は父母その他の保護者にある」という考えを前提としつつ、保護者が子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう社会全体で支援していくための環境整備を進めていく方針を打ち出しています。

本市においては、「海南省次世代育成支援行動計画（後期計画）」において、海南市の子育て資源を生かしつつ、地域の一人ひとりが子育てを応援していく環境を築き、子育てに夢や希望を抱けるまちづくりをめざして、「家庭と地域、健やかで安らかなまち　かいなん」を基本理念として掲げ、「子ども・子育て支援事業計画」にも引き継いできました。

この流れを継承しつつ、国のことども未来戦略「加速化プラン」に対応し、社会全体での子育て環境をより一層充実していくことを目的に、本計画の基本理念を掲げます。

### 【計画の基本理念】

家庭と地域、健やかで安らかなまち　かいなん

## 2 基本的な視点

本計画の策定及び個別施策の実施にあたっては、以下に示す3つの視点を基本とします。

### …（1）子どもが健やかに育つ視点

少子化の進行により、子どもが集団生活を送る機会の減少や異年齢のなかで育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境が変化しています。子どもは自然な心身の成長とともに、周囲の環境と関わり合うなかで、生活に必要な能力や態度を身につけていきます。

乳幼児期にはしっかりととした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感を育み、幼児期には基本的な生きる力を獲得し、学童期には自己肯定感を育むなど、発達段階に応じて成長できる環境を整備することが必要です。

そのため、本市における自然、歴史・文化、地場産業などの豊かな地域資源を生かしながら、子どもたちの心身ともに健やかな成長を尊重・保障し、子どもの幸せを第一とする社会の実現をめざします。

### …（2）保護者が安心して子育てをする視点

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から支援や協力を得ることが難しくなっています。また、共働き家庭の増加や長時間労働により、子どもと接する時間が確保できないという状況も増えています。

子育てに関する不安や負担、孤立感を払拭し、家族を持つこと、子どもを生み育てることに夢と希望が持てる施策の充実に努めます。

また、仕事と子育ての両立の困難さや男女の固定的な役割分担意識など、少子化の要因となっているあらゆる社会的な障害を取り除き、安心して子どもを生み育てる社会の実現をめざします。

### …（3）地域全体が子育てを支援する視点

子育て支援は、地域社会、事業者、学校、行政等を含め社会全体で取り組むべき課題です。

そのため、様々な地域の支え合い機能が希薄化するなかで、地域の意識の再生を図り、地域社会全体が子育て家庭に目を向け「地域の子どもは地域で育てる」という共通認識のもと、あらゆる人々が自分の知識と経験を生かしながら子育て支援に関わる環境づくりを推進します。

### 3 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

#### (1) 子育てを支援する仕組みづくり

ひとり親家庭や障害のある児童を養育する家庭、虐待につながる様々なリスクを抱えている家庭、保護者の障害や疾病など生活上の課題を抱えている家庭など、子育てをするすべての人の育児不安や負担を軽減できるよう、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援を強化するとともに、様々な子育て支援サービスの充実やきめ細かな支援の充実を図り、地域全体における子育て支援を推進します。

##### 施策の方向性

- (1) 地域における様々な子育て支援サービスの充実
- (2) 支援を必要とする家庭へのきめ細かな取り組み
- (3) 経済的負担の軽減

#### (2) 健やかに産み育てる環境づくり

母親が安心して妊娠・出産ことができ、子どもが健やかに成長できるよう、保健に関する情報提供や小児医療体制の充実など、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援を拡充して、妊娠期から出産、乳幼児までの切れ目のない育児支援や保健事業を通して、安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めます。

##### 施策の方向性

- (1) 子どもや母親の健康づくり
- (2) 子どもの心身の健康を育む食育の推進
- (3) 小児医療体制の充実

### (3) 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

地域の担い手である子どもたちが、豊かな人間性やたくましく生きる力を育むことができるよう、家庭や地域・学校が連携し、子どもの学び・活動を取り巻く環境の整備を進めます。

#### 施策の方向性

- (1) 家庭や地域の子育て力・教育力の向上
- (2) 魅力ある幼児教育・学校教育の推進
- (3) 子どもの豊かな心身の育みの支援
- (4) 思春期における心と身体の健康保持の推進

### (4) 仕事と子育てが両立できる社会づくり

子育てをしながらでも安心して働くことができるよう、多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。また、男性の育児参加を促進するとともに、制度や社会全体におけるワーク・ライフ・バランスの周知に努め、共働き・共育てに対応した仕事と家庭生活の両立を支援します。

#### 施策の方向性

- (1) 保育サービスや学童保育の充実
- (2) 仕事と家庭生活の調和に向けた取り組みの推進

### (5) 子どもの安全を守る安心なまちづくり

子どもを安心して生み育てることができるとともに、子どもがいきいきと遊ぶことができるよう、公園の整備・情報提供をはじめ、子育てバリアフリーの視点を取り入れた住環境や公共施設、道路交通環境の整備を図ります。また、子どもの安全を確保するため、通学時の安全対策や地域における防犯活動等の取り組みを推進します。

#### 施策の方向性

- (1) 子どもが安全に遊ぶことのできる遊び場の確保・整備
- (2) 子ども等の安全の確保

## 4 施策体系

基本理念	基本的な視点	基本目標	施策の方向性
家庭と地域、健やかで安心なまち かいなん	子どもが健やかに 育つ視点	1 子育てを支援す る仕組みづくり	(1) 地域における様々な子育て支援サービスの充実
			(2) 支援を必要とする家庭へのきめ細かな取り組み
			(3) 経済的負担の軽減
		2 健やかに産み育 てる環境づくり	(1) 子どもや母親の健康づくり
			(2) 子どもの心身の健康を育む食育の推進
	保護者が安心して 子育てをする視点	3 次代を担う心身 ともにたくまし い人づくり	(3) 小児医療体制の充実
			(1) 家庭や地域の子育て力・教育力の向上
			(2) 魅力ある幼児教育・学校教育の推進
			(3) 子どもの豊かな心身の育みの支援
	地域全体が子育て を支援する視点	4 仕事と子育てが 両立できる社会 づくり	(4) 思春期における心と身体の健康保持の推進
			(1) 保育サービスや学童保育の充実
			(2) 仕事と家庭生活の調和に向けた取り組みの推進
		5 子どもの安全を 守る安心なまち づくり	(1) 子どもが安全に遊ぶことのできる遊び場の確保・整備
			(2) 子ども等の安全の確保

## 第4章

# 教育・保育事業等の量の見込み等

## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。

その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本市においては、1か所で全市的な利用ニーズに対応している事業等もあることから、効率的に資源を活用できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全市）と設定しつつ、地域のニーズに応じた教育・保育、地域子育て支援事業の整備に努めます。

## 2 教育・保育等の量の見込みと確保方策

### ① 施設等利用給付

#### 【量の見込み】

単位:人／年

		令和7年度			令和8年度			令和9年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み (必要利用定員総数)		196	543	280 0歳:39 1歳:99 2歳:142	168	537	274 0歳:39 1歳:100 2歳:135	144	540	276 0歳:38 1歳:101 2歳:137
②確保の内容 (特定教育・保育施設)	認定こども園・幼稚園・保育所	908	612	339	908	612	339	908	612	339
②-①		712	69	59	740	75	65	764	72	63

		令和10年度			令和11年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み (必要利用定員総数)		120	536	276 0歳:38 1歳:102 2歳:136	98	534	274 0歳:37 1歳:102 2歳:135
②確保の内容 (特定教育・保育施設)	認定こども園・幼稚園・保育所	908	612	339	908	612	339
②-①		788	76	63	810	78	65

#### 【提供体制、確保方策の考え方】

- 教育の定員数については、令和6年度現在、908名（公立幼稚園5園、公立認定こども園2園、私立認定こども園3園）の提供体制があります。
- 保育所の定員数については、令和6年度現在、951名（公立保育所2園、公立認定こども園2園、私立認定こども園3園）の提供体制があります。
- 低年齢児を中心に保育ニーズが益々高まる見通しのなかで、多様化する保育への対応に加え、待機児童の増加についても懸念されることから、市の中部地区に位置する認定こども園「五月山こども園」において新たな施設の増築及び既存施設の改修等整備を行い、令和3年度から受け入れ定員を拡充しています。
- 地域型保育事業（小規模保育事業※等）や企業主導型保育事業については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。

## ② 乳児等通園支援事業

### 【事業の概要】

〇歳6か月～満3歳未満の保育所等に通っていない子どもを対象に、月一定時間までの枠の中で、時間単位等で柔軟に通園を可能とする事業です。

### 【量の見込み】

		人日／年				
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0歳児	①量の見込み	5	4	4	4	4
	②確保の内容	5	4	4	4	4
1歳児	①量の見込み	6	6	6	6	5
	②確保の内容	6	6	6	6	5
2歳児	①量の見込み	5	5	5	4	4
	②確保の内容	5	5	5	4	4
②－①		0	0	0	0	0

### 【提供体制、確保方策の考え方】

〇本市においては、令和8年度の本格実施に向け、令和6年度から試行しており、国の動向を注視しながら取り組んでいきます。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

		単位	量の見込み				
			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用者支援事業※	か所	1	1	1	1	1	1
延長保育事業※	人／年	180	178	180	180	180	180
放課後児童 健全育成事業 (学童保育)※	低学年	人／年	487	474	453	458	441
	高学年	人／年	218	222	219	203	208
子育て短期支援事業※ (ショートステイ)	人日／年	3	3	3	3	3	3
地域子育て支援拠点事業※	人回／年	15,861	15,831	16,059	16,166	16,227	
一時預かり 事業※	幼稚園の預かり事業	人日／年	13,933	13,302	12,566	11,443	10,138
	その他の一時預かり	人日／年	1,093	1,141	1,200	1,242	1,287
病児・病後児保育事業※	人日／年	11	11	11	11	11	11
ファミリー・サポート・センター事業※	人日／年	1,199	1,231	1,257	1,274	1,287	
妊産婦健診事業※	人／年	334	328	321	314	306	
産後ケア事業	人日／年	46	63	70	75	80	
乳児家庭全戸訪問事業※	人／年	200	196	192	188	184	
養育支援訪問事業※	世帯／年	121	143	163	180	196	
子育て世帯訪問支援事業	世帯／年	11	11	11	10	10	

## ① 利用者支援事業\*

### 【量の見込み】

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
こども家庭センター型 (単位:か所)	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
妊婦等包括相談支 援事業型 (単位:回)	①量の見込み	600	588	576	564	552
	②確保の内容	600	588	576	564	552
	②-①	0	0	0	0	0

### 【提供体制、確保方策の考え方】

- 利用者支援事業\*については、令和6年度現在1か所を整備し、利用者のニーズ対応に努めています。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。
- 妊婦等包括相談支援事業は、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行い、様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる事業です。ニーズの把握に努めるとともに、今後の国の動向等を踏まえるなかで検討していきます。

## ② 延長保育事業\*

### 【量の見込み】

単位:人／年

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		180	178	180	180	180
②確保の内容		180	178	180	180	180
②-①		0	0	0	0	0

### 【提供体制、確保方策の考え方】

- 延長保育事業\*については、令和6年度現在、6か所で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

### ③ 放課後児童健全育成事業（学童保育）※

【量の見込み】

単位:人／年

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	1年	158	175	158	164	158
	2年	165	144	156	139	141
	3年	164	155	139	155	142
	低学年	487	474	453	458	441
	4年	125	125	121	110	124
	5年	62	65	64	60	53
	6年	31	32	34	33	31
	高学年	218	222	219	203	208
	② 確保の内容	705	696	672	661	649
②-①		0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

- 放課後児童健全育成事業※については、令和6年度現在、12 小学校区で学童保育を実施しており、長期休暇時の専用施設を含め 20 か所を開設し受け入れ体制の充実を図っています。
- 今後においても高いニーズでの推移が見込まれることから、待機児童の解消が図れるよう、定員の拡大など提供体制の確保に努めます。

### ④ 子育て短期支援事業※（ショートステイ）

【量の見込み】

単位:人日／年

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		3	3	3	3	3
②確保の内容		3	3	3	3	3
②-①		0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

- 子育て短期支援事業※（ショートステイ）については、県内 6 か所（委託）で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

## ⑤ 地域子育て支援拠点事業※

【量の見込み】

単位:人回／年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	15,861	15,831	16,059	16,166	16,227
②確保の内容	15,861	15,831	16,059	16,166	16,227
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○地域子育て支援拠点事業については、令和6年度現在、4か所で実施しています。

○今後においても高い利用ニーズが見込まれることから、より利用しやすい提供体制の確保に努めます。

## ⑥ 一時預かり事業※

【量の見込み】

単位:人日／年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
幼稚園型の預かり事業	①量の見込み	13,933	13,302	12,566	11,443
	②確保の内容	13,933	13,302	12,566	11,443
	②-①	0	0	0	0
その他の一時預かり	①量の見込み	1,093	1,141	1,200	1,242
	②確保の内容	1,093	1,141	1,200	1,242
	②-①	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○幼稚園型の預かり事業については、令和6年度現在、10か所で実施しています。共働きの幼稚園利用の家庭（2号認定の教育利用希望が強い家庭）が今後も一定数見込まれることから、提供体制の確保に努めます。

○その他の一時預かりについては、令和6年度現在、保育所等による一時保育を5か所、ファミリー・サポート・センターを1か所で実施しています。今後においても高いニーズが見込まれることから、引き続き提供体制の確保に努めます。

## ⑦ 病児・病後児保育事業※

【量の見込み】

単位:人日／年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	11	11	11	11	11
②確保の内容	11	11	11	11	11
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

- 病後児保育事業については、令和6年度現在、3か所で実施しています。
- 病児保育事業については、現在実施しておらず、今後医療機関や関係機関と連携・調整を図り、提供体制の検討を進めます。

## ⑧ ファミリー・サポート・センター事業※

【量の見込み】

単位:人日／年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1,199	1,231	1,257	1,274	1,287
②確保の内容	1,199	1,231	1,257	1,274	1,287
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

- ファミリー・サポート・センター事業※については、令和6年度現在、1か所で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

## ⑨ 妊産婦健診事業\*

### 【量の見込み】

単位:人／年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	334	328	321	314	306
②確保の内容	334	328	321	314	306
②-①	0	0	0	0	0

### 【提供体制、確保方策の考え方】

○健康課で妊娠届を提出した妊婦に対して、母子健康手帳及び妊産婦健診受診票の発行を行い、妊娠中の母と子の一貫した健康管理を行うため、妊娠期間中及び産後1か月前後に15回分(26枚)の受診票を発行します。

○今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

## ⑩ 産後ケア事業

### 【事業の概要】

出産後の退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

### 【量の見込み】

人日/年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	46	63	70	75	80
② 確保の内容	46	63	70	75	80
②-①	0	0	0	0	0

### 【提供体制、確保方策の考え方】

○産後ケア事業については、県内10か所(委託)で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

## ⑪ 乳児家庭全戸訪問事業※

### 【量の見込み】

単位:人／年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	200	196	192	188	184
②確保の内容	200	196	192	188	184
②-①	0	0	0	0	0

### 【提供体制、確保方策の考え方】

- 担当地区の保健師及び助産師が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭訪問を実施するとともに、91名の母子保健推進員が自分の地区の母子の家庭訪問を実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。
- 核家族化が進み、育児不安や孤立する母子が増える中、家庭訪問により相談できる場を提供したり、問題の早期発見や育児支援に努めていきます。

## ⑫ 養育支援訪問事業※

### 【量の見込み】

単位:世帯／年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	121	143	163	180	196
②確保の内容	121	143	163	180	196
②-①	0	0	0	0	0

### 【提供体制、確保方策の考え方】

- 継続的な支援特に必要とする家庭について、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。
- 今後の見込み量に対する提供体制は、十分に確保できるものとします。

### ⑬ 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

#### 【事業の概要】

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等（支援を要するヤングケアラー含む）を対象に、世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

#### 【量の見込み】

単位：世帯/年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	11	11	11	10	10
②確保の内容	11	11	11	10	10
②-①	0	0	0	0	0

#### 【提供体制、確保方策の考え方】

○本市においては、令和6年度から4か所で提供体制を整えており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

### ⑭ 児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）

#### 【事業の概要】

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

#### 【提供体制、確保方策の考え方】

○ニーズの把握に努めるとともに、今後の国の動向等を踏まえるなかで検討していきます。

### ⑮ 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

#### 【事業の概要】

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

#### 【提供体制、確保方策の考え方】

○ニーズの把握に努めるとともに、実施方法について検討していきます。

## ⑯ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【事業の概要】

幼稚園や保育所などの料金については、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例により利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収や上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。

本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

○ニーズの把握に努めるとともに、今後の国の動向等を踏まえるなかで検討していきます。

## ⑰ 多様な主体が参入することを促進するための事業

### 【事業の概要】

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、小規模保育事業※などの設置を促進していくことが必要です。

その一方で、新たに開設された施設等が安定かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要となります。

本事業は、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業※等の連携施設のあっせん等を実施する事業です。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

○本市においては、現在、既存施設での対応を基本としていますが、今後の利用者のニーズや国の動向等を踏まえ検討していきます。

## 4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

### (1) 認定こども園の普及に関する考え方

#### ① 教育・保育施設の設置状況

本市においては、東部地区に認定こども園が1か所、中部地区に幼稚園が3か所、認定こども園が2か所、西部地区に保育所が1か所、幼稚園が1か所、認定こども園2か所、南部地区に保育所が1か所、幼稚園が1か所設置されています。

#### ② 認定こども園の普及にかかる背景や必要性

近年、女性の社会進出が進み、夫婦共働き世帯の増加、また就労形態の変化などにより、低年齢児保育や延長保育、一時保育等を希望する保護者が増加しています。また、就労している保護者においても幼稚園教育を受けさせたいという意向があり、教育・保育におけるニーズが多様化しています。

このようななか、小規模な教育・保育施設では、施設面あるいは人員面において、多様化する教育・保育ニーズに十分応えることが難しく、子どもたちの成長や発達にとって大切な集団で学ぶ機会を十分に保障しにくい側面があります。

こうした状況を踏まえるなかで、今後においても、引き続き保育所と幼稚園の在り方等について検討していきます。

### (2) 質の高い幼児期の教育・保育について

就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、幼保一体化に関する職員研修や、幼保一体化事業や各種取り組みにおける先進地での視察研修等を通じ、教育・保育の質の向上に努めます。

関係機関、関係団体等との連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスの拡充に対応しつつ、質の向上を図ります。

### (3) 幼保小連携の取り組みの推進について

幼稚園及び保育所の教員や保育士が交流事業等を通じ、関係者の共通理解を図ることで一貫した教育・保育の指導を推進します。なお、認定こども園化を見据えた0～2歳と3～5歳の取り組みの連携について、子どもの発達段階に応じた教育・保育の提供を図ります。

また、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校が連携し、幼児・児童の相互訪問等を通じて、豊かな社会性を育むとともに、幼稚園・保育所・認定こども園から小学校への円滑な移行・接続を図ります。

#### (4) 放課後児童クラブ（学童保育）※の充実について

国はすべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「放課後子ども総合プラン」を推進しています。

本市においても保護者の学童保育のニーズに応えるため、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後の子どもの居場所づくりの確保をめざして学童保育室の整備を進め、安心して児童を預けることができる環境の充実に努めます。

## 第5章

# 施策の展開

## 1 子育てを支援する仕組みづくり

### (1) 地域における様々な子育て支援サービスの充実

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、周りから子育ての支援が得られず、不安や孤立感を感じながら子育てをしている家庭が多くなっています。これらのすべての子育て家庭を支援するために、教育・保育施設や地域における子育て支援サービスを充実させるとともに、子育てに関する相談体制や情報提供の充実を図り、地域において安心して子育てができる環境づくりを進めます。

#### ① 幼稚園における子育て支援の充実

項目	内容	担当課
預かり保育	保護者の就労や疾病、出産等のほか、介護や看護等により、一時的に家庭で育児が困難になった場合、時間を延長して預かりを実施します。	学校教育課
長期休暇中の保育	就労等による長期休暇中の保育の必要性について、保護者のニーズの把握に努め、各園で希望者を対象に実施します。	学校教育課



## ② 地域における子育て支援の充実

項目	内容	担当課
子育て短期支援事業※ (ショートステイ)	保護者の疾病、出産、突発的な残業、休日出勤や育児疲れなどの理由で、子どもの養育が一時的に困難となった場合、児童福祉施設等で1週間程度の短期間の養育を行います。	子育て推進課
子育て短期支援事業※ (トワイライトステイ)	2歳から18歳未満の子どもが対象で、保護者が仕事等の社会的な理由によって、家庭における子どもの養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設等において一時的に養育を行います。	子育て推進課
子育て短期支援事業※ (親子入所等支援)	必要に応じて親子を施設等に短期間入所させ、保護者レスパイト・ケアや育児不安の解消のために相談支援を実施します。	子育て推進課
子育て短期支援事業※ (入所希望児童支援)	保護者の育児放棄や過干渉等により、児童自身が一時的な利用を希望する際の受け入れ支援を行うとともに、児童及びその保護者が抱える課題や意向を丁寧に確認し、児童とその保護者の関係の改善に向けた調整をします。	子育て推進課
子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯や妊婦を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行います。	子育て推進課
親子関係形成支援事業	親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援について検討します。	子育て推進課
地域子育て支援拠点事業※	子育てに関する相談や講座などの事業を実施し、多くの市民が利用していることから、充実した運営に努め、地域の子育て家庭への支援を行います。	子育て推進課
ファミリー・サポート・センター事業※	育児の支援を受けたい方（依頼会員）と援助を行いたい方（提供会員）が会員登録を行い、地域における会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、仕事と育児を両立できる環境を構築します。	子育て推進課
地域との協働による子育て支援事業	地域の方々との協働・連携により、子育てひろばやほっとカフェ、子育て講座、子育て支援を行います。	生涯学習課
民生委員・児童委員、主任児童委員との連携	民生委員・児童委員による見守り活動や、主任児童委員と連携することにより、地域における支援を必要とする子どもや子育て家庭への支援を行います。	社会福祉課

### ③ 相談体制及び情報提供の充実

項目	内容	担当課
家庭児童相談室の設置	子育ての不安や悩みに対する助言や児童虐待案件等、様々な問題に対応するため、相談体制を整備します。	子育て推進課
市民相談窓口の設置	市民相談員を配置するなど、市民が気軽に活用しやすい総合相談窓口を庁内に設置します。	市民交流課
教育相談	<p>学校にスクールカウンセラーを配置し、児童や保護者に専門的なカウンセリングを行うとともに、ケース会議等において教職員への助言を行います。</p> <p>教育相談室では、保護者からの相談を中心に対応し、今後も来室者の心情に寄り添いながら、子育てや家庭での不安の解消に向けてケアを行います。</p> <p>教育支援センターでは、集団指導や学習指導の充実など、個々のニーズに即した支援を行い、学校への復帰や進路に向けて支援サポートします。</p>	学校教育課
障害のある児童のための相談支援事業	相談支援事業所等と連携し、サービス等利用計画作成など、きめ細かな相談体制の充実を図り、関係機関と協議、連携しながら対応します。	社会福祉課 健康課
子どものこころのケアに対する体制整備	今後も各学校に配置されたスクールカウンセラーや教育相談室の相談員等による迅速な支援を行います。	学校教育課
子育て支援に関する情報提供	市の広報誌やホームページ、パンフレットなどを活用し、様々な媒体による子育て支援に関する情報提供や相談窓口の周知に努めます。	子育て推進課

## (2) 支援を必要とする家庭へのきめ細かな取り組み

核家族化の進行などに伴う子育て家庭の孤立化や育児不安の増大により、しつけ等の子どもへの接し方に不安を覚える保護者の増加がうかがえます。

また、保護者の障害や病気、離婚や配偶者の死亡などを起因とする生活上の課題を抱えている家庭や、障害のある児童等への支援が求められることに加え、児童虐待防止対策を含む要支援家庭への対応がますます重要となっていることから、要支援家庭のためのネットワークの構築をはじめ、様々な支援を必要とする家庭に対するきめ細やかな支援体制を整備します。

### ① 児童虐待防止対策の推進

項目	内容	担当課
要保護児童対策地域協議会の設置	要保護児童対策地域協議会で関係機関と連携し、児童虐待防止、不登校、非行などの要保護児童等、要保護家庭へ支援を行います。	子育て推進課
関係機関による要支援家庭支援体制の構築	県より配置されているスクールソーシャルワーカーが中心となり、子育て推進課、県中央児童相談所との連携ネットワークを構築し、今後も虐待等の問題に即時対応できるよう努めます。	学校教育課



## ② 障害児施策の推進

項目	内容	担当課
障害児施策の推進	障害のある児童の日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、リズム遊び・水遊び・絵本・手遊びなどの課題活動、児童発達支援事業等に取り組みます。	学校教育課 子育て推進課 健康課
各種研修会の実施	<p>海南省特別支援教育推進会議を中心に、障害に対する理解やその支援の方法等、各種研修を実施します。</p> <p>就学前障害児教育連絡会（通称「ほほよせ」）による幼稚園・保育所・認定こども園・健康課・保健所・小学校の連携を図るための合同研修や教育委員会主催の研修を今後も実施し、就学前からの子どもの発達課題に対する支援等の知識・理解の向上に努めます。また、社会福祉課が所管する海南・海草障害者地域自立支援協議会の「子ども部会」との連携調整を図ります。</p>	学校教育課 健康課 子育て推進課 社会福祉課
交流教育	特別支援学校と各地域の小学校、中学校との交流の場を確保し、子どもたちの交流学習や学校行事への参加などの機会を確保するとともに、さらに居住地校交流を進めます。	学校教育課
児童通所給付事業等	障害のある児童に対し通所支援（放課後等デイサービス、児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援）、居宅介護、短期入所等の福祉サービスの支給決定を行い地域生活における支援を実施します。	社会福祉課
障害のある児童の幼稚園・保育所等への受け入れ	障害のある児童の幼稚園・保育所・認定こども園・学童保育等の入所希望に対しては職員の加配を行うなど可能な限り受け入れに努めます。	学校教育課 子育て推進課
重度心身障害児者医療費助成事業	<p>県が定める対象者を広げて、重度の心身障害者等に医療費の一部負担金の助成を行い、健康の保持増進及び福祉の向上を図ります。</p> <p>また、制度の安定的な運営を図るため、市単独事業で実施している部分が県の補助対象となるよう要望を続けます。</p>	社会福祉課
特別児童扶養手当	政令で定める程度の障害のある 20 歳未満の方を在宅で監護・養育している父母又は養育者に手当金を支給します。また、広報など様々な機会を捉えて周知を図ります。	社会福祉課
障害児福祉手当	重度障害のため常時介護を要する 20 歳未満の方に手当金を支給します。広報など様々な機会を捉えて周知を図ります。	社会福祉課
心身障害児福祉手当	20 歳未満の障害のある子どもを監護している方に手当金を支給します。今後も市の広報など様々な機会を捉えて周知を図ります。	社会福祉課

### ③ 配慮を必要とする子ども・家庭への支援施策の推進

項目	内容	担当課
子どもの居場所づくり	放課後一人で過ごさなければならない子どもなどを対象に、地域ふれあい活動事業やわくわくルームを実施し、安全安心な居場所をつくり、加えて待機児童解消に努め、子どもたちの健やかな成長の支援に取り組みます。	生涯学習課 社会福祉課 子育て推進課
学習支援	学校を中心とした総合的な子どもの就学支援の充実、就学前における幼児教育の推進、生活困窮世帯等への学習支援制度の改善等、関係各課との連携・協議を進めます。	学校教育課 社会福祉課 子育て推進課
生活困窮者自立支援	生活困窮者の自立の促進を図るため、社会福祉協議会に相談窓口を設置し、機会を捉えてニーズ把握に努め、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題に対して広く相談を行い支援します。	社会福祉課
就学援助	経済的な理由で就学が困難な児童生徒に対し、学用品費や給食費などその費用の一部または全部を援助するとともに、制度の周知を図ります。	教育委員会総務課 学校教育課
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭に医療費の一部負担金の助成を行い、健康の保持増進及び福祉の向上を図ります。	子育て推進課
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当金を支給します。	子育て推進課
こども家庭センターにおける相談支援	令和6年度に設置したこども家庭センターを中心に、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまで切れ目のない支援を行えるよう、相談支援に取り組みます。	子育て推進課 健康課

### (3) 経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的な負担感を軽減するため、各種手当・助成を実施します。また、令和元年の法改正により、3歳から（住民税非課税世帯は0歳から）5歳までの児童の幼稚園・保育所、認定こども園等における幼児教育・保育の無償化が実施されています。さらに、本市では、子育て世帯の負担軽減のため、本市在住児童生徒の給食費実質無償化に取り組んでいます。

項目	内容	担当課
児童教育・保育の無償化	<p>幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する児童の利用料を法令等に基づき無償化します。</p> <p>住民税非課税世帯については、0歳から2歳の児童の利用料についても法令等に基づき無償化します。</p> <p>就学前の障害のある児童のうち発達支援等を利用する児童を対象に、今後も法令等に基づき利用料を無償化します。</p> <p>多子世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降の保育料等の無償化を検討していきます。</p>	教育委員会総務課 子育て推進課 社会福祉課
幼稚園・保育所等給食費の実質無償化 (本市独自の取り組み)	<p>幼稚園・保育所・認定こども園等の給食費を実質無償化します。</p> <p>障害児通所施設等の給食費を市の独自事業として実質無償化します。</p>	教育委員会総務課 子育て推進課 社会福祉課
小中学校における給食費の無償化	<p>市立小中学校に在籍する児童生徒の給食費を無償化します。</p> <p>市独自施策として、市立小中学校以外に通う児童生徒や市立小中学校に通う食物アレルギーを有する児童生徒などへの弁当や給食に対する補助金を交付して実質無償化します。</p>	教育委員会総務課
認可外保育施設等の利用料無償化	<p>認可外保育施設等を利用する児童について、法令等に基づき、利用料を実質無償化します。</p> <p>住民税非課税世帯については、0歳から2歳の児童を対象に、法令等に基づき利用料を無償化します。</p>	子育て推進課
児童手当	すべての子どもの育ちを支える手当金の支給を、法令等に基づき実施するとともに、抜本的拡充について広く制度の周知を図ります。	子育て推進課
子ども医療費助成事業	18歳以下の子ども医療費の自己負担分（保険該当部分）の全額補助を行い、健康的の保持増進及び福祉の向上を図ります。	子育て推進課
妊婦のための支援給付金	妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的精神的ケア及び経済的支援を実施します。	健康課

## 2 健やかに産み育てる環境づくり

### (1) 子どもや母親の健康づくり

母親が安心して妊娠期を過ごし、出産期を迎え、その後も不安なく子育てができるよう、新設のこども家庭センターにおいて、妊娠期から出産後までの切れ目のない保健指導と保護者の支援の充実を図ります。また、産後ケアをはじめ、妊娠、出産、乳幼児期を通じ、保健に関する相談支援や情報提供を行い、継続的な親子の健康の確保を支援します。

#### ① 安全な妊娠・出産と新生児・乳幼児の健康の確保

項目	内容	担当課
妊産婦健康診査受診券の発行	妊産婦健康診査の受診券を発行し、妊娠初期から産後の医学的管理と保健指導を受けられるよう支援するとともに、さらなる支援を検討します。また、産後の健康を支援するため、産後約1か月の産婦健診の費用を助成するとともに、さらなる支援を検討します。	健康課
新生児聴覚検査の受診券の発行	妊産婦健康診査の受診券発行の際、新生児聴覚検査の受診券を発行し、検査費用の助成を行います。	健康課
マタニティスクール	保健師等がマタニティスクールを実施し、両親ともに安心して子どもを生み育てられるよう支援するとともに、さらなる支援を検討します。	健康課
こども家庭センターの充実	母子保健・児童福祉の両機能による一体的な相談支援を実施します。 こども家庭センターにおいて妊娠届出時に保健師等が面接し、妊娠期から子育て世代までの切れ目のない保健指導と保護者の支援をさらに充実します。	子育て推進課 健康課
乳幼児全戸家庭訪問事業	すべての出生児の家庭に対し、保健師や助産師等が訪問し、授乳指導や育児支援を行うとともに、さらなる支援を検討します。	健康課
産後ケア事業	出産後から1年間、母子に対して心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施します。	健康課
乳幼児健康診査の推進	4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳6か月児健康診査、5歳児健康診査を実施し、親子の健康を確保します。	健康課 学校教育課 子育て推進課
予防接種の実施	予防接種法に基づく定期予防接種を実施します。適切な時期に接種できるよう、周知・啓発を行います。	健康課

## ② 保健に関する相談体制及び情報提供の充実

項目	内容	担当課
母子の保健に関する情報提供	<p>市の広報誌、ホームページ、子育て支援アプリ等を活用し母子の保健に関する情報提供を行います。</p> <p>妊娠届出時、マタニティスクール、家庭訪問、乳幼児健康診査時に対象に応じた情報提供を行います。</p>	健康課
妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を包括的に行うことができる体制整備を行います。	健康課 子育て推進課
子どもの事故防止の指導	各乳幼児健診や乳幼児相談にて、不慮の事故を防ぐリーフレットを配布するとともに、保健師からも保護者に対して保健指導を行います。	健康課
健康相談	<p>1歳6か月児と2歳児健康相談や発達相談を実施し、幼児の発達の確認とともに、保護者の相談を行います。</p> <p>必要な方には、親子教室(フォロー児教室)を紹介するなど保護者の不安の軽減に向け、きめ細かい対応に努めます。</p>	健康課
遠隔健康相談事業	SNSを利用し、オンラインにより、いつでも小児科、産婦人科に関する相談を受け付ける体制整備を行います。	健康課

## (2) 子どもの心身の健康を育む食育の推進

保護者において、子どもの発育・発達及び食事や栄養に関することは、大きな関心の一つといえます。

子どもの食事は体を形成する上で重要な役割を担っており、子どものときからの食育の実践、望ましい食習慣の習得が重要です。家庭教育や学校教育において、食に関する教室等による知識の習得や情報提供、体験を通じた学習機会の提供など食育の取り組みを推進します。

### ① 食育の推進

項目	内容	担当課
健診時の保健指導	4か月児、10か月児、1歳6か月児健康診査時に、管理栄養士によるきめ細かい保健指導を行います。	健康課
離乳食教室	モグモグ教室（離乳食教室）を実施し、離乳食の正しい知識を身につけ、育児支援に繋げて、食生活を見直す機会を設けます。	健康課
食生活改善推進員による食育教室（調理実習）	食生活改善推進員の主催により市内の保育所・幼稚園等を訪問し、調理実習を含む食育教室を実施し、食育を進めます。	健康課

### ② 保育所・認定こども園等を通じた食育の普及

項目	内容	担当課
行事食や地場産物の積極的な活用	季節感のある行事食や旬の食材、地場産物を積極的に使用し、子どもの成長に合わせた形状、味付けの給食を自園で調理します。 また、家庭との連携を目的に、子どもたちが食べた給食見本の展示や試食会を実施します。	子育て推進課
離乳食の提供	離乳初期から完了期まで、子どもの発達に合わせた離乳食を保護者と相談しながら提供します。	子育て推進課
野菜の栽培	子どもたちが育て、収穫した野菜を給食で提供することで、食への興味を引き出す取り組みを行います。	子育て推進課
栄養相談	地域子育て支援センターにおいて、未就園児の保護者を対象に離乳食など、家庭での食事に関する悩みの相談に応じます。	子育て推進課

### ③ 学校教育を通じた食育の普及

項目	内容	担当課
学校における指導計画の作成	栄養教諭や栄養士等が中心となり、食に関する指導の全体計画を作成するとともに、その計画に基づく各教科・領域、給食指導等の実施を通して、食に関する知識の普及・啓発及び実践する力の向上を図ります。	学校教育課
食育の授業	栄養教諭や栄養士等が中心となり、給食指導や家庭科、生活科などの学習を通して、食に対する関心を高め、健全な食生活を実践することができるよう、「食」に関する知識と「食」を選択する力を育成します。	学校教育課
行事食や地場産物の積極的な活用	栄養教諭や栄養士等が中心となり、安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供するとともに、季節感のある行事食や旬の食材の使用、さらには地場産物の積極的な活用など、給食の充実に取り組みます。	学校教育課



### (3) 小児医療体制の充実

小児期は、子どもの健康づくりにとって大切な時期であり、保護者からも安心して医療を受けられる体制の整備が望まれています。小児医療を含む医療体制については、限られた医療資源を有効に活用するため、広域的な取り組みが必要となることから、県や医師会などの関係機関と連携し、小児医療体制の充実と各種情報提供を行うとともに、市独自で遠隔健康相談支援を導入して24時間子育て相談体制を整えるなど、子どもの健康を守る体制づくりを進めます。

項目	内容	担当課
医療体制の確保	医療センターや海南海草地域の小児科の開業医、また和歌山北部小児救急医療ネットワークにより、小児医療体制の確保に努めます。	消防本部 健康課 医療センター
小児医療に関する情報提供	小児医療に関する各種相談窓口や体制については、乳幼児訪問や4か月児健診など市が実施する各種事業の際にリーフレットを配布するとともに、市独自で遠隔健康相談支援を導入して24時間子育て相談体制を整えており、子育て支援アプリやホームページへの掲載など情報提供・周知に努めます。	健康課



### 3 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

#### (1) 家庭や地域の子育て力・教育力の向上

子どもにとって生活の場の基本は家庭であり、子どもの健やかな成長にとって家庭の果たす役割は最も重要といえます。また、家庭の子育て力・教育力の向上にあたっては、地域における様々な知識や技術を持った人々との交流や支え合いによって培われるため、個々の家庭や地域の連携によって、適切な教育がなされるよう支援を行います。

項目	内容	担当課
地域共育コミュニティ 推進事業	共育コーディネーターが中心となり、地域の方々の協力のもと、全小学校区において学校の授業補助や校内の環境整備など、学校・家庭・地域が一体となって様々な取り組みを行います。	生涯学習課 学校教育課
P T A 活動との連携	子どもの健やかな育成のため、各種研修会等を通じて、学校・家庭・地域の連携を図ります。	生涯学習課
世代間交流の実施	公民館等で行われる生きがい教室事業において、世代間交流として花植えや昔のおもちゃ遊び、お遊戯会等を開催し、子どもと地域のお年寄りとの交流を深めます。	生涯学習課



## (2) 魅力ある幼児教育・学校教育の推進

子どもたちが時代の変化に対応できるよう、自ら学び、自ら考え、主体的に判断する力、心豊かな人間性、健康や体力といった「生きる力」を育成するため、魅力ある幼稚園教育や学校教育、特別支援教育の充実を図ります。

### ① 幼児教育・学校教育の充実

項目	内容	担当課
幼児教育の推進	各園において、それぞれの現状・課題に基づいたテーマを設定するとともに、各園が連携を図り研究を深めながら幼児教育の充実に努めます。	学校教育課 子育て推進課
信頼される学校づくりの推進	各幼稚園、小学校、中学校に学校運営協議会を設置し、地域住民等の意見を学校運営に生かします。 また、保護者アンケートや児童・生徒アンケート等とともに、学校運営に関する自己評価及び学校関係者による評価を実施し、その結果を説明・公表することにより、地域や保護者から学校運営に対する理解と参画を得て、信頼される開かれた学校づくりを推進します。	学校教育課
少人数指導の充実	児童の習熟の程度や興味関心等に応じた少人数指導、チームティーチング等の取り組みにより、子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実を図ります。	学校教育課
学校施設等の整備・充実	生活様式の変化に合わせ、小中学校のトイレの洋式化等を順次進めます。	教育委員会総務課

## ② 特別支援教育の充実

項目	内容	担当課
特別支援教育	<p>教育支援委員会を定期開催し、対象の子どもの就学について審議するなど、障害のある児童がその能力や特性に応じた適切な教育を受けられるよう、就学相談支援体制の充実を図るとともに、可能性を最大限に伸ばし、社会的な自立へ結びつけられるよう特別支援教育の充実を図ります。</p> <p>個々の課題に応じた特別支援学級を各学校に、また発達の課題がある通常の学級児童に支援する通級指導教室を日方小学校、中野上小学校、下津小学校に開設し、個別の指導を行います。</p>	学校教育課
特別支援教育コーディネーターの配置	市内全幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、支援が必要な子どもの個別の指導計画や教育支援計画の作成、サポートファイルの活用など、一人ひとりのニーズにあった教育の充実を進めます。	学校教育課 子育て推進課
交流教育	特別支援学校と各地域の小学校、中学校との交流の場を確保し、子どもたちの交流学習や学校行事への参加など、居住地校交流を実施します。	学校教育課
ことばの教室の開催	話し言葉や発音に不安を感じる子どもに対し、言語聴覚士によるコミュニケーションの指導を受けることができる「ことばの教室」を実施します。	生涯学習課
障害のある児童の幼稚園・認定こども園への受け入れ	障害のある児童の入園の希望に対し、可能な限り職員の加配を行うなど受け入れに努めます。	学校教育課 子育て推進課

### (3) 子どもの豊かな心身の育みの支援

子どもたちの豊かな人間性と社会性を育む歴史・文化・自然といった海南市特有の地域資源を活用した活動や、たくましい心身を育成するスポーツ活動や人権教育、地域活動など、新設の体験学習施設や市民交流施設「海南 nobinos（ノビノス）」などを活用し、子どもたちの豊かな心身を育む取り組みを推進します。

#### ① 郷土の歴史・文化・自然とふれあう機会の充実

項目	内容	担当課
地域活動、自然体験活動	社会科や総合的な学習の時間等において、地域素材や歴史的な文化財を生かした地域学習、フィールドワークや聞き取り調査などの体験活動、教育委員会職員による学校への出前授業などを通じて、地域の伝統や歴史・文化等を学び、ふるさとの愛着や誇りの醸成を図ります。	学校教育課 生涯学習課
体験学習館	令和7年度に開館予定の体験学習館において、文化財の展示や発掘体験等を取り入れるなど、学習内容の充実を図ります。	生涯学習課
文化財出前授業	海南市内から発掘された埋蔵文化財を実際に触れることができるよう小学校6年生を中心に「出前授業」を実施し、実際に土器や石器に触れることで、地域の歴史に対する興味や郷土への愛着を育む機会を提供します。	生涯学習課



## ② 子どもを取り巻くスポーツ環境の充実

項目	内容	担当課
地域のスポーツの振興	地域のスポーツを振興するため、ジュニアランニングチャレンジ、ファミリースポーツフェスタ、歩っこウォークなど各種スポーツイベントを実施します。	生涯学習課
部活動の地域連携・地域移行	<p>中学校の運動部では部活動指導員を置いていますが、専門的な技術指導力を有する適切な指導者がいない場合、指導者を派遣し、技術的な指導を行います。</p> <p>生徒のスポーツ環境の充実を図るため、学校・地域・スポーツ団体等の協力のもと、地域におけるスポーツ環境整備を進めます。</p>	学校教育課 生涯学習課
スポーツ少年団の活動支援及びスポーツ指導者の育成	<p>スポーツを通して、「こころ」と「からだ」が健全に育成されるよう、スポーツ少年団の活動を支援します。</p> <p>また、各競技団体の指導者の育成を図るため、研修会を実施します。</p>	生涯学習課

## ③ 人権教育の充実

項目	内容	担当課
人権作文への取り組み及び発表会	各学校において人権について学び、考える人権教育の機会を設け、人権意識を高めます。また、中学校では人権について学習したことを発表する機会として、人権尊重作文発表会を開催します。	学校教育課 市民交流課
人権教育研修会・講演会	<p>小学校において、児童、保護者及び地域の方々を対象に、様々な分野の講師を招き、年数回の人権教育研修会（年間6時間以上）を実施します。</p> <p>「かいなん人権フェスティバル」を開催し、人権についての理解と認識を深める機会を提供します。</p>	生涯学習課 市民交流課
人権ポスター展の開催	人権ポスター展を実施し、人権に関する普及・啓発を図ります。	市民交流課

#### ④ 児童に関する地域活動の促進

項目	内容	担当課
児童による地域活動	新入生歓迎会、デイキャンプ、クリスマス会、お別れ遠足、地区公民館の祭り、子どもみこし、子ども会リーダー会活動等の児童による地域活動を実施します。	生涯学習課
児童館活動	各地区の指導員とともに子どもたちが制作した作品の展示やゲームなどが行われる児童館まつり等、子どもの育成と居場所づくりのためにも、児童館において行事を実施します。	子育て推進課
図書館活動	<p>読書啓発イベントや市民交流センターとの共同イベント、園児・児童の体験学習の促進など、施設の利用機会を増やし、図書貸出の促進につながる取り組みを実施します。</p> <p>市民交流施設「海南 nobinos (ノビノス)」や下津図書館での、施設見学や読み聞かせ会を開催するなど、図書館の利用促進に取り組みます。</p>	生涯学習課



## (4) 思春期における心と身体の健康保持の推進

思春期は、子どもから大人になる転換期であり、心や体の健康の問題が生涯の健康に大きく影響するといわれています。乳児とのふれあいにより命の大切さを学ぶ機会や、喫煙や飲酒、薬物などの子どもが陥りやすい健康問題への対策など、思春期において心身ともに健康な生活が送れるよう支援を行います。

項目	内容	担当課
思春期体験学習	乳幼児に関する学習を通して、生徒一人ひとりが親子関係や家族の大切さを再認識し、生命の尊さを学習する内容を検討するとともに、他の人への思いやりや自分自身を大切にするという気持ちを育てることを目的に、市内中学生を対象に「思春期体験学習」を実施します。	学校教育課 健康課
薬物乱用防止キャンペーン	県と合同の薬物乱用防止キャンペーンやポスター展示・街頭啓発等を実施します。	健康課
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育	関係機関との連携のもと学校において喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教室を実施します。	学校教育課
青少年補導委員等による補導活動	青少年補導委員による夜間補導などの定例補導、警察少年補導員及び学警青連絡協議会委員との夜間補導等を実施し、深夜徘徊、喫煙、飲酒等の不良行為の防止に努めます。	生涯学習課 学校教育課



## 4 仕事と子育てが両立できる社会づくり

### (1) 保育サービスや学童保育の充実

女性の社会進出や就労時間の多様化などにより、保育の時間延長や、低年齢児からの保育所等への入所、小学校における学童保育の利用などのニーズが高まっています。待機児童が発生しないように、ニーズに対応する保育サービスを充実するとともに、保護者の就労形態に応じた多様な保育サービスの提供・充実を図ります。

項目	内容	担当課
特別保育	認定こども園による幼保連携型※の教育・保育の環境整備や、認定こども園・保育所における延長保育や一時保育、病後児保育等の保育事業に取り組むとともに、関係機関と協議し、病児保育事業の実施を検討していきます。	子育て推進課
乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）	0歳6か月～満3歳未満の保育所等に通っていない子どもを対象に、（令和8年度の本格実施に向け）国の動向を注視しながら、取り組んでいきます。	子育て推進課
障害児保育の実施	発達障害のある児童を受け入れるため、保育所や学童保育等に加配職員を配置するなど、受け入れ体制を整備します。	子育て推進課
学童保育の実施	児童の健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立支援を行うため学童保育を実施します。 待機児童の解消に向けて受け入れ体制を整備するため、施設の充実や指導員の確保に取り組みます。 共働き世帯等の保護者が出勤時間を気にせず学童保育を利用できるよう委託業者と協議していきます。	子育て推進課
広域入所の推進	保護者の居住地以外における保育所・認定こども園の利用については、保護者の就労先や里帰り出産等による入所ができるよう、他市町村との広域入所の連携を推進します。	子育て推進課

## (2) 仕事と家庭生活の調和に向けた取り組みの推進

出産後も働きながら子育てする女性のため、仕事と家庭生活の両立は重要な課題となっています。働きながら子育てをするすべての人が、仕事と家庭生活のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう、育児休業制度を含め事業者や労働者をはじめ、市民全体に対するワーク・ライフ・バランスの意識の向上、男女共同参画への理解・浸透を図るため啓発を行います。また、共働き共育でに対応して、男性の育児参加への取り組みを推進します。

項目	内容	担当課
事業主等への啓発	<p>事業主に対し、和歌山労働局等からの情報等を提供し、育児休業制度を含めワーク・ライフ・バランスへの啓発を行います。</p> <p>広く市民の方々をはじめ、職員一人ひとりのやる気を引出し、やりがいが実感できる職場づくりに向け、男女共同参画週間における啓発や人権推進企業連絡会における研修やセミナー等を通じ、商工会議所、商工会、各組合等関係機関と連携を図りながら事業主及び職員に対する啓発を行います。</p>	産業振興課 市民交流課 子育て推進課
市職員への啓発	長時間労働の是正に向け、ノーカンボーリーの取り組みや管理監督職による職員への働きかけなど、定時退庁の推進を図る取り組みを行うとともに、フレックスタイム制度の導入など、ワーク・ライフ・バランスの向上に向けた環境整備を進めていきます。	総務課
男女共同参画推進イベントの実施	男女それぞれの個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、多くの市民が男女共同参画について学ぶ機会となるイベントや研修会を開催するとともに、啓発活動を実施します。	市民交流課
男性の育児参加の促進	<p>マタニティスクールにおいて父親を対象とした内容や日程（土曜日開催）を工夫し、父親の妊娠体験を盛り込むなど、共働き共育でに対応して、妊娠期から父親の育児参加を今後も促します。</p> <p>妊娠体験など思春期体験学習を中学生全員に実施し、男子生徒に対しても、生命の大切さや育児参加の必要性について教育を行います。</p>	健康課

## 5 子どもの安全を守る安心なまちづくり

### (1) 子どもが安全に遊ぶことのできる遊びの場の確保・整備

安全・安心な子どもの居場所や道路交通の整備へのニーズが高くなっています。安全・安心な居住環境・道路交通環境を整備するとともに、親子がのびのびと遊び、交流できるような遊び場の確保・整備を行います。

また、インターネットの普及等、社会状況の変化によって生じる有害環境から子どもを守るために、情報モラル教育やフィルタリングの普及・啓発などの取り組みを進めます。

#### ① 遊び場の整備及び情報提供

項目	内容	担当課
遊び場の確保・整備	<p>公園や学校施設等における遊具の専門業者による点検・整備を行い、安全・安心に利用できる遊具の維持管理運営を実施します。また、必要に応じて新規の遊具等の設置の検討を行います。</p> <p>多世代が楽しめる魅力のある都市公園づくりの一環として、従来のわんぱく公園を大規模拡充した「市民防災公園」として整備し、誰もが集い・交流できる機会を提供します。</p> <p>市民交流施設「海南 nobinos（ノビノス）」において、子ども達の遊び場や親子の交流の場を提供します。</p> <p>保育所等の園庭を開放し、親子の遊び場の確保に努めます。</p>	都市整備課 管理課 教育委員会総務課 生涯学習課 子育て推進課
遊び場に関する情報提供	市の広報誌・ホームページ等の活用により、遊び場や公園、イベント、開園情報等の地域住民への情報提供を行います。	管理課 生涯学習課 子育て推進課

## ② 安全な居住環境・道路交通環境の整備

項目	内容	担当課
通学路等安全な道路環境の整備	<p>通学路の安全を確保するため、道路管理者、警察、教育委員会等で構成する通学路合同対策会議を開催し、課題となった箇所について、学校、保護者、自治会、道路管理者、警察、教育委員会等が参加する合同点検を実施します。合同点検で明らかになった対策必要箇所については、歩道整備のようなハード対策や、交通安全教育のようなソフト対策など、その場に応じた具体的な対策メニューを検討し必要な安全対策に取り組みます。</p> <p>幼稚園や保育所・こども園では、散歩経路の安全点検を実施し、経路の見直し等、安全対策に取り組みます。</p>	建設課 学校教育課 子育て推進課
放置自転車等の防止	放置自転車等の撤去を実施し、通行の安全、快適な生活環境の維持に努めます。	市民交流課

## ③ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

項目	内容	担当課
情報モラル教育	情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度を育てるため、教科・道徳・学級活動での指導のほか、青少年センターの出前授業や外部講師を招いての研修会の実施など、情報モラル教育の充実を図ります。	学校教育課
SNS 等、インターネット利用に潜む危険性についての啓発	管内で発生している事案を共有し、学校に対する文書による啓発や、校長会・教頭会等での情報提供を行うなど、教職員に対する啓発に努めます。 出前授業や人権教育研修会など、学校での学級活動等を通じ、携帯電話やインターネット利用の際ににおける有害情報の危険性や、ルール・マナーの指導を行います。また、保護者に対してフィルタリングサービスの利用促進等について周知・啓発を行います。	学校教育課 生涯学習課
青少年センターにおける環境浄化活動	コンビニ等への立ち入り調査、夜間補導と同時に、店主に未成年へのタバコの販売拒否などの協力を依頼します。	生涯学習課
「社会を明るくする運動」及び「夏の子どもを守る運動」の実施	犯罪や非行のない安全・安心な地域社会等を築くため、「社会を明るくする運動」「夏の子どもを守る運動」等の街頭啓発を行います。	市民交流課

## (2) 子ども等の安全の確保

全国的に通学時や園外保育時の交通事故等、子どもが巻き込まれる事件・事故が後を絶たず、交通安全対策は必要不可欠です。子どもの交通安全対策を進める一方、大人に対する交通安全ルールの遵守を徹底します。

また、子どもを事故や犯罪から守るために、市民、行政、学校、関係機関や団体等が連携し、地域が一体となった防犯活動の展開や交通安全活動を推進します。

### ① 交通安全教育の推進

項目	内容	担当課
交通指導活動	交通指導員等により、大規模量販店等における啓発活動を実施します。	市民交流課
交通安全教育	<p>海南警察署等の指導による、幼稚園や保育所・認定こども園での園児や保護者に対する交通安全のDVD 視聴や歩行指導等、親子交通安全教室を実施します。</p> <p>小学校では、交通安全のDVD 視聴や歩行指導、自転車実技指導等、交通安全教室と定期的なセーフティーネットを実施します。また、通学路の安全点検等を行い、登下校指導等を通じて児童に注意喚起を行います。</p> <p>中学校では、定期的に自転車点検や通学路の安全点検等を行い、登下校指導等を通じて生徒に注意喚起を行います。</p>	学校教育課 子育て推進課
大人の交通マナー向上の推進	関係機関、団体と連携し、ドライバーや市民への啓発活動を実施します。また近年、高齢者ドライバーの事故率が高いことから、老人クラブなどの団体と連携して、交通安全教室を実施します。	市民交流課
生きがい教室における啓発活動	生きがい教室において交通安全教室を開催し、交通安全ルールやマナーの意識向上、また反射神経を保つための体操などを通じて交通事故防止に取り組みます。	生涯学習課

## ② 防犯体制の充実

項目	内容	担当課
地域パトロール及び啓発	<p>警察と連携し、幼稚園や保育所・認定こども園、各学校における防犯教室への協力や出前授業等の実施、防犯に係る対応マニュアルの作成等で防犯意識の向上に向けた啓発活動を実施します。</p> <p>各小学校区では、学校安全ボランティア等を組織し、家庭や地域、関係機関等と連携して子どもの安全確保に努めます。また、きのくに学校警察連絡制度、ネットパトロール等により、防犯体制の整備を行います。</p> <p>青少年センターによるパトロールや地域住民の「見守り隊」による登下校の見守りなど、小学生の通学路でのあいさつ運動や下校時に合わせた青色回転灯パトロール、また、駅や学校等でのあいさつ運動を実施します。</p> <p>夜間補導、防犯・情報モラル・薬物乱用防止教室等について隨時実施します。</p>	学校教育課 生涯学習課 子育て推進課
犯罪を防止する環境づくり	公園のトイレの緊急通報ブザーの設置や、定期的な植栽の剪定を行い公園の見通しを良くするなど、防犯対策を行います。また、犯罪防止の一環として、地域での防犯灯設置及び電気料金の補助を行います。	管理課 市民交流課

## ③ 教育・保育施設等での安全管理の徹底

項目	内容	担当課
子ども等の安全確保	幼稚園や保育所・認定こども園、学童保育、各学校では、緊急時の対応マニュアルを隨時見直すとともに、避難訓練や防犯訓練等を定期的に実施し、より実効性が伴う取り組みで安全管理の体制整備を徹底します。	学校教育課 子育て推進課
安全対策の推進	教育・保育施設における施設・設備等の点検及び整備を順次行い、より一層充実させて、安全対策を推進します。	教育委員会総務課 子育て推進課

## **6 計画の推進に向けて**

### **(1) 市民や地域、関係団体等による推進体制**

本計画を実効性のあるものとして、着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や事業者等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。そのためにも、市の広報紙やホームページなどの媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動などと十分に連携を図りつつ計画を推進します。

### **(2) 庁内における推進体制**

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ様々な分野にわたるため、計画策定担当課（子育て推進課）が中心となり、年度毎に関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

### **(3) 広域調整や県との連携**

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためにには、子どもや保護者のニーズに応じて、幼稚園や保育所等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。そのなかで、保育の広域利用、障害のある児童への対応など、市の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

### **(4) 計画の進行管理**

本計画で定めた教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業などについて、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また、庁内の推進体制や「子ども・子育て会議」などにおいて、PDCAサイクル【Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

## 資料編

### (1) 用語解説

用語	定義
あ行	
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
延長保育事業	認定こども園・保育所等において、仕事の都合などで通常の開所時間での送迎ができない家庭のために、延長して保育を行う事業。
か行	
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業〈ショートステイ事業〉及び夜間養護等事業〈トワイライトステイ事業〉）。
き行	
小規模保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。
た行	
地域子育て支援拠点事業	子育てに関する相談や講座、子育てサークルなど、地域の実情に応じた事業を実施し、地域の子育て家庭への支援を行います。
地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業（学童保育）等の事業。
な行	
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
妊娠婦健診事業	妊娠の健康の保持及び増進を図るため、妊娠に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。また、産後の健康管理のため、平成31年4月より産後2週間から1か月前後にも健診を実施。

は行	
病児・病後児保育事業	病児・病後児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業。
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
放課後児童健全育成事業（学童保育）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
や行	
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条）
ら行	
利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

## (2) 計画の策定経過

日 程	内 容
令和5年10月2日	令和5年度第1回子ども・子育て会議 <input type="radio"/> 会長・副会長の選任について <input type="radio"/> 三野上小学校統合に向けた進捗状況の報告について <input type="radio"/> 令和4年度事業実施状況等について <input type="radio"/> 海南市子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和5年11月20日	令和5年度第2回子ども・子育て会議 <input type="radio"/> 第3期海南市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について
令和6年1月5日 ～1月26日	第3期海南市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査
令和6年3月25日	令和5年度第3回子ども・子育て会議 <input type="radio"/> 第3期海南市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果について <input type="radio"/> 令和6年度実施予定の子育て支援等関連施策事業について
令和6年7月19日	令和6年度第1回子ども・子育て会議 <input type="radio"/> 三野上小学校統合に向けた進捗状況の報告について <input type="radio"/> 第3期海南市子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和6年8月22日	令和6年度第2回子ども・子育て会議 <input type="radio"/> 第3期海南市子ども・子育て支援事業計画の策定について <input type="radio"/> 令和5年度事業実施状況等について
令和6年11月7日	令和6年度第3回子ども・子育て会議 <input type="radio"/> 第3期海南市子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和7年1月1日 ～1月24日	第3期海南市子ども・子育て支援事業計画（案）に対する意見（パブリックコメント）の募集
令和7年1月30日	令和6年度第4回子ども・子育て会議 <input type="radio"/> 第3期海南市子ども・子育て支援事業計画の策定について

### (3) 海南市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日  
条例第 23 号  
改正 令和 5 年 3 月 14 日  
条例第 7 号

#### (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項に規定する合議制の機関として海南市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。  
(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 72 条第 1 項に掲げる事務を処理する。

#### (組織及び委員)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育及び保育に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第 4 条 子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 5 条 子育て会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (意見の聴取等)

第 6 条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

#### (庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、くらし部子育て推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(海南市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 海南市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年海南市条例第31号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附則（令和5年3月14日条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### (4) 海南市子ども・子育て会議委員名簿

(順不同 敬称略)

委員の区分	所属・役職等	氏名	備考
学識経験を有する者	和歌山信愛女子短期大学 保育科教授	小笠原 真弓	会長
教育及び保育に関する事業に従事する者	くるみ保育園園長	上野 喜代子	
	マリア幼稚園園長	西村 章子	
	五月山こども園園長	兵藤 朱實	
	のびのびキッズ海南理事長	川野 英子	
	海南市校長会会長	大和 孝司	令和6年4月まで
		桐山 知明	令和6年4月から
	みらい子ども園園長	西谷 委子	
子どもの保護者	子育て・あそびサポートぱお理事長	張間 広子	
	海南市幼稚園保護者会代表	若林 淳	令和6年5月まで
		福田 彩加	令和6年5月から
	海南市PTA連合会会長	尾崎 大士	令和6年6月まで
		小上 智行	令和6年6月から
公募による者	市民公募	橋爪 幸	令和6年5月まで
		松村 真穂	令和6年5月から
	海南市民生委員児童委員協議会会長	本田 真利子	
		坂口 明美	
前各号に掲げる者のほか、 市長が適当と認める者	海南地域労働者福祉協議会会长	妻木 茂	副会長
		久富 康平	

第3期海南市子ども・子育て支援事業計画  
令和7年3月

編集・発行 海南市くらし部子育て推進課  
〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地  
電話：073-483-8582 FAX：073-483-5010

